都内におけるエステ危害の実態に関する調査

報 告 書

平成１４年３月

東京都生活文化局消費生活部

はじめに

エステティックサービスは、近年、消費者のライフスタイルの変化に合致し、広く普及するようになっています。

このようなニーズの高まりとあわせ、エステティックは法的な規制がなく誰でもが開業できるため、エステティックサロンの数はここ数年で大きく増加しています。また、新しいエステ機器が開発され、次々と導入されているため、エステサロンが扱っているサービスの範囲が広がる傾向がみられます。

こうした状況のなか、エステティックサービスに関する苦情や相談が、東京都消費生活センターにも数多く寄せられています。これらの情報の多くは、契約に伴うトラブルが大多数ですが、エステティックサービスによって皮膚に障害が発生したり、火傷を負うなどという被害に関するものも増加しており、治療に一ヶ月以上も要するような重篤なケースも発生しています。

そのため、都内で発生したエステティックサービスに関する被害事例を整理分析し、危害の実態を把握するとともに、安全対策に取り組むエステ業界などの関係者の状況と課題を総合的に調査することとしました。

本報告書は、このような趣旨に基づき、株式会社生活構造研究所に調査を委託し、その調査結果に基づき、都が作成したものです。調査委託の過程では、東邦大学医学部漆畑修助教授、北里研究所病院宇津木龍一氏、財団法人日本消費者協会鳥居喜美子氏、湘南鎌倉総合病院山下理絵氏、国民生活センター清水章子氏には、様々なご指導をいただくとともに、貴重なご意見を多数頂戴いたしました。深く感謝申し上げます。

平成 14 年 3 月

東京都生活文化局消費生活部

目　次

序章　調査の概要

1　調査の背景と目的

近年都内におけるエステティックサービスに関する危害相談が増加している。こうした背景には、エステティックサービスの内容や手法が多岐にわたる一方で、エステティックサービス技術についての医学的な効果や安全性に関する情報が少なく、消費者が施術等の妥当性を判断するための知識が充分ではないといった状況がある。

最近では、その業界規模も拡大し、医療機関でもエステティックサービスを行うところが増えているが、美容医療とエステティックサービスの区別が曖昧になるなど、消費者が望むサービスを提供できる事業者の選択が難しくなってきている。

以上のことからも、エステ危害の実態やエステティック技術について調査し、都の施策等に反映させるとともに、情報提供を通して都民の健康被害を未然に防止することを目的に、調査を実施した。

2　調査の概要

（1）都内における危害の実態把握

①　危害傾向の把握

都内消費生活センター相談の過去５年間の危害事例（411 件）から、全体的な特徴や近年の傾向（手法別・機器別、月別、程度別、年齢別、事業者類型等）を分析し、危害の実情をまとめた。

②　危害事例の調査

医学関連文献情報等により危害事例について調査を行い、近年の傾向について整理を行った。

（2）エステ手法・エステティック機器の状況把握

①　機器を使った施術の概要

文献や研究論文等の調査を通して、エステティック手法の原理やメカニズムを解明し、施術法による効果の違いや留意点を整理して解説した。

②　手法・機器の現状

業界団体へのヒアリングや事業者へのアンケートを通して最近流行している施術法や使われている機器等の状況について調査した。

（3）エステティックサービスと法律問題の整理

エステティックサービスの関係法規について、行政の見解（解釈）や行政指導の状況等を調査し、医療行為とエステティックサービスの問題点などを明らかにした。

また、文献やインターネット情報などから、海外におけるエステティックサービスやエステティック機器に対する規制の状況等について、日本との違いについて調査した。

（4）業界及び事業者の状況把握

①　業界全体像の状況

エステティックサービスやエステティック機器製造など、エステに係わる事業者に関する各種統計資料から、業界規模や事業者数、業界団体など、業界の全体像について調査した。

② 業界団体の活動状況

業界団体にヒアリングを行い、エステティックサービスの安全対策への取組について調査を行った。

３ 調査手法

（1）文献整理・インターネット検索

エステティック手法の原理・メカニズムなどの現状や、海外の法規・規制の動向、エステティック業界の状況や社会的な動向を把握するために、文献整理やインターネット等による情報収集による整理を行った。

（2）データ処理

東京都消費生活システム（ＭＥＣＯＮＩＳ）をもとにデータ処理を行い、エステティック危害の近年の傾向を分析した。

（3）ヒアリング調査

エステティックの国内の法規制と行政指導の状況、業界団体・事業者の状況等を多角的に捕らえるため、業界団体へのヒアリング調査を実施した。

（4）アンケート調査

エステティック事業者のサービスの現状を把握するため、アンケート調査を実施した。

（5）検討体制

〇検討委員会の設置

委託調査の中では、「都内におけるエステ危害に関する実態調査検討委員会」を設置し、委員の方々から様々なご意見ご指導をいただいた。

〇委員会メンバー

	名　前(敬称略)	職　名
委員長	漆畑 修	東邦大学医学部助教授
委員(50音順)	宇津木 龍一	北里研究所病院美容医療センター長
	鳥居 喜美子	財団法人日本消費者協会
	山下 理絵	湘南鎌倉総合病院形成外科美容外科部長
オブザーバ	清水 章子	国民生活センター相談部調査役

○検討経過

	開催日時	テーマ
第1回	2001 年 1月 26 日	①調査概要･スケジュールの確認 ②事業者ヒアリング計画について ③アンケート調査計画及び調査票（案）について
第2回	2月 26 日	①エステティックサービスの体系と全体図について ②エステティックサービスの理論と効果について
第3回	3月 14 日	①危害事例と因果関係について ②使用機器、サービス手法の安全性の検証について
第4回	3月 28 日	①報告書（案）の検討 ②エステティックサービスと法律問題について ③エステティシャン資格について ④エステティックの今後のあり方について

第１章　エステティックとは

１．エステティックの歴史と現在

エステティックはヨーロッパにおいては長い歴史を持っており、その源流は 18 世紀のフランスにまで遡るといわれている。エステティックの歴史と現状に関して、日本全身美容協会「エステティック概論」、日本エステティシャン協会「標準エステティック学」等の資料から、その概要をまとめると、以下のように要約できる。

（1） 世界の国々におけるエステティック

① フランス

エステティック発祥の地として知られるフランスにおいて、エステティックの源流は、18 世紀後半のマリー・アントワネット時代に遡る。当時の貴族社会の女性たちは、牛乳風呂や高価な化粧品を使って化粧するとともに、巨大なかつらや華やかな衣裳を身につけ、美しさを競い合った。エステティックはその流れを受け継いで化粧品業界とともに歩み発展し、20 世紀に入る頃には美顔、脱毛、マッサージというボディケアを行う現在のようなサロンのスタイルが登場している。

多くの化粧品会社は、インスティテュートと呼ばれるエステティックサロンを持ち、化粧法や美肌法を有料で教えるとともに、化粧品の販売促進を行うというエステティックの原型ともなる営業形態がとられていた。化粧品会社は世界中にメイド・イン・フランスの各銘柄を輸出し、発展してきた。「美のメッカ・パリ」のイメージは、エステティックという美容法が作ってきたともいえる。店の形態は、この「インスティテュート」と呼ばれる大型店のほかに、「サロン」と呼ばれる中規模店、２～３人のエステティシャンによる「キャビン」と呼ばれる小規模店に分かれている。

「エステティシャン」という職業が確立したのは、第二次大戦後のことである。1957 年、『ヌーベル・エステティック』の主宰者ピエール・アントニー氏が応用エステティック協会を設立し、エステティシャンを組織化、技術と知識の向上に努め、社会的働きかけを行うようになった。1963 年には、エステティシャンを国で認める〈ＣＡＰ：職業適性証明書〉の制度が設けられ、フランス文部省管轄の国家資格として認知されるなどの経緯を経て、エステティックは社会に求められる職業として成立し、ヨーロッパ全域に及ぶエステティック業界確立の基礎を築いた。

② イギリス

イギリスの場合のエステティックは、ヴィクトリア女王時代の流れを汲んでいる。男女を問わず、身体の清潔さや身体の手入れなどに関心を持ち、肌の健康と美しさを保つためにさまざまな手法・化粧品が作られ発展してきた。特に、ボディラインを整えた技術は大変優れている。独自に開発したエステティック用化粧品、各種エステティック機器の開発も活発であり、世界に輸出されている。フランスの華やかな美意識とは対照的にストイックな国民性が反映して、エステティックも大切な美容法として生活の中に浸透し、身体や肌の清潔、その手入れ法と化粧品が特に発達している。エステティックの教育や資格制度にも影響しかなり整った体制を持っている。サロンには、一般的なエステティックサロンのほかに「ヘルス・ファーム」と呼ばれる大型サロン

がある。このスタイルのサロンは、現在、日本やアメリカで人気を集める宿泊滞在型サロンの原型ともいえる施設で、トリートメントルーム、アスレチック、プールなどのフィットネス施設を持ち、専門家によるメディカルチェック、食事指導などのサービスも提供し、ダイエットを目的の利用者もいる。

③ ドイツ

ドイツのエステティックは、フランスと同様に化粧品販売と併用されるかたちでのエステティックサロンが多く、化粧品・エステティック機器等の開発も活発で、生産技術にも優れて、世界各国に輸出されている。温泉が豊富なドイツでは、温泉を利用した社交・保養・治療3つの機能がともに充実した社交場（クアハウス)、クアパーク、フリードリッヒ浴場等があり、その中でエステティック施設が利用されている。バーデン・バーデンなどが著名であるが、日本にあるクアハウスは、このドイツのクアハウスに端を発したものである。

④ アメリカ

アメリカの場合、エステティックは100年近い歴史を持っている。第二次世界大戦後の繁栄によって、ファッション、ヘアスタイル、メイクアップなどがハリウッドの女優を真似て流行し、それに合わせて肌の手入れと全身美容を組み合わせたエステティックサロンが発展した。化粧品も多く開発されると同時に科学的な肌の手入れに関心がもたれ、機器の開発も盛んになった。特に脱毛技術に優れ、日本においても電気脱毛法が導入されるようになった。アメリカのエステティックは脱毛によって発達したともいえるほどである。

1960 年代後半からアメリカ全土で「自然で健康な生活」が注目されるようになり、「ウェルネス」の思想が誕生し、あらゆる年代の女性に健康的な素肌美づくりの意識を目覚めさせ、こうした背景が今日のエステティックの基礎を築いた。1980年代になると、女性の社会進出は進み、プロポーションづくりやダイエットが話題に上るようになり、1990年代には、疲労やストレスを解消するためのリラクゼーションが求められるようになった。こうした志向を受け、各地にSPA（温泉）が開発され、メンバー制による総合的な施設が利用されている。スパは、大型で豪華なエステティックサロンに宿泊施設が備わったもので、滞在しながら健康と美容とを考えた食事と、エステティックのケアを受けるしくみである。ダイエットを行う方法も充実し、ストレス解消も出来るなど、スパは現代アメリカ社会で人気を集めている。エステティックサロンもそれぞれ目的別の専門サロンとなっている。

⑤ その他のヨーロッパ諸国

その他のヨーロッパ諸国でもエステティックは市民生活に定着し、業として活発な活動が展開されている。イタリアルネッサンスの人間性を尊ぶ流れを汲むイタリアのエステティックは、ボディマッサージ技術が盛んで、それにあった化粧品や機器等が開発され、発展してきた。

スウェーデン、フィンランド、ハンガリー、ルーマニアなどの北欧・東欧の国々では「サウナ」温泉療法が古くから発展、その流れを汲んでエステティックも発展した。太陽光が少ないことから肌をやく機器等が盛んに開発され、世界に輸出されている。フィンランドでは健康保険の対象

にエステティックが含まれるなど活発である。

（２）日本におけるエステティック

日本における美容文化も、さまざまな外来文化を吸収しながら形作られている。8 世紀、飛鳥・奈良時代に中国（唐）から美容医学として伝わってきたのが最初であるとされ、古書の中には、薬用洗い粉、シワとり、ツヤ出し、美白クリーム、ニキビ・シミ・ソバカス用の薬用化粧水等が紹介されている。本格的にエステティックが歴史に登場するのは、明治時代、アメリカから伝わったフェイスマッサージが始まりといわれている。また、日本では温泉を利用することと併せて浴場が発展し、同時に全身美容が行われるようになったといっても過言ではない。

近代日本のエステティックの発展を概観すると以下のようになる。

明治 38 年 11 月、当時横浜で外国人専門の理・美容院を経営していた芝山兼太郎氏がアメリカのドクター、W. キャンブルー氏から教授されたフェイシャルマッサージを基にして、現在日本のエステティックで行われているフェイシャルスキンケアの基礎を完成する。当時日本には、身体をマッサージする「マッサージ」の職業があり、盲人マッサージ組合から職域を侵すものとして抗議を受けることになったが、芝山氏は、従来のマッサージとの違いを説き、交流を重ねて相互理解を図り、フェイスマッサージを理美容界で行う基盤が作られたという。

第二次大戦時は、一時期日本の美容営業は休止せざるを得ない状況にあったが、1952 年、兼太郎氏のあとを継いだ芝山みよか氏がフランスで学んだエステティックをもとにフェイシャルとボディケア、メイクアップといったエステティックのトータルサービスを提供するサロンを開き、次々とサロンが生まれたが、社会的に定着するためにはまだ長年月を要した。日本のエステティックは当初、美容師の手で行われたことにも影響を受け、ヘアを中心に発展し、メイクアップ技術等による外装美容が大衆の関心を集めがちで、生理的な美容法ともいえるエステティックはまだ理解が浅かったということでもある。

1957 年には美容師法が制定されたが、エステティックについては法律による定義づけがないことから、さまざまな業種でエステティックという言葉が濫用され、混乱や誤解を生む要因となっている。

1980 年頃から、エステティックは一般女性の間で、ヘアスタイリングとは異なるものとしての認識が進んだ。そのきっかけは、1970 年のＣＩＤＥＳＣＯ－ＮＩＰＰＯＮの設立であるといえよう。1969 年、渡欧していた医師と化粧品研究者（山本茂一・吉田醇）がウィーンで開催された第 23 回ＣＩＤＥＳＣＯ国際会議に日本人として初めて参加し、ヨーロッパのエステティックの現状をみて、日本との落差を痛感、帰国後の 1972 年 6 月、柴山氏と協力し、日本では初めてエステティシャンの組織である「日本エステティシャン協会」を設立、翌年の第 24 回アムステルダム大会に再び参加、日本支部認可を申請、正式に登録された。

1977 年 2 月、もうひとつの世界組織「国際エステティック連盟（ＩＮＦＡ）」に日本からも極東代表として故・鳥居信隆氏が参加。世界のエステティシャンの仲間入りを果たし、国内でも全

国的にエステティシャンの教育活動が行われるようになった。

1978 年 2 月、エステティックサロンの経営者が集まり「日本全身美容協会（松本正毅理事長）」を設立、一般消費者に対し、エステティックの普及活動を開始した。

同時期日本エステティシャン協会では、1980 年にはアジアで初めてのＣＩＤＥＳＣＯ国際会議東京大会を、1987 年には、ＣＩＤＥＳＣＯ－ＮＩＰＰＯＮ国際大会（創立 15 周年記念大会）、さらに 1992 年には創立 20 周年大会、1997 年には創立 25 周年大会を開催するまでに発展、会員の規模も拡大している。

1981 年 11 月、美容電気脱毛技術者たちにより、「日本脱毛技術研究学会（中西正興会長）」が設立、ついで大手エステティックサロンの経営者団体として、「全日本エステティック業連絡協議会（石川趨吾理事長・当時）」が設立され、日本においてもエステティックに対する理解度が高まり、各地にエステティックサロンの開店ブームが到来したが、教育に重点をおいた教育先行のヨーロッパ諸国のエステティック展開とは異なり、課題がいろいろ出た。それは店舗づくりを急ぐ店舗先行型のエステティックが主流となって発展したため技術者（エステティシャン）として必要な技術、知識、人間性を持ち合わせた専門家と呼べる技術者が多くなかったこと、一般消費者もエステティックを十分には理解しておらず、必要性も認識されていなかったこと、その一方でエステ機器販売メーカー・化粧品メーカー等による速成エステティシャンの養成に拍車がかかり、マスコミのエステティックブームに便乗する形で、各地に華々しくサロンがオープンし、中身の整わないまま関心だけをあおったことなどである。

1990 年代を迎えると、女性の社会進出は活発化し、ファッションや美容に対する女性の意識が加速的に高まり、個性や生き方が重視されるような社会背景のもと、自ら美しく演出することに積極的な姿勢が見られるようになった。その結果エステティックに対する関心も高まり、さまざまな形態のサロンも急激に成長し、「エステティック」の知名度も広まった。反面、施術へのクレーム、悪質な営業形態の問題化なども急増した。

1992 年 5 月、業界主要団体によって「財団法人日本エステティック研究財団（石野清治理事長・当時）」が厚生省認可によって設立され、エステティック業の調査研究を実施した。

1997 年 2 月、業界初の厚生省認可の中間団体として日本全身美容協会の一部の会員を母体として「全日本全身美容業協同組合（松本正毅理事長）」が設立された。以来、それぞれの団体間での協調の上で日本国内におけるエステティック業界統一基準の確立に向けた各種作業が進められるようになった。

また、同年 12 月には、日本エステティシャン協会と全日本エステティック業連絡協議会が「日本エステティック連合」を結成、2000 年７月には構成団体が７団体へと増加した。

1999 年 10 月には「訪問販売法」、「割賦販売法」の一部改正によって、エステティック業界も指定業種として法規制を受けることになり、行政面からも一定のエステティック業に対する定義づけがされることになった。これによって、業の確立、エステティシャンの身分確立に向けた作業が少しずつ進むようになった。

現在、エステティックは、訪問販売法、割賦販売法によるエステティックの定義と法律の規制を受けただけで、自由業の域を脱していない。誰でもサロンをオープンでき、誰もがエステティシャンになれるというあいまいな環境は変わっていない。社会的に信頼されるためのバックボーンは未整備である。

21 世紀のストレス社会が進行する中で、女性のみならず男性も含めて、健康な素肌美とプロポーション、心身のリラクゼーションを求めてエステティックに対する期待は深まっている。また、高齢社会が進行する中で、自己実現欲求の高まりとも併せて、新しい視点のエステティックが求められているといえよう。

２　エステティックの定義

「エステティック」の定義については、現段階ではエステティック業に対する法がないこともあって、法律上の定められたものがない。団体や人によってそれぞれに定義しており、社会状況を反映して、時代によっても定義の内容は流動的である。

ここでは、エステティックの定義に関係する資料のいくつかを要約・引用することによって、その輪郭をスケッチする。

（１）日本全身美容協会による定義

日本全身美容協会は、2001 年 2 月に刊行した「エステティック概論（改訂版）」の中で、エステティックの定義に関連して次のように述べている。

- ✧ 「エステティック」は、フランス語で〈Esthetique〉、英語で〈Aesthetic〉、ドイツ語で〈Asthetik〉と表記され、現在では科学的な理論を踏まえ、精神面から働きかけ全身を美しくする美容法を指している。
- ✧ エステティックの今日的意味は「科学的な理論を踏まえて精神面から働きかけ全身を美しくする美容法」といえる。つまり、エステティックは心身美容であり、化粧やファッションという外装美容とは峻別されるべきである。「健全な精神にこそ健全な肉体が宿る」といえる。美を求める心がなければ美は決して実現しない。エステティックとは人間の心に美という形で満足を与えるためのケアである。
- ✧ エステティックとは、ひとり一人異なる肌やからだや心の特徴・状態をふまえながら、『医療的性質のない方法』により、化粧品(医学部外品)および機器・用具またはマニピュレーションなどを用いて、人の心に満足と快感とやすらぎを与えるとともに、肌やからだを美しい状態に保持・保護する行為をいう。
- ✧ エステティシャンとは、エステティックを行う技術者のことで、美容師という意味である。日本でいう美容師のことは、フランスでは結髪師（Coiffure）とよばれ、エステティシャンは総合的な美容を行う役割を担っていることを表わしている。
- ✧ エステティックサロンとは、エステティックを業として行う施設のことをさしている。ソワンエステティックとは、フランス語の〈Ｓoin〉であり、手いれ、手当て、心遣い、念を入れて、注意深くといった意味があり、「気配りのあるエステティック」が「ソワンエステティック」と考えるのがよい。

（２）日本エステティシャン協会による定義

日本エステティシャン協会は、2000 年 9 月に刊行した「標準エステティック学 理論編Ｉ」の中でエステティックの定義について次のように述べている。日本全身美容協会の定義とほぼ重なっているが、関連する部分を要約・引用すると、以下のとおりである。

✧ ドイツの美学者バウムガルテン（A.G.Baumgarten、1714～1762年）は、著書「感性の美学」の中で「エステティック」という言葉を用い、「美とは、人間に満足や快感を与える対象である」と定義し、それ以降、エステティックは美を語る言葉として使われるようになった。すなわち、エステティックの本質は、それぞれの人の心の中にある「美しくありたい」という欲求を実現し、それぞれの人に幸せと満足感をもたらすところにある。

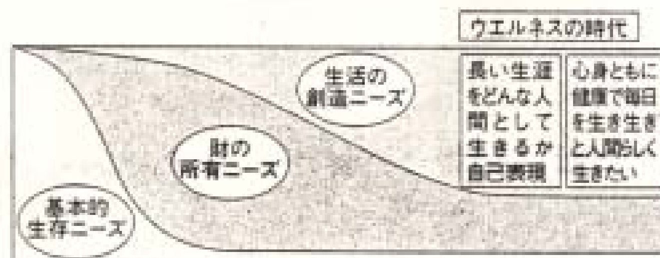
✧ 美は対象物の中にあるものか、それともそれを認識する人の心のなかにあるものか、という命題は古来多くの研究者を魅了してきた。現代の志向する美しさは、単に肌色とか顔の造形、スタイルを超えたところにある美に向かっているといえる。

✧ 英国におけるプライマリーケアにおいては、「心と体が健康であることが最高の美しさであり、それをサポートするのは、健康を保ち、促進して、病気にならないように予防することである」と表現している。「美」の基本に「健康」があるという考え方である。では「健康」とは何か？一世界保健機構（WHO）の定義（1948年）によると、「健康とは身体的、精神的、そして社会的に完全に良好な状態にあることであり、単に病気ではない、虚弱ではないということではない」というものである。肉体とともに心（精神）がともなった健康観を打ち出しているところが現代的である。

✧ 1960年代には、アメリカにおいて「ウエルネス＝wellness」という言葉が「イルネス＝illness（病気）」の対極の言葉として登場した。「ウエルネス」は自分の内なる意志と努力で「心身の良好な状態の維持管理、および回復」を目指そうとする提唱である。ウエルネスはWHOの定義する「健康」を実践する方法として新しい考え方である。「心身の良好な状態」は「美」であるから、ウエルネスは「人間美の実現」ともいえる。美やエステティックにとって「ウエルネス」は重要なキーワードである。

✧ ウエルネスの定義は、「ひとり一人が、もっとすばらしい人生、幸せな生活があることに気づき、それを選び取って積極的な生き方を作り出していくこと」である。

図表１－１　戦後の生活ニーズの変化



図表１－２　ウエルネスの実現



資料出典：「標準エステティック学・理論編Ⅰ」

- エステティックは健康な人に対し、「心身を美しく健やかにし、これを保つために、エステティシャンが行う総合的な指導、施術行為」であり、病的な皮膚や身体の一部分を治療することではない。日本における「エステティック」は、人の心にある美しくありたいという欲求を実現し、それぞれの人に幸せと満足をもたらすもので、そのための「手入れ」、「気配り」が「ソワンエステティック」である。それは、ひとり一人の異なる肌や身体や心の特徴・状態を踏まえながら、化粧品または医薬部外品など、および機器・用具または手技などを用いて、人の心に満足とくつろぎとやすらぎを与えるとともに、肌や身体を健康的で美しい状態に保持・保護する行為をいう。

（３）その他業界団体等による定義

- 日本エステティシャン協会、全日本エステティック業連絡協議会が作成した「公正競争規約合同試案（1989 年 7 月作成）」においては、「エステティックとは、手技または機器、用具、用材、化粧品、食品などを用い、心身を美しく健やかにし、これを保つためにエステティシャンが行う総合的な指導、施術行為を伴う全身美容法（スキンケア、ボディケア、メイクアップ、脱毛、カウンセリング）をいう」としている。
- 日本エステティック連合が定めた「エステティック業　倫理綱領」と業界における事業活動の適正化を目的として作られた自主基準に使われる定義によると、「エステティック業とは、主に、手技、機器等を用いて人の皮膚を清潔にし、美化し、もしくは体型を整え又は体重を減ずるための指導又は施術を行う事業所を言う」としている。

以上の定義を踏まえて、エステティックサロンでさまざまに展開される施術があり、これを含めた形でエステティックの全体像を描き、本報告書で扱うエステティックサービスの範囲を定めている(p.20 参照)。

３　エステティックサロンで行われる施術

（１）　業界によるとらえ方

①　日本全身美容協会によるとらえ方

日本全身美容協会の「エステティック概論」によると、エステティックサロンで通常行われる施術は、「顔の肌に対するもの、プロポーションづくりに対するもの、全身の肌に対するもの、全身のむだ毛に対するもの、精神面に対するものなどがあげられる」となっている。この概要を要約すると以下のとおりである。

ア．フェイスケア：

顔の素肌を整え、老化を予防し、美しい状態を維持するための手入れ法。正常肌を維持するための手入れ法と、疾病とは関係のない、美容上のトラブル肌を美しい素肌に近づけるための手入れ法がある。

フェイスケアの目的は、保護（手技あるいは機器・用具・用材・化粧品等を用いて、素肌を外界環境から守ることによって、素肌の健康美を保ち続けるために行う）と調整（乾性肌・脂性肌・混合肌・軽度のニキビ・老化の兆候といった素肌を整え、トラブルを抑えるために行う）である。

標準的手入れ方法は、クレンジング洗顔、石鹸洗顔・洗顔パック・機器による吸引洗顔、スキンケアマッサージ、栄養パック、化粧水・クリーム・乳液による保護栄養などがある。

効果は次の７点である。

- 素肌を完全に清潔にする
- 肌の循環機能（血流・リンパ）を良くする
- 素肌にはりと弾力を保たせる
- 素肌を整え、トラブルの予防を助ける
- シワ、その他の老化現象の発生の予防を助ける
- 素肌のキメを細かくし、肌を柔軟にする
- 精神的に満足感や快感をもたらし、フレッシュな気分にさせる

イ．ボディケア：

全身の素肌を美しくするための手入れ法。目的は保護（フェイスケア同様、全身の素肌の健康美を保ち続けるために行う）と調整（全身の素肌の調和をもたらせ老化現象を予防する）である。

標準的手入れ法は、ボディ・スキンケアマッサージ、ボディパックである。ボディケアの手入れ法はリラクゼーションを目的として、それぞれケアテクニックを用いる。

効果は次のとおりである。

- 全身の素肌を清潔にする
- 全身の血液やリンパの循環機能を良くする
- 全身の素肌を整え、たるみ等その他の老化現象の発生の予防を助ける

・　全身の素肌に柔軟性と滑らかさをもたらす
・　精神的に満足感や快感をもたらし、リラクゼーションした気分にさせる

ボディケアの中にうぶ毛の手入れ法としてのワックス脱毛を含んでいる。ワックス脱毛の目的は、気になる部位のうぶ毛を一時的に処理し、美しい素肌を見せることである。

ウ．プロポーションケア：

身長・体重・バスト・ウェスト・ヒップ・太もも・ふくらはぎ・足首など身長と体重と各部分部分の均整をもたらし、美しいプロポーションづくりのための手入れ法。

目的は、身体の各部分の調和をもたらし、均整美をつくるため、身長に対し、標準体重に近づけるため、全身の体型の補正やたるみの引き締めを行い、老化現象を予防することである。

標準的手入れ法は、ボディケア・マッサージ、各種機器を用いた筋肉運動、化粧品を用いたプロポーションメーク、温浴器、遠赤外線を用いた発汗促進など。

効果は以下のとおりである。

・　全身の血流とリンパの循環をよくする
・　全身の筋肉に柔軟性をもたらし、筋収縮作用をもたらす
・　ボディラインを引き締め、均整美づくりを助ける
・　全身の素肌を整え、たるみその他の老化現象の発生の予防を助ける
・　精神的に満足感や快感をもたらす

エ．美意識的精神面に対するケア（カウンセリング）：

人間の健康美づくりに対する悩みや不安を除くためにその原因を追求し、さらに日常生活のリズムを規則正しく送るための指導をしたり、原因を取り除くために美容的精神面から、悩みを解消して行くことを目的としたカウンセリング。

目的は多様で、ビューティー・カルテを作成する、顧客を理解し、悩みの原因を発見する、顧客に誤った美づくりを気づかせ、自ら決定、行動するよう動機づける、正しい施術法を選定する、日常生活のリズムづくりや正しいホームケアの指導を行う、美づくりに対する本人の願望イメージを確認するなどもある。

標準的カウンセリング法は、来店目的の確認、相談内容により、悩みの原因をチェックする、施術内容と目的の説明、生活アドバイスその他である。

効果は以下のとおり。

・　自分の悩みを理解し、理解してもらえることの満足感への助けとなる
・　正しい美づくりの自覚をもたらす助けとなる
・　美を損ねている原因の確認の助けとなる
・　生活リズムづくりの助けとなる
・　自分自身を理解してくれる人がいることの安心感をもたらし、美づくりに対する目標設定の助けとなる

オ．その他：

メイキャップ・ハンドケア・フットケア等容姿を美しくすることを目的とした美容法。標準的手入れ法は、メイキャップ、ネイルケア、ハンドケア、フットケアである。

効果は以下のとおりである。

- 手・足の素肌を整え、シワやたるみその他の老化現象の発生の予防を助ける
- メイキャップによる表情づくりを助ける
- 歩き方、姿勢等全身の美の表現づくりを助ける

エステティックの目的は「医学性質のない方法により、人体を美しくする」美容である。医学的性質を持ったエステティックは、医師が疾病と考えられる人を対象にする分野で「メディカルエステティック」と呼ばれる。一般に言われるエステティックは、「ソワンエステティック」として、スキンケア（素肌の手入れ）・ボディケア（プロポーションづくり）その他人間の容姿を美しくするための行為で、顧客のその時その時のコンディションや精神状態などの調和をはかりながら、技術とアドバイスを根気良く繰り返して、医学的性質が原因でない美容上の悩みを解消する手伝い行為がエステティックの守備範囲である。

また、「心の時代」といわれる現代において、肌を通じてコミュニケートすることによって、孤独化する実生活面において「人間性の回復」という重要な課題に対し貢献する役割と使命を担っているのがエステティック業であり、技術者である。

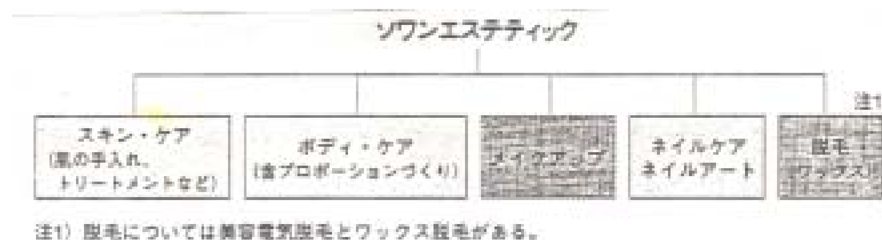
② 日本エステティシャン協会によるとらえ方

日本エステティシャン協会は、「標準エステティック学・理論編Ⅰ」において、ソワンエステティックを、スキンケア、ボディケア（手・足のケアを含む）、メイクアップ、ネイルケア（ネイルアート）、脱毛の６種類に大別している。

エステティックの目的を達成するために、いろいろな技術、方法が使われるが、日本エステティシャン協会は「その中心となるのがエステティシャンの存在である」としてソワンエステティックの概念を図に表現している。「手技を主としたものであれ、機器を主としたものであれ、これを行うエステティシャンが、エステティックにとって何よりも重要である」と考えるからである。

エステティシャンには、「高い技術水準と豊富な経験と人間性、そして、皮膚や心、身体、あるいは化粧品などのエステティック科学に関する深く、広い知識が要求される」としている。

図表１－３　ソワンエステティックの分類



出典：「標準エステティック学・理論編Ⅰ」

（２）本報告書で扱う範囲

①　エステティックサービスの要素からみた範囲

エステティックサービスとは、三つの要素（手技、化粧品、機器）から構成されている（図表１－４参照）。

そして、実際に行われるサービスは、それぞれの単独の要素を使って行われるケース、２～３つの要素の複合的な組み合わせにより行われるケースがあり、複数の要素による相乗的効果を期待した施術方法が主流となっていると思われる。

こうしたエステティックサービスの安全性について調査するには、三つの要素それぞれについて調査する必要があるが、

（ｉ）「化粧品」については「化粧品の安全性等に関する調査（1998 年度東京都調査）」があることや、実際に使用されている化粧品成分の特定が難しいこと、

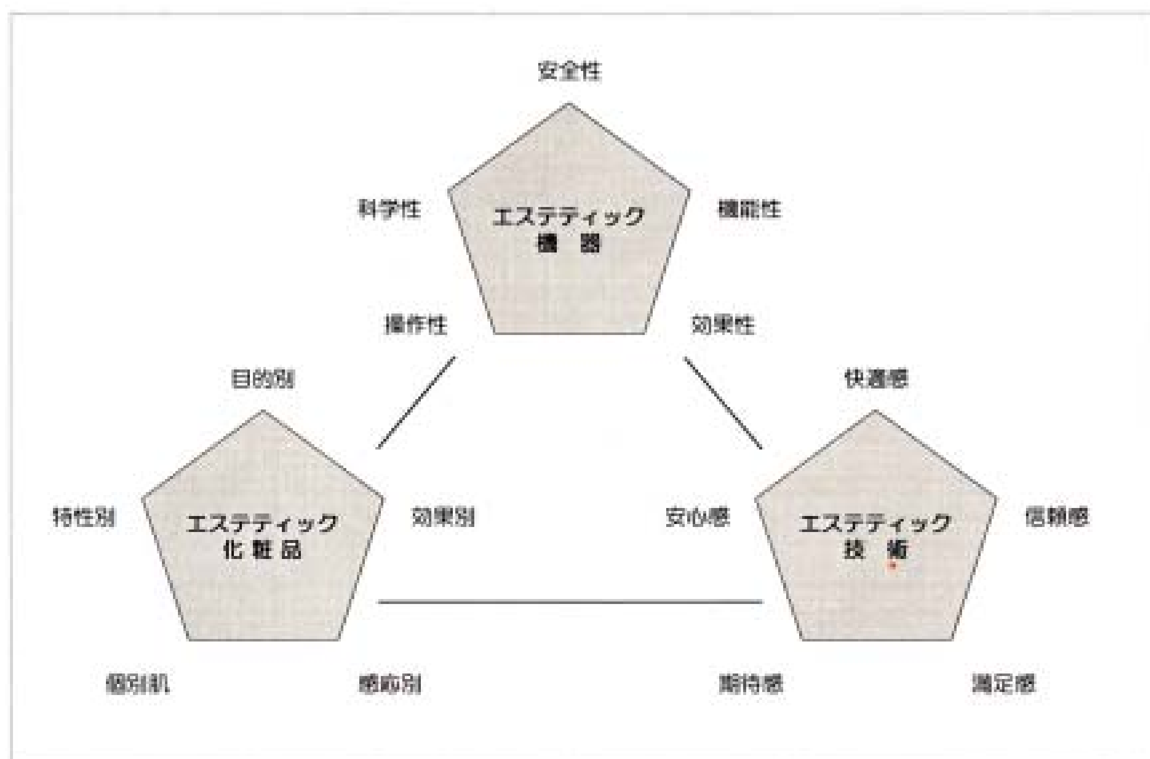
（ii）最近は機器を使ったサービスが主流となってきていること、

（iii）機器を使った施術による危害相談事例が多いこと、

などから、本報告書においては、「エステティック機器」を使った施術方法に注目しつつ、安全性について調べていくことが適当と思われる。

本報告書では、危害相談事例を使用機器と施術方法別に分類し、それぞれの安全性について調査を行った。

図表１－４　エステティックサービスの要素



出典：クレアボーNo.５（1996）p.７「滝川晃一『エステティック機器の現状と今後の課題』」

②　**エステティックの分野からみた範囲**

Ｐ19 でみたように、エステティックの分野はソワンエステティックとメディカルエステティックに分けられているが、近年医療行為としての美容医療も増えており、その領域もあいまいになっているといわれている。

そこで、本報告書では美容医療の分野を除き、ソワンエステティックとメディカルエステティック分野に該当するものについて、安全性に関する調査を行った。

図表１－５　エステティックの分野からみた範囲



③　エステティックサービスの全体像からみた範囲

エステティックサービスについて調査するにはその全体像を把握し、使用されている機器の実際を調べる必要がある。

しかし、実際のエステティックサロンで行われているサービスの全体像を表したものはほとんどない状況である。

本報告書では、「標準エステティック学（日本エステティシャン協会)」や「エステティック概論（日本全身美容協会)」や業界団体ヒアリングなどをもとに、エステティックサロンで行われているサービスの体系図を便宜的に作成し、行われている施術方法について調査を行った（図表１－６参照)。

図表１－６　エステティックサービスの体系



第２章　機器を使った施術

エステティックサロンでは、ハンドケアを効果的、あるいは補足したり、ハンドケアでできないケアを行うなど、効果的な施術ケアを行うために、多様な機器や用具が活用されている。

そこでまず、エステティックサロンにおいて多く用いられる施術ケア機器、低周波機器、高周波機器、超音波、イオン導入、吸引、スチームの原理を、日本エステティシャン協会「標準エステティック学　理論編Ⅰ・Ⅱ、技術編Ⅰ・Ⅱ」から引用する。

また、近年エステティックサロンでの施術が増え危害も増えている「ケミカルピーリング」については山下理絵氏の論文より、「レーザー美顔術」については近畿弁護士会連合会消費者保護委員会報告書から引用する。

１　エステティック機器の原理

エステティック技術に使用される機器の多くは、医療品の機器が原理となってエステティック用にアレンジされている。しかし、エステティック機器は健康な身体に使用し、緩和な作用であることが大前提であり、病気を治療する医療品機器とは異なっている。

電気や光・熱・力などの物理的エネルギーを病気の治療に用いる方法を、一般に理学療法（または物理療法）という。理学療法には、鍼治療、灸治療、指圧などの東洋医学系の物理療法と、電子療法、光線療法など科学的エネルギーを利用する西洋医学系の理学療法とに大別できる。

理学療法の定義は、WHO（世界保健機関）が「運動療法、熱、光、水、電気、マッサージなどを用いる身体的治療の科学および技術であり、治療目的は鎮痛、循環促進、障害の防止と矯正、筋力の可動性・協同性などの最大限の回復を図る療法である」と既定している。

理学療法の原理は、次のように考えられる。「生体は生理機能を自動的に調整して、内部環境の恒常性を保って健康を維持するが、何かの理由でこのバランスがくずれ、調整が失われると病気になる。理学療法はこのくずれたバランスを回復させるために、身体の表面にゆるやかな継続的刺激を加え、血液やリンパの循環を促進し、神経や筋肉の動きを調整して生体のひずみをとり、反応の正常化を図る。」

施術用のエステティック機器の基本原理も作用は緩和だが、この理学療法の原理とまったく同じだといえる。

図表２－３　理学療法の分類

電気療法	**①　低周波療法、感電電気療法、平流電気療法** **②　イオントフォレーゼ、電気浴** **③　マイクロ波療法、超短波療法** **④　超音波療法** **⑤　静電気療法、磁力線療法、超長波療法、電気睡眠療法**
光線療法	**①　赤外線療法** **②　紫外線療法** **③　炭素アーク灯療法** **④　日光浴**
温熱・水治療法	**①　罨法** **②　治療浴** **③　鉱泥浴**

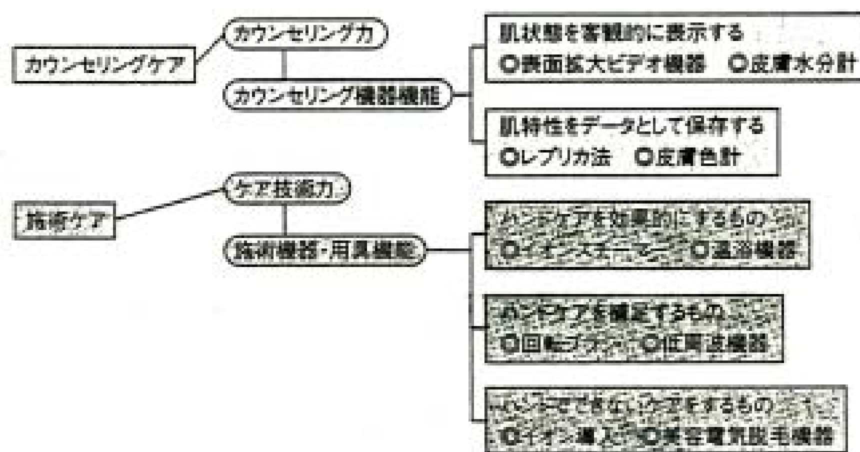
	④　パラフィン浴 ⑤　ホットパック ⑥　蒸気浴 ⑦　温冷浴 ⑧　気泡浴、濁流浴、振とう浴、浴中圧注法 ⑨　超音波浴 ⑩　サウナ浴 ⑪　圧注療法 ⑫　運動浴 ⑬　温泉浴
メカノセラピー （機械的療法）	①　マッサージ、マニピュレーション、カイロプラクティック ②　徒手矯正 ③　運動療法 ④　牽引療法 ⑤　鍼、および灸療法

２　エステティック機器の種類

サロンで使用されるエステティック機器は、カウンセリングを効果的にするために使用する機器とエステティック施術効果を高めるために使用する機器とに分かれる。

エステティック機器を基本機能別に分けると次のようになる。

図表２－４　エステティックの機器



以下、それぞれの機器の特徴について引用する。

（１）　カウンセリング用機器

カウンセリングは、客の悩みを解消して、自信をもって手入れしてみようという気になるように気づかせる心のケアがまず必要である。そして、肌状態を観察して今の肌状態を客の望みの状態にするための最適な施術方法を選択して、客にポイントをわかりやすく説明する。

このカウンセリングを行うには、エステティシャンの知識・技術とともに接客マナーなどに

より、客に安心感と信頼感そして期待感を与えられる「カウンセリング力をもつ」ことが必要になる。このカウンセリングケアを行いやすくするための手段として、「エステティックカウンセリング機器」を活用することがある。これらの機器には、客の肌状態を数字でわかりやすく表示して、今の肌状態をはっきりと認識させたり、確認したりするのに用いられる。また、手入れ後に再び使用して、施術効果を確認したりするのに用いられる。しかし、これらの機器のほとんどは、化粧品技術者や皮膚科学者が微妙に変化する皮膚状態を研究するために使用されるものが基本になっているため、機器を精度よく使いこなすにはかなりの熟練が必要であり、また機器のメンテナンスも必要になる。また、これらの機器から表示される画像や数字の意味を解釈し、それらの状態やそれに必要な手入れメニューを客に説明するには、肌科学の十分な知識が必要である。

一般には、エステティシャンや客が肌状態をみたり、触れたりしたときの表現項目とそれらの感覚尺度（官能的測定法）にできるだけ対応するような状態を表現する機器が開発されたり、利用されたりしている。代表的な機器の原理と特徴は次表のとおりである。

図表２－５　代表的な機器の原理と特徴

肌の測定項目	機器測定原理	機器一般名
肌のきめ（表面の凸凹）	ビデオカメラで拡大表示	拡大ビデオカメラ法
	レプリカをとり拡大観察分析	レプリカ法
肌表面の水分量	電気伝導度測定	皮表水分計
肌表面の皮脂量	テープへの油分付着量測定	皮脂量計
	ウッドランプ蛍光観察	ウッドランプ
肌の弾力性	皮膚の吸引特性測定	皮膚弾力計
肌の色	皮膚の反射特性測定	皮膚測色計
肌の温度	皮膚温度測定	皮膚温度測定計
体脂肪率	電気伝導度測定	体脂肪計（概算）

近年、小型ビデオカメラを用いた「肌表面拡大観察機器」が各種開発され、使用されている。肌表面が拡大されてテレビ画面に映し出されるため、客に強い印象を与えることができるが、その画面を判断してわかりやすく解説するエステティシャンが重要な役割をもっている。

（２）　施術ケア機器

エステティック施術ケアは、カウンセリングにより得られた情報から今の客に最適な施術メニューを、手法・手技・化粧品・機器から選び、さらに使用条件を決めてから行われる。施術ケア技術は、エステティックのハンドテクニックと化粧品の機能が基本になる。しかし施術ケアを効果的に行うために、さまざまな機器や用具が活用されている。これらには、温熱・振動・回転・電流・圧力・光・超音波などが利用されているが、本来はリハビリテーション医学などに利用されている「理学療法」機器からエステティック用に応用開発されてきたものが多いようである。

施術ケア機器を使用目的別に分け、それらの代表的な機器の原理と特徴を示したものが次表である。

図表２－６　代表的な施術ケア機器

機器の使用目的	機器原理	機器一般名
☆肌から汚れを除く	★やわらかいブラシを回転させて洗浄料の泡に汚れをつける ★毛孔などの汚れを吸引する ★静電気力で微粒子を除く	●回転ブラシ機器 ●吸引機器 ●低周波電流機器
☆水分を与えて肌を軟らかくする	★均一に微粒スチームを与える ★水分や化粧水をスプレーする	●イオンスチーマー ●スプレー機器
☆温めて循環促進する	★遠・近赤外線で温める ★電熱で温める ★温浴で温める	●赤外線機器 ●保温マットなど ●温浴機器
☆冷やして鎮静する	★ペルチェで冷やす	●冷却機器
☆マッサージをして循環・代謝促進、筋強化、快適化をする	★ガラスカップの吸排気で肌を振動する ★磁気により振動を与える ★電気作用で筋肉運動を起こして筋強化と代謝を促進する ★空気圧により引き締め緩和の繰り返しをする ★圧縮空気を当てて組織の緊張をほぐす ★超音波により組織にマイクロ振動を与える	●吸排気振動機器 ●磁気振動機器 ●低周波電流機器 ●空圧機器 ●風圧機器 ●超音波機器
☆成分を肌に浸透	★イオン化成分を電気反発力で浸透させる	●イオン導入機器
☆毛包組織を破壊する	★高周波電流による熱と直流電気分解による化学物質で組織を破壊する	●美容電気脱毛機器

施術ケア機器は、使用部位と使用目的によってフェイシャル機器とボディ機器に分けられる。また、機器の機能が独立した施術機器と機能が組み合わされた複合施術機器がある。

フェイシャル機器は、施術ステップに合わせて効果的に使用できるように、必要な機器機能を何種類か組み合わせて一体化されている。イオンスチーマー、回転ブラシ機器、スプレー機器、吸引機器などが一体化され、設置するにも場所をとらず安全に使用できるように工夫されている。

３　主な機器と特徴

①低周波機器

○　低周波機器の背景と原理

エステティック技術で用いられる低周波機器は、医療に用いられる低周波機器が原点になっている。低周波電流とは、物理学では 20,000㎐ 以下で振動する交流をいうが、この医療で使われている電流は、一般の交流（正弦波交流）ではなく、筋肉が収縮したときに起きる電流と似ているパルス（直流断続波）である。この電流を「低周直角脈波」といい、毎秒数回から千回程度の頻度で連続的に発生する矩形型の脈波（パルス）のことである。この電流は比較的容易に皮下に流入して、神経や筋に有効に働くが、生体への効果は次の条件によって決まる。

・ 電流、電圧の波形とそのパルス幅
・ 電流、電圧の周波数
・ 電流、電圧の極性
・ 皮下に流入する電気量（肌の表面状態）
・ 作用時間

低周波機器の生理的効果の主な原理は以下の作用である。

・ 刺激作用------電流を流すと筋肉の興奮が起き、筋収縮が生じる

・ 通流電極作用------陰極と陽極でその作用は違い、電流を止めてもその効果は数時間程度持続する。通流電極作用の特徴は次表のとおりである。

図表２－７　通流電極作用の特徴

陰極通流効果			
生理現象	通流の初期	一定時間後	通流効果と治療
イオン透過性 分極性 興奮性 閾値下降	減少 増大 増大 上昇	増大 減少 減少	神経や筋肉の鎮静・鎮痛・鎮炎症・消炎などの効果が期待できる
陽極通流効果			
生理現象	通流の初期	一定時間後	通流効果と治療
イオン透過性 分極性 興奮性 閾値上昇	増大 減少 減少 下降	減少 増大 増大	興奮性の増大・閾値の下降により、神経や筋肉の麻痺への効果が期待できる

○　エステティック低周波機器の特徴

エステティック技術に用いられる低周波機器は、医療品機器の電気出力を下げてつくられているが、この機器の主な作用は、必要に応じて筋肉の収縮運動を不快感なく連続的に引き起こすことにある。

低周直角脈波は、神経の電流と同じように連続的に筋肉の収縮運動を起こさせる。この原理は次のとおりである。

筋肉を神経が刺激すると、筋肉線維（筋肉細胞）の細胞膜付近にイオンのかたよりが起き、細胞膜界面に分極が生じて、その刺激で筋肉の収縮が起こる（興奮）。その後、その細胞でカルシウムイオンの移動が起きて、電気刺激が消えて筋肉は弛緩（元に戻る）する。この刺激が繰り返されると、大きな筋肉収縮が起こる。このように、神経の筋肉への活動は細胞膜を横切ってのイオンの出入りによって、電気が起きたり（活動電位）、電気が消えたり（脱分極）が隣の細胞に伝えられて、次々と伝わっていく。この神経電流と同じように、筋肉が興奮すると電気が止まり、脱分極した後、再び電気刺激をするような電流が低周直角脈波であるということができる。

エステティック機器では、200Hz 以下で、10mA 程度で使用される。

○　エステティック低周波機器の効果

筋肉組織は使用しないと萎縮して弱くなり、動かすことによって筋肉組織を強化することができる。また、持続的に筋肉運動すると、筋肉の周りの脂肪をエネルギーとして代謝することになる。

そこで次のようなエステティック効果が期待できる。

・ 血管やリンパ管の筋肉運動をさせることで、血液やリンパの循環を促進する。

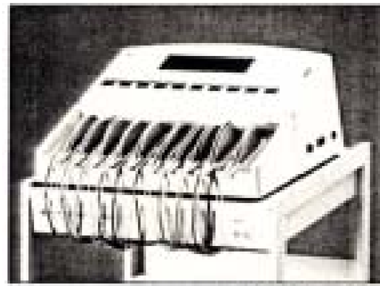
・ 筋線維を活性化させて、筋肉の伸縮力を維持したり、高めたりする。

・ 筋肉の周りの脂肪の代謝を促進して、体脂肪を減らす。

その結果、

・ 細胞賦活作用
・ フェイスラインリフティング
・ ボディラインリフティング
・ シェイプアップ

などに用いられる。

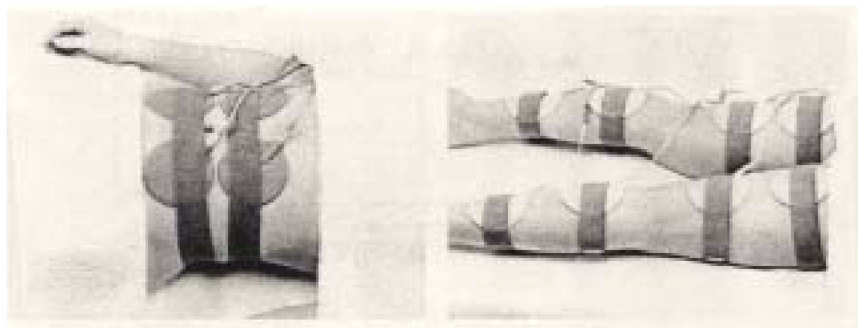

ボディ低周波機


ボディ低周波機

○　**低周波による作用**

低周波電流の作用によって、筋肉に収斂運動を引き起こし筋組織を強化する。また、持続的に筋肉運動をさせることにより、脂肪の代謝を促進しプロポーションを整える。

また筋肉運動を促すことにより、血液やリンパ液の循環を活発にし、細胞機能と新陳代謝を促進させる作用もある。



②　高周波機器

○　**高周波機器の背景と原理**

エステティック高周波機器も医療機器が原形になっている。

高周波とは、一般に周波数が 10,000㎐ 以上の電磁波をいい、周波数が大きくなるほど、光のように直進したり、反射するようになり、皮膚内部への透過性も増す。

これらの電磁波は生体の内部に透過して、組織の間で熱を発生させるが、このことを温熱効果（ジアルテミー）という。マイクロウェーブ波は、水分を多く含む組織（筋、血液）に多く吸収され、脂肪にはあまり吸収されないため、皮下脂肪を過熱することなく深部を暖めることができる。

稳和な温熱効果は組織の血流を増して、酸素の取り組みを多くし、代謝を高めるため、慢性の炎症状態を繰り返す場合に医療では利用している。

○　エステティック高周波機器の期待と効果

エステティック高周波機器も医療機器と同じように、皮下の組織を温めて血液やリンパ液の循環を促進し、組織の新陳代謝を高めることが期待できる。皮膚内部から細胞が活性化して皮膚代謝が促進し、マッサージと同じような美肌効果につながる。

生体内部の適度な加温は自律神経を調整させて、リラクゼーション効果をもたらすことができ、それによってストレス解消の効果も期待できる。

美容電気脱毛機器では、高周波電流は毛包組織を熱で破壊するために使用されている。

○　高周波による作用

高周波電流の特徴を利用した手入れである。フェイシャルに使用する高周波は、100,000Hz 以上の周波数をもつ電流だが、その非常に速い振動が皮膚表面に作用して美容的な効果をもたらす。高周波による手入れには、機器の使い方により「直接法」と「間接法」がある。

＜直接法＞



ガラス管を用いて施術を行う方法である。ガラス管の種類や作動法によって、皮膚に対して適度な刺激を与えたり、反対に鎮静作用をもたらし、皮膚の新陳代謝を促進させる。

また高周波とともに放出されるオゾンの働きで、殺菌効果もある。直接法には「スパーキング（閃光）法」という方法もある。

＜間接法＞

技術者がマッサージをしている間、客に電極をもたせ、電流を流しながら手入れを行う方法である。筋肉線維と神経末端部分や血管を刺激し、体液の流れを活発にさせて新陳代謝を促す。



③超音波機器

○　超音波機器の背景と原理

超音波医療機器は、高周波機器と同じように組織内部の温熱効果のために1930～40年代から使用されていたが、その後、超音波の反射エコー特性を活用した体内の診断装置として広く使われている。

超音波は耳には聞こえない領域（18,000Ｈｚ以上）の音波のことで、電流ではない。音波は空気の振動であり空気中ではすぐに減衰するが、水中では振動面に直角にあたり減衰することなく進む。人体にゲルなどを塗布して空気層を除いて発信体を密着させると、組織内部に空気の振動を与えることができる。

超音波の周波数によって透過する深さが異なり、3㎒では1～2ｃｍだが、800㎑～1㎒ではかなり深くまで入って温熱効果による治療に使われている。温熱作用は超音波の出力と作用時間によって影響される。

超音波により組織に繰り返し与えられる圧縮と弛緩の振動は、生体分子間に激しい摩擦を起こすことになり、熱を発生させる。コラーゲン組織は超音波をよく吸収し、これらを含む組織は温度上昇が起こりやすい性質がある。また超音波は体内で高速のマッサージをしているとみることもでき、組織の新陳代謝を促進し老廃物の吸収も進める。

○　エステティック超音波機器の期待と効果

エステティック機器は作用がマイルドになるように、周波数や出力が設定されている。エステティック機器も医療機器と同じように、深部の温熱作用と高速マイクロマッサージ作用が期待される。

効果は次のようなものである。

・ 血管やリンパ管をマイクロマッサージさせることで、血液やリンパの循環を促進する。
・ 表皮・真皮・筋細胞レベルまで直接振動して活性化させて組織の代謝を高めたりする。
・ 脂肪層にも吸収して脂肪組織の代謝を促進し、体脂肪を減らす。
・ 真皮組織構造や脂肪組織構造にマイクロ振動を与えて、構造をコンパクトに再配列して一時的にフェイスラインやボディラインを引き締める。
・ 化粧品成分の浸透促進をする。

などに用いられる。その結果、

・ 細胞賦活作用による美肌効果
・ フェイスラインリフティング
・ ボディラインリフティング
・ シェイプアップ

なお、施術にあたっては以下のことを留意点としている。

・ 伝播触媒として、ゲルなどを使用する。
・ 発信体を皮膚に密着させて、ゆっくりソフトに移動させる（1秒間に5㎝程度）。
・ 体内で温熱感を感じないレベル（0.5から2程度）で出力調整する。

④　イオン導入機器

○　イオン導入機器の原理と特徴

直流電気の性質の中に、同じ極の電気は反発しあい、異なる極の電気は引き合うという性質がある。この性質を利用して、電気の力で有効な化粧品成分を皮膚内部に導入しようとするのがイオン導入機器である。

水に溶けてイオン化している導入したい成分を皮膚上に塗布して、同じ極の直流電気の導子を接着させ、ほかの部位に反対の極の導子を接着させて通電する。同じ極の電気どうしは反発するので、皮膚内部に浸透するのが促進される。

○　イオン導入法の期待と効果

直流電流のイオン分解作用を利用して、有効な化粧品成分を電気の力で皮膚内に導入し、皮膚を改善する。

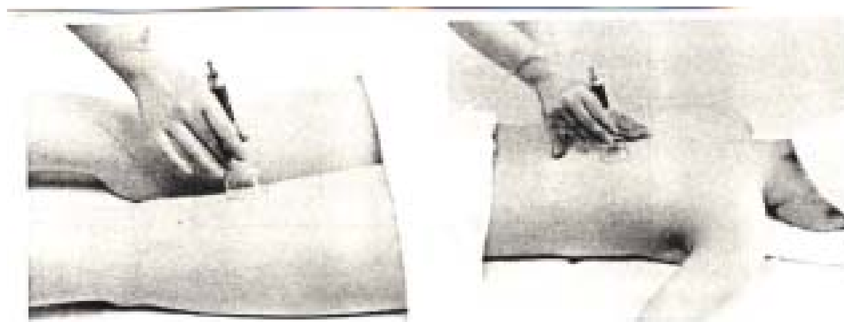


⑤　吸引機器

○　吸引の目的と効果

皮膚に専用のガラス管をあてて、その部分を吸引するという方法で行う。

毛孔につまった皮膚や汚れを取り除くとともに、マッサージ作用も伴う。リズミカルな吸引は、血液やリンパ液の流れを促進し、老廃物の排泄を促進し新陳代謝を高める。むくみやセルライトの改善に効果的である。



⑥　スチーム

○　スチームの目的と効果

蒸気が毛孔を開き、深部の汚れや余分に皮脂を取り除きやすくする。

皮膚温が上昇することにより、決行を促進し、しっとりとうるおいのある皮膚にする。同時に、神経を鎮め、心身のリラクゼーションを促す。

⑦　ケミカルピーリング

ここ数年、ケミカルピーリングによる美顔術を施術するエステティックサロンが急激に増えており、第３章にも示すように危害もまた増加してきている。そのため、機器を使用したエステティックサービスとはやや異なるのが、ここで取り上げる。

ケミカルピーリングの理論については、湘南鎌倉総合病院山下理絵氏の論文「レクチュア：ケミカルピーリングとは」（P132～134、皮膚の美容外科）から引用する。

○　ケミカルピーリングとは

ケミカルピーリングとは、皮膚に化学物質を塗布し、表皮または真皮を剥離させ、その再生する自然治癒過程を利用し、主に若返り目的（rejuvenation）に始められた剥皮術の一方法である。本邦においてもフェノール酸やトリクロール酢酸（以下ＴＣＡ）によるピーリングが行われていたことがあったが、色素沈着が増悪したり、瘢痕などの合併症を起こす危険性が高く、黄色人種には適応がないものとされ定着しなかった。しかし、最近グリコール酸を主とするα-ハイドロキシ酸（以下ＡＨＡ）によるピーリング法が開発され、合併症も少なく安全性が上がり、1998年以降より急速に普及している。

○　歴史

美肌目的にピーリング効果のある薬剤を塗ることは、4,000年以上昔のエジプト文明のころに民間療法として行われていた。医療的には約100年前、1882年ドイツの皮膚科医Unnaがサリチル酸、レゾルチノール、フェノール酸、ＴＣＡの特性を記述し、1900年代に入り、Unna’s pasteを用いたのが初めであるといわれている。その後1903年より英国の皮膚科医Mackeeがフェノール酸の使用によりニキビ痕の治療を行い、1952年に報告した。1960年に入り形成外科医Bakerが、フェノール酸によるピーリングを若返り法として確立してから米国では急速な発展をみた。1962年ごろ、AyresらはＴＣＡを用いたピーリングを考案したが、これが広まったのは1980年代後半以降である。現在最も使用されているグリコール酸は、1974年ごろVan ScottとYuが研究を開始し、1984年に報告した。この方法が、1990年に入りレーザーピーリングとともに米国で流行し、本邦においても1994年よりＡＨＡの輸入認可が厚生省より下り、現在のブームに至る。ＡＨＡのほかにも、ＴＣＡピーリングを改良したDr Obagiピーリング（ＴＣＡ42%配合）が登場し、本邦でもブルーピーリングの名でＡＨＡより強いピーリングとして知られ、1998年より日本での施術も可能となった。またサリチル酸（35%）の単独使用もみられるようになってきた。

○　メカニズム

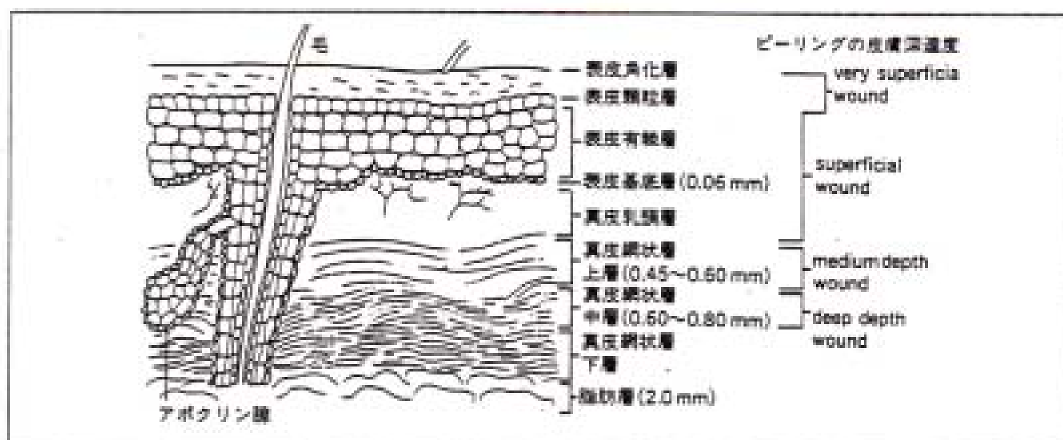
ケミカルピーリングには、皮膚を化学的に剥離し、表皮または真皮の再生する自然治癒過程を利用し、健常な皮膚組織で置き換える効果がある。グリコール酸は、角質層下部のヘミデスモゾームを破壊し、角化細胞間の接着を弱め、表皮を剥離しターンオーバーを速める作用があ

る。この所見は電顕でも認められている。他のピーリング剤が角質表層から溶解していくのとは異なり、この作用はグリコール酸特有である。さらにコラーゲン、エラスチン、グリコサミノグリカンなどの真皮成分の産生を促進し、真皮を肥厚させる。また、メラノサイトのメラニン産生能を抑制する効果があるともいわれている。皮脂腺に対しては皮脂を除去し、開大した毛穴にも浸透し毛穴を収縮させる効果もあり、本邦では座瘡の治療として注目されている、ＴＣＡやフェノール酸は皮膚表面のたんぱく質変性を生じさせ組織の壊死を起こす。その後、組織修復過程でコラーゲンの増加と真皮乳頭層の肥厚が起こり、組織学的にも認められる。またフェノール酸には脱色作用もある。

○　薬剤深達度分類

従来、ピーリング剤の皮膚への深達度による分類は 3 段階であったが、Rubin,MG による新分類では 4 段階に分けられている（次図）。実際日本人では新分類に従う方が安全である。表は Rubin,MG による分類と Harold,JB による分類を参考に、主なピーリング剤、方法を深さ別に日本人に適用させまとめたものである。

図表２－８　皮膚深達度によるピーリングの分類



図表２－９　各種ピーリング剤と深達度分類

ピーリングの分類	ピーリング剤の種類	薬剤深達度
very superficial	Jessner's solution 10〜50% glycolic acid 10% TCA 10〜35% salicylic acid 0.01〜0.1% retincic acid azelaic acid	表皮角質層
superficial	10〜25% TCA 50〜70% glycolic acid	表皮顆粒層または基底層
medium depth	35% TCA+ Jessner's solution 35% TCA+carbon dioxide(solid) 35% TCA+70% glycolic acid 30〜45% TCA	表皮および真皮乳頭層
deep	Baker-Gordon phenol formula 88% phenol 50% TCA or higher	表皮および真皮乳頭層および真皮網状層の上部

○　ピーリング剤の種類

ピーリング剤には市販品（次表）もあるが、自己作製も簡易であり安価である。ＡＨＡ溶液作製時に注意する点は、ピーリング剤の濃度とｐＨ値である。ＡＨＡの皮膚への深達度は、濃度、ｐＨ値、塗布時間、塗布方法により変化する。

グリコール酸:70%の液体と 100%の結晶成分の 2 種類があり、精製水で希釈する。筆者は 70%グリコール酸溶液をヒアルロン酸溶液で希釈し、緩衝剤を混合したものを用いているが、精製水だけで希釈する方法も簡易である。また、溶液をジェル状にするためにキサンタンガムなども使用されている。

・乳酸：原液は 85%の液体である。精製水などで希釈する。

・Jessner 氏液：レゾルチノール 14ｇ、サリチル酸 14ｇ、乳酸 14ｇを 95%エタノールと混合し 100ｍｌにした液体である。

・サリチル酸：パウダー状で、エタノールで溶解する。

・トリクロール酢酸（ＴＣＡ）：100%の結晶成分であり、精製水で溶解する。

・フェノール酸：原液は 88%の液体である。

製品名	製品の種類
エンビロン	グリコール酸ジェル：5、10、20、30% グリコール酸・乳酸マスク：マイルド、ストロング 乳酸ジェル：5、10、20、30%
リセルビータ	グリコール酸ジェル：5、10、20、30% グリコール酸マスク：10、20、30、50%
サンソリット	グリコール酸ジェル：5、10、20、30% 乳酸マスク：20、40%
AHA'sジェル	グリコール酸液：20、40、60%
ジョルビ	グリコール酸ジェル：5、10、20、30、40、50%

図表 2-10　市販ピーリング剤

○　適応疾患

適応疾患を次表に示す。欧米でのケミカルピーリングは若返り目的に行われている。しかし、現在本邦で行われている浅いピーリングは、座瘡治療に最も適応があり、治療効果が早期に現れる（写真）。Photoaged skin の中でも老人性色素斑や脂漏性角化症などはレーザー治療の方が早期に効果が現れるため、併用する方が効果的である。日常生活に差し支えがなく効果的で、患者の満足度を得るためにそれぞれの疾患に応じたピーリング法の検討がこれからの課題といえよう。

図表 2-11　適応疾患

1．尋常性、膿疱性座瘡
2．photoaged skin
　老人性色素斑、脂漏性角化症、小じわ
3．毛穴の開大した脂性肌
4．乾燥肌
5．肝斑および顔全体の黒ずみ、くすみ
6．座瘡後瘢痕
7．毛孔苔癬

図表 2－12　尋常性座瘡



参考文献[論文名、掲載書、発行年]

1)　Harold,JB[Chemical Peeling and Resurfacing,2nd ed,Mosby-Year Book,MP,1997]

2)　Rubin,MG[Manual of Chemical Peels,JB Lippincott,1995]

⑧　レーザーによる美顔術

レーザーによる美顔術については、近畿弁護士会連合会消費者問題部会報告書から引用する。

「レーザーによる美顔法」とは、エステティックサロンの広告の例によれば、「光の刺激と電気の力で、細胞に活性を与え、ターンオーバーを正常化させる」、「半導体のレーザーで表皮や真皮の部分に刺激を与え、バイオリバイブで電気エネルギーを人体に供給することにより細胞を活性化、決行を促進、代謝機能をアップさせる」、「電磁波を可変させ、バイオ美容液を媒体にして皮膚を活性化させる」などの表現で、代謝機能、決行促進、皮膚を滑らかにする、シミを薄くするなどの効能や効果がうたわれている。

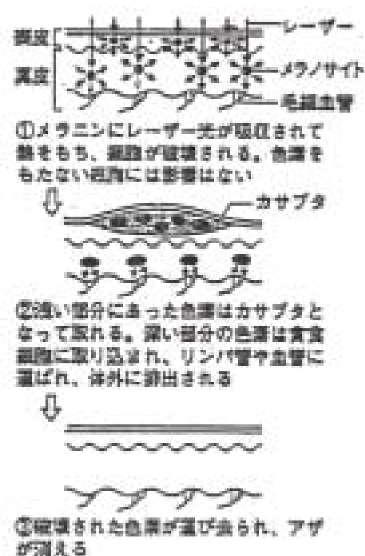
広告や宣伝の表現から判断すれば、エステティックサロンでおこなわれている「レーザー美顔術」では半導体（ダイオード）レーザーや He-Nc 系の低出力レーザー（2～15mW前後）が使用されている可能性があるが、その実態はまだ確認できていない。また効果についての報告も見当たらない。

一方、皮膚科、形成外科、美容外科などの医学治療の領域においては、表皮性メラニン異常（扁平母斑、瘢痕性白斑、症候性白斑）やその他の皮膚の色素異常（単純性血管腫や苺状血管腫などの血管腫・太田母斑・青色母斑）などの治療に、アルゴンレーザーやルビーレーザー、CO_2 レーザー、ND-YAG レーザーなどの医用レーザーが使用され、治療に効果をあげていることが報告されている。

エステティックサロンにおけるレーザー美顔術に医学用レーザーが使用されているとすれば、医師法（17 条）に違反することになる。

図表 2-13　レーザーでアザが消えるしくみ

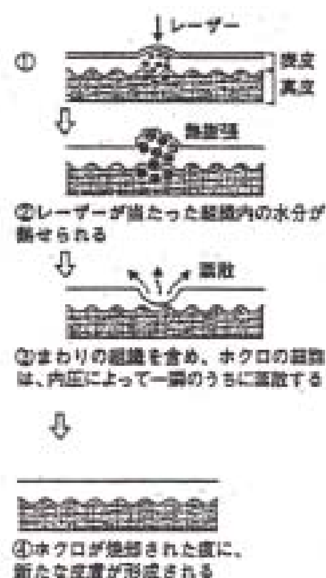
黒アザが消えるメカニズム



赤アザが消えるメカニズム



炭酸ガスレーザーによるホクロの焼却



４．脱毛と機器

脱毛は、エステティックサロンにおいて、フェイシャル、痩身と並ぶ代表的なサービスメニューであり､近年では多くのエステティックサロンで電気脱毛やレーザー脱毛などが行われている。

ここでは、脱毛法の種類と特徴、それぞれの脱毛法における原理などを日本エステティック研究財団「皮膚科学・脱毛概論」テキストから引用する。なお、ワックス脱毛については、日本エステティシャン協会「標準エステティック学　技術編Ⅱ」から引用する。

（１）脱毛の種類と手法

脱毛には、一時的脱毛と永久脱毛法があり、それぞれ次の種類がある。

図表２−14　脱毛の種類と手法

一時的脱毛	
ツィージング	毛抜きでぬく
ワックシング	脱毛ワックス
シェービング	剃る
カッティング	切る
ケミカルリムービング	脱毛クリーム
アブレージング	軽石などでこする
ブリーチング	脱色する
永久脱毛法	
直流電流による	電気分解法
高周波電流による	高周波法
直流電流と高周波電流による	ブレンド法

（２）一時的脱毛

一時的脱毛法の種類と特徴を次にまとめた。

図表２−15　一時的脱毛の種類と特徴

	ツイージング	ワックス	シェービング	カッティング	ケミカルリムーバル	アブレージング	ブリーチ
方法	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
直後							
数日後							
数週間後							
長所	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
短所	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
注意点	[illegible]		[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

一時的脱毛の各々の施術の原理と施術の流れは次の通りである。

①　ツィージング（毛抜きで抜く）

毛を毛根から引き抜いてしまうため、剃ったり切ったりする場合よりも毛の再生が少し遅いことがエステティックとしてはメリットである。

欠点は、痛みをともなうこと。また医学的にははっきりした根拠はないものの、繰り返し毛を抜いていると、毛がだんだん太く、硬くなるケースがある。

毛を抜くときの注意点としては、「清潔に」ということがあげられている。傷ついた毛孔から細菌が入って炎症を起こすとシミやアトを残すこともある。毛を抜いた後は、刺激のない消毒液か「化膿止め入り」の軟膏をつけておくこととしている。

②　ワックシング（脱毛ワックス）

【ワックス脱毛の目的と効果】

ワックス脱毛は、脚や腕、腋の下などの美容上で無駄な体毛を、脱毛ワックスによって除去する施術である。脱毛ワックスは、一定の温度になるとやわらかくなり、その温度が下がると粘着性が強くなる性質をもっており、これを利用して体毛を付着させ脱毛する。

数ある脱毛法の中でも最も安全性が高く、きれいな仕上がりが得られ、しかも簡単で気軽に利用できるという魅力がある。見た目にもなめらかで美しい素肌が演出でき、さらに衛生的でさわやかに過ごせるようになる。

【ワックス脱毛の流れ】

一般的に利用されている油性タイプの脱毛ワックスを用いて、主だった部位の施術テクニックを記す。

ワックス脱毛の施術では、ステップの一つ一つのなかで、つねに衛生面に配慮しながら行うことが大切である。手入れ後の皮膚のコンディションにも影響を与えるので、部位によっては細心の注意が求められる。

ワックス脱毛が行える部位には、脚、腕、腋の下、ビキニラインなどがあるが、その施術テクニックは部位を問わず共通している。基本的な施術は以下のような 7 ステップで進み、どの部位を行う場合でもこの流れは変わらない。

図表２－16　ワックス脱毛の流れ

施術のステップ	目的と効果
1.皮膚の消毒	脱毛部位を消毒し、皮膚を清潔にする。
2.毛流の観察	体毛の流れている方向を観察する。
3.パウダー塗布	脱毛がスムーズに行えるように、皮膚の湿り気を抑える。
4.温度チェック	脱毛ワックスの温度をチェックする。
5.ワックス脱毛の施術	体毛を脱毛ワックスで抜き取る。
6.脱毛終了後のチェック	取り残した脱毛ワックスと体毛を処理する。
7.仕上げ	皮膚のコンディションを整えて保護する。

【ワックス脱毛の用具と準備】

ワックス脱毛の施術が清潔な状態で行えるよう、皮膚に直接触れる器具類はあらかじめ消毒を済ませておく。

また脱毛ワックスはあらかじめ専用ヒーターで適温に温めて施術可能な状態に準備しておく。温度は脱毛ワックスの種類によって異なるがおよそ40度前後が多い。温度が高すぎるとやけどになってしまうため施術の際には十分な注意が必要である。

③　シェービング（カミソリで剃る）

カミソリで剃ると、毛が早く伸びる、毛が濃くなるという説が今でも信じられているが、この説に医学的な根拠は全くないとしている。皮膚の表面に出ている毛は死んだ細胞の集まりであるため、この部分を途中でカットすることが毛の成長速度や太さに影響することはないはずである。ただし実際には剃ったために毛が太くなったという例が報告されている。

シェービングの後に毛が硬くなったり濃くなったりすると感じるのは、もともと先端にいくにつれて細くなっていく自然の毛を途中でカットしたため毛の先端の直径が太くなることと、短い毛は長い毛よりも太く見えることなどが考えられる。

注意点としては、皮膚を傷つけないようにすることとしている。特に脇の下は表皮のすぐ近くを上腕神経群という大切な神経群が通っているため細心の注意が必要である。

上手なシェービングのコツは毛を剃る前に蒸しタオルを使って肌をやわらかくし、石鹸の泡やシェービングクリームを塗ってから剃ること。カミソリは清潔で刃の鋭いものを使い、長く均一なストロークで剃っていき、剃ったあとは酸性のローション（アルコール入りのものは避ける）をつける。また皮膚の敏感な人は逆剃りはやめる。一般に電気シェーバーを利用したほうが、皮膚に対する刺激はカミソリより少なくてすむ。

④　カッティング（はさみで切る）

皮膚に負担をかけず、毛に余計な刺激を与えないという点では、この方法がベストである。先の細い専用のはさみを使えばシェービングと同じくらい短く切ることができる。ホクロやアザにはえた毛などデリケートな部分の処理に向いている。

しかしシェービング同様、切ったあと次にはえてくる毛が濃く見えるのが欠点とされている。

⑤　ケミカルリムービング（脱毛クリーム）

脱毛クリームの主成分は、硫化バリウムなどの硫化物、もしくはチオグリコール酸塩。どちらも強いアルカリで、アルカリに弱いという毛の性質を利用して、毛を化学的な作用で溶かし切る。このアルカリはコールドパーマ液と同じであるが、パーマの場合は毛を切るまではいかず、毛を弱くしてウェーブがつく程度の弱い液を使っている。

脱毛クリームを使ったために毛の成長が早くなったり毛が太くなることはない。結果的には毛をはさみで切るのと同じで毛根には影響を与えない。

毛と表皮の表面とは、ほぼ同じ成分でできているので、毛が切れるような刺激の強い薬品を

塗ることは、当然肌に負担をかける。長時間塗ったままにすると皮膚炎を起こすので、なるべく短時間に、できるだけ少量のクリームで処理する必要がある。皮膚に傷があるときや、汗をかいたり入浴して表皮がふやけているようなときには、処理を避ける。また顔の処理には使えないので注意が必要である。

⑥　アブレージング（軽石などでこする）

　軽石などで毛を「こすり落とす」方法。関取が砂をわきの下につけて稽古をするために、腋毛が少ないという例からもわかるように効果はあるといわれているが、何といっても皮膚を削り落とすことになるので、肌への負担が大きいのが欠点である。

　軽石を使う場合は、まずその部分を湿らせておき、処理後はクリームやローションを静かにすりこんでおくと、皮膚の炎症を抑えるのに役立つ。

⑦　ブリーチング（毛の漂白）

　正確にいうと、これは脱毛ではなく脱色で、毛の色を漂白して目立たなくする方法である。この方法は、手足の比較的軟らかい毛や顔のむだ毛に適している。

　痛みがなく、肌に深刻なダメージを与えないのがメリットである。過敏な肌の人は刺激を感じるかもしれないので、まず少量のブリーチ液を作り、小さな範囲で試して（パッチテスト）から使う。これは化学的な処理を行う脱毛クリームでも同じことだが、そのときどきの体調によってかぶれたりすることがあるので、できれば処理を行うたびに事前にこのパッチテストを行うのが理想的である。

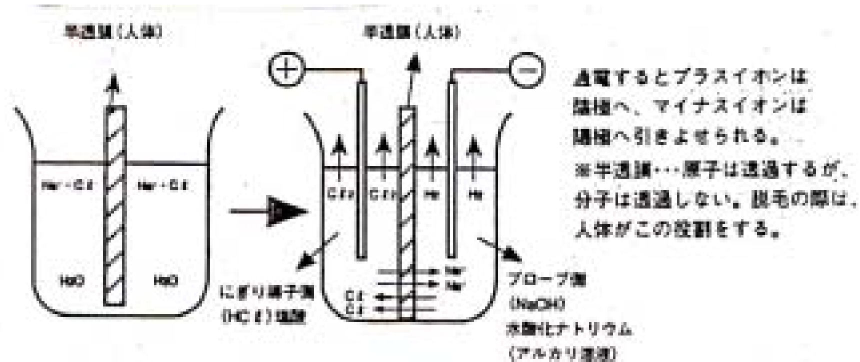
　短時間で安全に、そして上手に脱色するには、脱色したいところを石鹸と水でよく洗い、毛についた皮脂などのあぶら分や汚れを落としておくことがコツである。

（３）電気脱毛

①　電気分解法

毛包に挿入したニードル／プローブを通じて直流電流を流すと、毛包内にある水分と塩分が化学反応を起こし、アルカリ水溶液（水酸化ナトリウム）に変わる。毛の成分がたんぱく質で、熱とアルカリに弱いため、このアルカリ水溶液が毛の発毛組織を破壊して永久脱毛を行うのである。

図表２－17　直流電流の仕事



このとき毛包内にできるアルカリ水溶液の濃度は、電流を流す時間が長く電流値が大きいほど濃くなる。また、同じ電流でも毛包の深さや場所によって化学反応の起き方は異なり、個人差もある。それは化学反応の材料となる塩分や水分の量が、体質などによって違ってくるためであり、こうした微妙な変化を見分けることも大切なポイントとなる。

②　高周波法

高周波電流の働きは、電子レンジによく似ている。電子レンジは食品に含まれる水分を加熱して調理し、水分をほとんど含まないお皿は熱くならない。これと同様にニードル／プローブを通じて高周波電流を流すと毛包内の水分が加熱される。そして毛包の中やその周囲のごくわずかな部分だけが熱せられて、毛包壁や毛球部を破壊する。

高周波を流したとき、ニードル／プローブの周囲にできる加熱された部分の熱の広がりをヒーティングパターン（熱原形）という。ヒーティングパターン（熱原形）の理想形は、ニードル／プローブの先端が最も熱くゆっくりと上方向に熱が広がる楕円形に近い「なみだ型」である。この形のヒーティングパターン（熱原形）だと、上部の表皮が大きく影響を受けないうちに毛包の底部を十分に熱することができるからである。

ヒーティングパターンは、1.電流を流す時間、2.電流の強さ、3. ニードル／プローブを挿入する深さ、4.ニードル／プローブの直径、5.毛包内の水分量によって大きく異なる。このため、処理する毛によって適切な深さにニードル／プローブを挿入し、適切な電流の強さで処理時間を守ることが重要である。

③　**ブレンド法**

直流電流だけを使った場合、アルカリ水溶液はニードル／プローブ周辺のごくせまい範囲（次図）にしかできない。このため１本の毛を処理するのに30～45秒と時間がかかりすぎる。

一方高周波は、処理時間は短く熱の広がる範囲も広いが曲がった毛包の毛球部に熱が届きにくいこと、毛の再生率が高いことが欠点である。

そこで考案されたのがブレンド法で、２つの電流を同時に流すことで、それぞれの欠点を補い、さらに高い相乗効果をもたらすようになった。

図表２－18　直流電流による電気分解



高周波による熱が、直流電流によってできるアルカリ水溶液の作用をさらに効果的にするので、

処理時間がぐんと短くなり、作用のおよぶ範囲にもヒーティングパターン全体にひろがるので、曲がった難しい毛包の処理も確実にできるようになった。したがってブレンド法のテクニックの基本は、2つの電流のバランスを上手にとること。つまり、高周波脱毛に必要な時間（数秒）に対し適切な直流電流の量（ボリューム）を調整することである。

直流電流が強すぎると、高周波処理のスピードが失われ、高周波が強すぎると毛包組織の破壊が不完全で毛が再生してしまう。これに客の痛みというファクターを加えて電流の量（ボリューム）と時間（数秒）を調整する。

（4）レーザー脱毛

レーザー脱毛の原理、美容レーザー脱毛施術の注意については、日本エステティシャン協会教育研究委員会編「エステティック新用語辞典」より引用する。なお、アレキサンドライトレーザーを中心としたレーザー脱毛の技術的現状と、ダイオードレーザー、ヤグレーザーも含めた今後の課題について、大分皮膚科山本貴弘氏の論文「レーザー脱毛の過去、現在、未来」（医学脱毛 P64～68：金芳堂）よりその一部を紹介する。

○　**レーザーとは**

レーザーとは、「放射の誘導放出による光の増進」という意味で、人工的に作られた方向・位相・波長の整った光であるということができる。太陽光などの多くの波長や位相の混ざっている自然の光に対して、レーザー光は波長と位相がよくそろった単一の波長の光で、直進する性質がある。そのため、レーザー光を絞って高いエネルギーをつくることができる。

○　**レーザーによる脱毛の原理**

適切な波長のレーザー光は、黒い色素のみに反応して強い熱エネルギーとなり、瞬間的に黒い色素を分解する。短くしたむだ毛部分に肌の上から照射されたレーザー光は、毛を通って皮

膚の内の毛根部分に伝わり、皮膚をいためずに黒いメラニン色素と反応して毛根部分を破壊すると考えられている。

脱毛の能力は、レーザー光の波長、照射パワー（ジュール／ｃm^2)、照射時間で決まる。脱毛には、アレキサンドライトレーザー755nm と半導体レーザー810 nm が用いられている。

○　美容レーザー脱毛施術の注意

効果的にそして安全に美容脱毛するために、肌の刺激反応性、肌色、むだ毛の太さや密度などによって、レーザー光照射パワーのレベルと 1 部位の照射回数など、最適な条件設定が大切である。また、施術中と施術後の肌へのケアも必要である。ヘアサイクルを考慮した脱毛施術計画やアフターケアなど客へのカウンセリングが必要である。

■レーザー脱毛の現在

日本では 1996 年の 12 月にロングパルスアレキサンドライトレイザーLPIR が初めて導入され、1997 年夏ごろから、いわゆる LPIR によるレーザー脱毛ブームが巻き起こった。

さらに、1998 年 10 月に LPIR は、20msec に加え、40msec での照射も可能になり、Super LPIR と称しハーバード大学皮膚科 Anderson グループの唱える理論値をほぼ完全にカバーできるようになった。

この間、1998 年 4 月に Star medical 社（1999 年 4 月に Coherent Star 社となる）が開発したダイオードレーザーLight Sheer は、接触型冷却装置を備え、照射時間 30msec を有し、LPIR とともにレーザー脱毛装置の中で、このレーザー脱毛理論に適合した装置となった。これらのレーザー脱毛装置の特徴については玉田（玉田伸二氏：徳島皮フ科クリニック院長、同書の編著者）が詳しく述べているのでそれに譲る。

LPIR は、著者が平成 12 年 2 月までに日本医学脱毛学会での報告を中心に集計した範囲だけでも、日本国内において少なくとも 6 万例以上の症例の蓄積があり、現在、日本で最も実績のあるレーザー脱毛装置といえるであろう。Light Sheer については理論上ほぼ同様の結果が得られるはずであるが、日本では学会発表が出はじめたばかりであり、更なる症例の蓄積が必要と思われる。

レーザー脱毛の普及とともに問題となってきたのは、レーザー脱毛は永久脱毛なのかということである。そもそも、永久脱毛ということば自体、医学的には正確に定義されていなかった。その中にあって、Anderson は永久脱毛の定義の一つとして永久減毛（permanent　hair reduction）という考えを提唱した。

これは有意の毛量の減少が、身体各部位における毛周期よりも長い期間、量的に安定して持続することと定義している。1999 年 4 月には米国 FDA の承認を得るに至った。彼によると、レーザー脱毛の結果には 2 種類あるという。一つは一時的な脱毛、もう一つは永久減毛である。これらは照射時間と密接に関係し、1～3msec では長くても 3 か月程度の一時的な脱毛効果しか得られず、それより長くしかも数 10msec 以内であれば永久減毛になるという。彼の研究は日本で通常行われているよりも高めの出力で行われており、全くそのまま日本の状況に当てはまるとはいえない面があるものの一定の条件下でレーザー脱毛が永久減毛になることを示した点で高く評価される。

日本においても、1996 年以来 LPIR による多くの症例の蓄積により、諸条件が整えばこの永久減毛となるのは確実であることが明らかになってきた。

ここでハーバード大学皮膚科 Anderson グループのレーザー脱毛に関する知見を振り返ってみる。1997 年 Grossman や Dierickx らは、レーザー照射の前に毛を剃毛した群と抜毛した群を比べると剃毛した群の方が、効果が良かったため、長期脱毛のためには皮下の毛の存在が不可欠と報告し、その後、レーザー脱毛の前処置として剃毛が一般化した。

1998 年になって、Lin らが、マウスを使った実験で、脱毛レーザーは、毛の成長期の初期に最もよく効いていると報告し、その後、臨床的には照射間隔を短くする傾向となった。また、Direickx らがレーザー脱毛を行った患者の毛の数を調べてみると、一部の患者で 6 か月、1 年、2 年と毛の本数が変わらなかったことから、永久減毛が得られたと報告した。

また、組織学的には、一部の毛包の縮小化が観察されたこと、皮脂腺は温存されていたこと等も報告された。ところが、1999 年になって、Direickx らが、前年度の発言を翻し、照射間隔を変えて照射実験した結果、毛周期はレーザー脱毛の効果は無関係で、毛包内に毛が存在していれば、どの周期でも同様に効果があるとした。

このころから同グループは、毛の再生の中枢は、むしろバルジであるとする立場をとりだし、C8/144Ｂと呼ばれる抗体で、バルジにある stem sell の K15NBTC 抗原を免疫組織化学染色することに成功したと報告したが、バルジの解剖学的位置には議論がある。このことは、レーザー脱毛を繰り返すと硬毛が軟毛化してくる症例があることと関連していると考えられる。

■レーザー脱毛の未来

ハーバード大学皮膚科 Anderson グループのレーザー脱毛理論に変化がなく、それ以外に新しい考えが現れない限りレーザー脱毛における進歩は装置の使いやすさの追究が中心となるのであるが、2000 年になって、Battle らが、200msec の照射時間をもつダイオードレーザーの preliminary report を発表して論議を呼んだ。

同グループが、200msec の超ロングパルスを使用した理由は、すべての Skin Type に使用できるようにすることと、毛包からの放熱範囲を大きくし、周囲組織に積極的に熱障害を与えるためとされているが、効果について結論づけるのは、十分なフォローアップ期間が必要であろう。また、Kilmer らが、照射時間 15msec と 30msec をもつ脱毛用ロングパルスヤグレーザー（1064nm）の preliminary report を報告し、アレキサンドライトレーザー、ダイオードレーザーに続いて、新しい波長の使用が試みられている。

（出典：「医学脱毛」金芳堂）

第３章　エステ危害の実態

１　ＭＥＣＯＮＩＳ危害相談の傾向分析

（１）「危害」相談事例分析の目的

都内におけるエステティック危害について分析するための第一歩として、都内における区市及び都の消費生活センターに寄せられた相談情報を分析し、エステティック危害の特徴・傾向等を明らかにすることを試みる。

（２）「危害」相談事例の範囲

「東京都消費生活相談情報オンラインシステム」（ＭＥＣＯＮＩＳ）を用い、東京都消費生活総合センターや都内区市町村の消費者相談窓口に、過去５年間に寄せられた「危害」相談事例のうち、

①エステティックサービスによるとされるもの

②エステティックサービスに付随して提供される商品によるもの

③家庭用エステティック機器（美顔器・脱毛器）によるもの一を対象に、411 件を抽出した。

図表３－１　相談件数の推移

	1996 年度	1997 年度	1998 年度	1999 年度	2000 年度 上半期
「危害」*1 件数 （比率）	489 (69.7%)	681 (69.0%)	645 (78.8%)	640 (78.2%)	389 (77.5%)
「危険」*2 件数 （比率）	213 (30.3%)	306 (31.0%)	174 (21.2%)	178 (21.8%)	113 (22.5%)
合計件数 （比率）	702 (100.0%)	987 (100.0%)	819 (100.0%)	818 (100.0%)	502 (100.0%)

＊1危害：商品等（役務･設備等を含む。）によって皮膚障害、打撲傷、骨折など身体に危害が及んだとの相談

＊2危険：危害には至らなかったが、商品等の発火、破裂、故障などによって、身体に危害が及ぶ恐れのあったとの相談

（３）「危害」相談の分析項目

分析した項目は以下のとおりである。

① 相談受付時期（年度、季節）
② 商品･サービス（サービス･商品種別、施術法）
③ 契約先
④ 被害者（属性、年代）
⑤ 危害内容（危害内容、危害部位、皮膚障害の内容）
⑥ 治療状況

＜図表のみかた＞

1. 回答は、それぞれの質問の回答者数を基数とした百分率（%）で示しています。
回答者数は、全体の場合はN（=Number of Case)、それ以外はｎで表記しています。

２．%は少数点以下第２位を四捨五入し、少数点以下１位まで表記しています。
従って、回答の合計が 100.0%にならない場合があります。

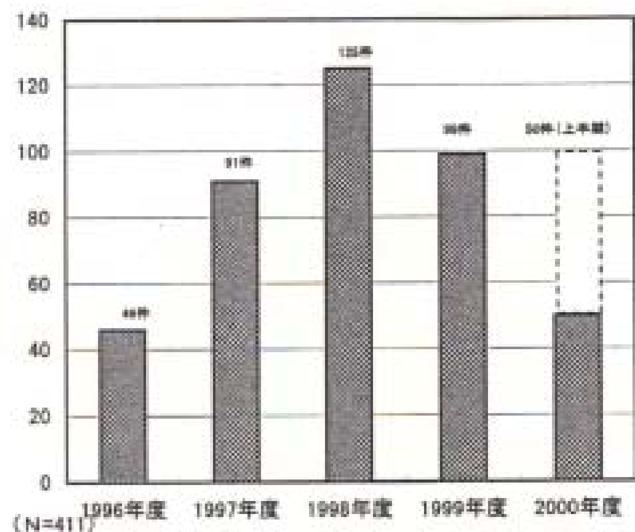
（４）「危害」相談事例の傾向

①　危害相談受付件数

ア．年度別および月別の件数

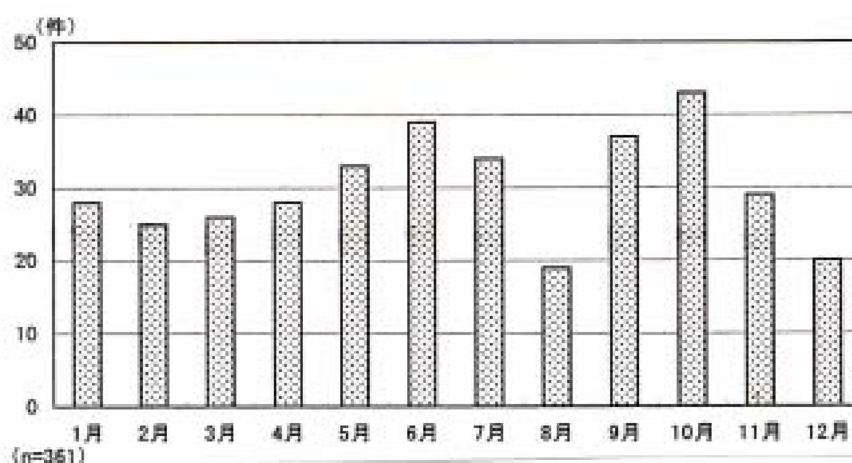
・1996 年度から 2000 年度（上半期）の件数は全体で 411 件である。1998 年度は件数が最も多く 125 件であった。年平均の相談件数はおよそ 90 件である。

図表３－２　年度別の相談受付件数（全体）



・1996 年度から 1999 年度までの 4 年間の月別の相談件数を見ると、10 月（43 件）、6 月（39 件）、9 月（37 件）の順に多く、少ない月では、8 月（19 件）、12 月（20 件）の順となっている。

図表３－３　月別の相談受付件数（1996 年度～1999 年度：全体）



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
全体　N=361	28	25	26	28	33	39	34	19	37	43	29	20
100.0%	7.8%	6.9%	7.2%	7.8%	9.1%	10.8%	9.4%	5.3%	10.2%	11.9%	8.0%	5.5%

イ．危害を受けたサービス・商品

・危害を受けたサービス・商品を見ると、最も多いのは「脱毛エステ」(29.9%)、次いで「美顔エステ」(22.6%)、「痩身エステ」(10.2%）とエステティックサービスが上位を占め、「その他のエステ」「内容不明のエステ」を合わせるとエステティックサービス全体で約７割を占める。また、商品購入の中では「化粧品（エステ付含む)」が 14.9%と最も多い。

図表３－４　危害を受けたサービス・商品（全体）

	エステティックサービス					商品購入					
	脱毛エステ	美顔エステ	痩身エステ	その他のエステ	内容不明のエステ	化粧品（エステ付含む）	脱毛器	美顔器（化粧品付含む）	健康食品	補正下着	その他
全体　N=411	123	93	42	17	12	61	16	35	6	4	2
100.0%	29.9%	22.6%	10.2%	4.1%	2.9%	14.9%	3.9%	8.5%	1.5%	1.0%	5%

・エステティックサービスのうち、危害を受けた施術法は、「レーザー」が最も多く 9.7%を占めている。次いで「電気（ニードル)」(5.6%)、「ボディケア機器使用」(4.9%）が上位を占めている。

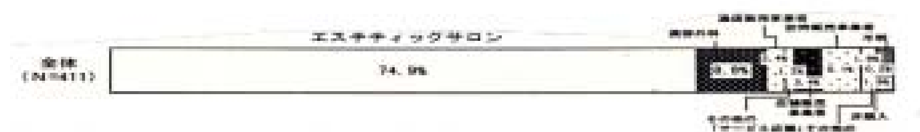
図表３－５　危害を受けた施術法（全体）

	ケミカルピーリング	電気（ニードル）	レーザー	マッサージ	ワックス	ボディケア機器使用	超音波	高周波	低周波	スチーム	脂肪吸引	その他	不明
全体　N=411	10	23	40	17	3	20	15	4	6	2	5	18	248
100.0%	2.4%	5.6%	9.7%	4.1%	0.7%	4.9%	3.6%	1.0%	1.5%	0.5%	1.2%	4.4%	60.3%

ウ．契約先

・契約先を見ると、「エステティックサロン」が 74.9%とおよそ４分の３を占め、他を引き離して多くなっている。

図表３－６　契約先（全体）

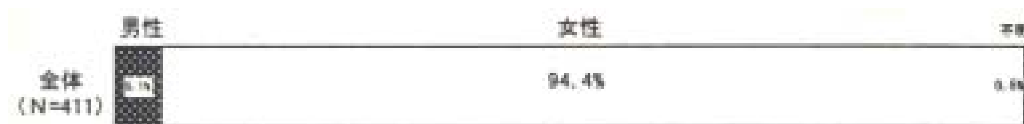


	エステティックサロン	美容外科	その他のサービス店舗	通信販売事業者	店舗販売事業者	訪問販売事業者	その他の購入方法	非購入	不明
全体　N=411	308	36	10	5	14	21	8	1	8
100.0%	74.9%	8.8%	2.4%	1.2%	3.4%	5.1%	1.9%	0.2%	1.9%

エ．被害者の属性

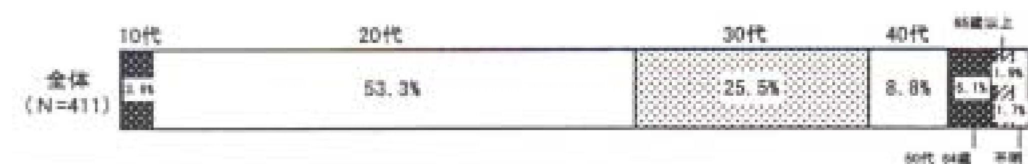
・被害者の属性を見ると、性別では女性（94.4%）が大半を占め、年代では 20 代が 53.3%と過半数を占めている。20 代と 30 代を合わせるとおよそ 8 割を占めている。

図表３－７　被害者の性別（全体）



		男性	女性	不明
全体	N=411	21	388	2
	100.0%	5.1%	94.4%	0.5%

図表３－８　被害者の年代(全体)



		10 代	20 代	30 代	40 代	50代～64歳	65 歳以上	不明
全体	N=411	15	219	105	36	21	8	7
	100.0%	3.6%	53.3%	25.5%	8.8%	5.1%	1.9%	1.7%

オ．危害内容

・危害内容を見ると、「皮膚障害」が 74.2%と最も多く、次いで「火傷・熱傷」（10.9%）となっている。

図表３－９　危害内容（全体）

		皮膚障害	火傷・熱傷	感覚機能の低下	骨折	筋・腱の損傷	擦過傷・挫傷・打撲傷	凍傷	消化器官障害	内蔵損傷	刺傷・切傷	神経・骨髄の損傷	頭蓋（内）損傷	脱臼・捻挫	その他の傷病及び諸症状
全体	N=411	305	45	4	2	7	5	1	5	1	3	1	1	1	30
	100.0%	74.2%	10.9%	1.0%	0.5%	1.7%	1.2%	0.2%	1.2%	0.2%	0.7%	0.2%	0.2%	0.2%	7.3%

・危害内容で皮膚障害と回答した人の回答から、皮膚障害の具体的な症状をみてみると、「湿疹・発

疹・かぶれ」が 31.8%と最も多く、次いで「色素沈着」(19.7%)、「腫れ・荒れ等炎症」(18.0%)が多くなっている。

図表３－１０　皮膚障害の内容（皮膚障害と回答した人）

	発疹・湿疹・かぶれ	化膿・出血	色素沈着	痛み	腫れ・荒れ等炎症	その他	不明
全体　n=305	97	15	60	27	55	39	12
100.0%	31.8%	4.9%	19.7%	8.9%	18.0%	12.8%	3.9%

カ．被害部位

・被害にあった部位では、「顔面」が 44.0%と最も多く、「腕・肩」(15.8%)、「大腿・下腿」(14.6%)が上位を占めている。

図表３－１１　被害部位(全体)

	顔面	頭部	目	首	腕・肩	胸部・背部	腹部	腰部・臀部	大腿・下腿	足首から先	会陰部	手掌・背掌	鼻・咽喉	全身	不明
全体　N=411	181	4	7	6	65	25	16	8	60	7	2	1	1	17	11
100.0%	44.0%	1.0%	1.7%	1.5%	15.8%	6.1%	3.9%	1.9%	14.6%	1.7%	0.5%	0.2%	0.2%	4.1%	2.7%

キ．治療状況

・治療状況は「医者にかからず」が 36.7%を占めているが、「治療１ケ月以上」も 15.6%を占めており、深刻なケースも多いことがうかがえる。

図表３－１２　治療状況（全体）



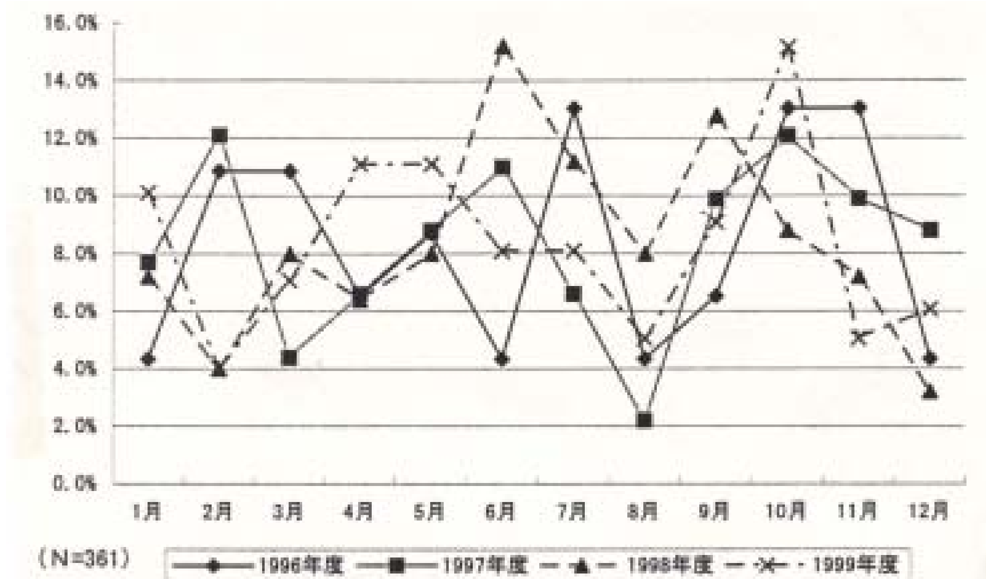
	医者にかからず	治療１週間未満	１週間～３週間	３週間～１ヶ月	１ヶ月以上	不明
全体　N=411	151	72	39	26	64	59
100.0%	36.7%	17.5%	9.5%	6.3%	15.6%	14.4%

②　年度列にみた相談事例の状況

ア．相談件数の季節変動

・４年間の月別の動向を見たところ、1998 年度を除く 3 年では 10 月に相談件数が最も多くなっている。1998 年度には 6 月に相談件数が集中しており、1998 年度の相談件数の 15.2%を占めている。

図表３－１３　相談件数の月別動向（全体・年度別）



イ．危害を受けたサービス・商品の推移

・1996 年度では「美顔エステ」が 37.0%と著しく割合が多かったが、1998 年度には「脱毛エステ」が「美顔エステ」を抜き、1999 年度にはおよそ４割を占めるほどになっている。

図表３－１４　危害を受けたサービス・商品（全体・年代別）

			エステティックサービス					商品購入					
			脱毛エステ	美顔エステ	痩身エステ	その他のエステ	内容不明のエステ	化粧品（エステ付含む）	脱毛器	美顔器（化粧品付含む）	健康食品	補正下着	その他
全　体		N=411	123	93	42	17	12	61	16	35	6	4	2
			29.9%	22.6%	10.2%	4.1%	2.9%	14.9%	3.9%	8.5%	1.5%	1.0%	0.5%
年度別	1996年度	n=46	11	17	4	1	3	5	0	2	1	1	1
			23.9%	37.0%	8.7%	2.2%	6.5%	10.8%	0.0%	4.3%	2.2%	2.2%	2.2%
	1997年度	n=91	22	23	21	2	3	9	2	4	3	2	0
			24.2%	25.3%	23.1%	2.2%	3.3%	9.9%	2.2%	4.4%	3.3%	2.2%	0.0%
	1998年度	n=125	36	27	11	5	4	23	6	12	1	0	0
			28.8%	21.6%	8.8%	4.0%	3.2%	18.4%	4.8%	9.6%	0.8%	0.0%	0.0%
	1999年度	n=99	39	15	3	5	2	16	5	12	0	1	1
			39.4%	15.2%	3.0%	5.1%	2.0%	16.1%	5.1%	12.1%	0.0%	1.0%	1.0%
	2000年度(上半期)	n=50	15	11	3	4	0	8	3	5	1	0	0
			30.0%	22.0%	6.0%	8.0%	0.0%	16.0%	6.0%	10.0%	2.0%	0.0%	0.0%

・1996 年度では「電気（ニードル）」及び「ボディケア機器」が共に 8.7%であったが、「電気（ニードル）」は年々割合が低くなり、「レーザー使用」の占める割合が年々高くなっている。

図表３－１５　危害を受けた施術方法（エステティックサービスでの危害のみ:全体・年度別）

			ケミカルピーリング	電気（ニードル）	レーザー	マッサージ	ワックス	ボディケア機器使用	超音波	高周波	低周波	スチーム	脂肪吸引	その他	不明
全　体		N=411	10	23	40	17	3	20	15	4	6	2	5	18	248
			2.3%	5.2%	9.1%	3.9%	0.7%	4.5%	3.4%	0.9%	1.4%	0.5%	1.1%	4.1%	56.2%
年度別	1996年度	n=46	0	4	0	3	1	4	2	0	1	1	0	3	27
			0.0%	8.7	0.0	6.5	2.2	8.7	4.3	0.0	2.2	2.2	0.0	6.5	58.7
	1997年度	n=91	0	4	4	3	0	4	2	1	4	1	3	5	60
			0.0%	4.4%	4.4%	3.3%	0.0%	4.4%	2.2%	1.1%	4.4%	1.1%	3.3%	5.5%	65.9%
	1998年度	n=125	5	9	12	4	1	6	3	1	0	0	2	4	78
			4.0%	7.2%	9.6%	3.2%	0.8%	4.8%	2.4%	0.8%	0.0%	0.0%	1.6%	3.2%	62.4%
	1999年度	n=99	1	4	16	4	1	4	6	1	1	0	0	6	55
			1.0%	4.0%	16.2%	4.0%	1.0%	14.0%	6.1%	1.0%	1.0%	0.0%	0.0%	6.1%	55.6%
	2000年度(上半期)	n=50	4	2	8	3	0	2	2	1	0	0	0	0	28
			8.0%%	4.0%	16.0%	6.0%	0.0%	4.0%	4.0%	4.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	56.0%

ウ．契約先の推移

・「エステティックサロン」は各年とも６割以上を占めているが、1999 年度には若干その割合が減り、「美容外科」が 10 ポイント近く増加している。

図表３－１６　契約先（全体、年度別）

			エステティックサロン	美容外科	その他のサービス店舗	通信販売事業者	店舗販売事業者	訪問販売事業者	その他の購入方法	非購入	不明
全　体		N=411	308	36	10	5	14	21	8	1	8
			74.9%	8.8%	2.4%	1.2%	3.4%	5.1%	1.9%	0.2%	1.9%
年度別	1996年度	n=46	38	5	0	1	0	2	0	0	0
			82.6%	10.9%	0.0%	2.2%	0.0%	4.3%	0.0%	0.0%	0.0%
	1997年度	n=91	79	4	1	0	4	1	1	1	0
			86.8%	4.4%	1.1%	0.0%	4.4%	1.1%	1.1%	1.1%	0.0%
	1998年度	n=125	97	6	0	2	4	11	2	0	3
			77.6%	4.8%	0.0%	1.6%	3.2%	8.8%	1.6%	0.0%	2.4%
	1999年度	n=99	63	14	6	0	4	6	4	0	2
			63.6%	14.1%	6.1%	0.0%	4.0%	6.1%	4.0%	0.0%	2.0%
	2000年度（上半期）	n=50	31	7	3	2	2	1	1	0	3
			62.0%	14.0%	6.0%	4.0%	4.0%	2.0%	2.0%	0.0%	6.0%

エ．被害者属性の推移

・被害者の性別は、年推移で大まかな傾向は変わらず、女性が 90%以上を占めているが、1997 年度以降は男性が５％前後を占めるようになっている。

図表３－１７　被害者の性別（全体、年度別）

			男性	女性	不明
全　体		N=411	21	388	2
			5.1%	94.4%	0.5%
年度別	1996年度	n=46	1	45	0
			2.2%	97.8%	0.0%
	1997年度	n=91	6	84	1
			6.6%	92.3%	1.1%
	1998年度	n=125	7	117	1
			5.6%	93.6%	0.8%
	1999年度	n=99	5	94	0
			5.1%	94.9%	0.0%
	2000年度(上半期)	n=50	2	48	0
			4.0%	96.0%	0.0%

オ．危害内容の推移

・「皮膚障害」は各年とも７割を超えており、割合に大きな変化は見られない。「火傷・熱傷」は増加傾向にあり、1998 年度以降は 10%を超えている。

図表３－１８　危害内容（全体、年度別）

			皮膚障害	火傷・熱傷	感覚機能の低下	骨折	筋・腱の損傷	擦過傷・挫傷・打撲傷	凍傷	消化器官障害	内蔵損傷	刺傷・切傷	神経・骨髄の損傷	頭蓋（内）損傷	脱臼・捻挫	その他の傷病及び諸症状
全　体		N=411	305	45	4	2	7	5	1	5	1	3	1	1	1	30
			74.2%	10.9%	1.0%	0.5%	1.7%	1.2%	0.2%	1.2%	0.2%	0.7%	0.2%	0.2%	0.2%	7.3%
年度別	1996年度	n=46	35	4	1	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	3
			76.1%	8.7%	2.2%	2.2%	0.0%	0.0%	0.0%	2.2%	0.0%	2.2%	0.0%	0.0%	0.0%	6.5%
	1997年度	n=91	69	5	0	0	2	1	1	2	0	1	1	1	0	8
			75.8%	5.5%	0.0%	0.0%	2.2%	1.1%	1.1%	2.2%	0.0%	1.1%	1.1%	1.1%	0.0%	8.8%
	1998年度	n=125	93	15	1	0	2	2	0	0	1	0	0	0	1	10
			74.4%	12.0%	0.8%	0.0%	1.6%	1.6%	0.0%	0.0%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%	8.0%
	1999年度	n=99	72	14	0	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	9
			72.7%	14.1%	0.0%	0.0%	1.0%	1.0%	0.0%	1.0%	0.0%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	9.1%
	2000年度(上半期)	n=50	36	7	2	1	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0
			72.0%	14.0%	4.0%	2.0%	4.0%	2.0%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

カ．危害部位の推移

・「顔面」は各年で４～５割を占め、最も多い傾向は共通している。また、「腕・肩」は、1998 年度以降急激に高い割合を占めるようになっている。

図表３－１９　危害部位（全体、年度別）

			顔面	頭部	目	首	腕・肩	胸部・背部	腹部	腰部・臀部	大腿・下腿	足首から先	会陰部	手掌・背掌	鼻・咽喉	全身	不明
全　体		N=411	181	4	7	6	65	25	16	8	60	7	2	1	1	17	11
			44.0%	1.0%	1.7%	1.5%	15.8%	6.1%	3.9%	1.9%	14.6%	1.7%	0.5%	0.2%	0.2%	4.1%	2.7%
年度別	1996年度	n=46	23	1	1	0	1	8	2	0	4	4	0	0	0	1	1
			50.0%	2.2%	2.2%	0.0%	2.2%	17.4%	4.3%	0.0%	8.7%	8.7%	0.0%	0.0%	0.0%	2.2%	2.2%
	1997年度	n=91	38	0	2	3	9	7	5	5	16	0	1	0	0	3	2
			41.8%	0.0%	2.2%	3.3%	9.9%	7.7%	5.5%	5.5%	17.6%	0.0%	1.1%	0.0%	0.0%	3.3%	2.2%
	1998年度	n=125	58	2	1	2	26	6	2	1	15	0	0	1	1	4	6
			46.4%	1.6%	0.8%	1.6%	20.8%	4.8%	1.6%	0.8%	12.0%	0.0%	0.0%	0.8%	0.8%	3.2%	4.8%
	1999年度	n=99	39	0	1	1	23	1	4	2	15	3	0	0	0	8	2
			39.4%	0.0%	1.0%	1.0%	23.2%	1.0%	4.0%	2.0%	15.2%	3.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.1%	2.0%
	2000年度(上半期)	n=50	23	1	2	0	6	3	3	0	10	0	1	0	0	1	0
			46.0%	2.0%	4.0%	0.0%	12.0%	6.0%	6.0%	0.0%	20.0%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%

キ．治療状況の推移

・各年とも「医者にかからず」が最も高い割合を占め、1997 年度以降は３～４割程度を占めている。また、年々「不明」なケースの占める割合は減少しており、危害状況の把握がより詳細になっていることがわかる。

・「治療１ケ月以上」の重篤危害は 1996 年度から 1999 年度は 15%前後の割合であったが、2000 年度上半期では 20%を占めている。

図表３－２０　治療状況（全体、年度別）

			医者にかからず	治療一週間未満	一週間～三週間	三週間～一ケ月	一ケ月以上	不明
全　体		N=411	151	72	39	26	64	59
			36.7%	17.5%	9.5%	6.3%	15.6%	14.4%
年度別	1996年度	n=46	11	5	4	2	8	16
			23.9%	10.9%	8.7%	4.3%	17.4%	34.8%
	1997年度	n=91	38	20	6	3	11	13
			41.8%	22.0%	6.6%	3.3%	12.1%	14.3%
	1998年度	n=125	44	19	10	14	22	16
			35.2%	15.2%	8.0%	11.2%	17.6%	12.8%
	1999年度	n=99	41	16	12	5	13	12
			41.4%	16.2%	12.1%	5.1%	13.1%	12.1%
	2000年度 (上半期)	n=50	17	12	7	2	10	2
			34.0%	24.0%	14.0%	4.0%	20.0%	4.0%

③　サービス・商品と危害との関係

ア．サービス・商品種別に見た危害内容

・エステティックサービスでは、「美顔エステ」で皮膚障害が92.5%と非常に高い割合を占めている。商品においても「化粧品（エステ付含む）」で皮膚障害が91.8%となっている。

・「脱毛器」では「皮膚障害」よりも「火傷・熱傷」が56.3%と最も多くなっている。

図表３－２１　危害内容（全体、サービス・商品別）

			皮膚障害	火傷・熱傷	感覚機能の低下	骨折	筋・腱の損傷	擦過傷・挫傷・打撲傷	凍傷	消化器官障害	内蔵損傷	刺傷・切傷	神経・骨髄の損傷	頭蓋（内）損傷	脱臼・捻挫	その他の傷病及び諸症状
全　体		N=411	305	45	4	2	7	5	1	5	1	3	1	1	1	30
			74.2%	10.9%	1.0%	0.5%	1.7%	1.2%	0.2%	1.2%	0.2%	0.7%	0.2%	0.2%	0.2%	7.3%
エステティックサービス	脱毛エステ	n=123	91	21	2	0	1	2	0	0	0	1	0	0	0	5
			74.0%	17.1%	1.6%	0.0%	0.8%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	4.1%
	美顔エステ	n=93	86	2	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	2
			92.5%	2.2%	0.0%	0.0%	0.0%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	1.1%	0.0%	1.1%	0.0%	2.2%
	痩身エステ	n=42	20	7	0	1	3	2	1	0	1	1	1	0	1	4
			47.6%	16.7%	0.0%	2.4%	7.1%	4.8%	2.4%	0.0%	2.4%	2.4%	2.4%	0.0%	2.4%	9.5%
	その他のエステ	n=17	7	1	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	5
			41.2%	5.9%	5.9%	5.9%	11.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	29.4%
	内容不明のエステ	n=12	6	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
			50.0%	25.0%	0.0%	0.0%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%
商品購入	化粧品（エステ付含む）	n=61	56	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
			91.8%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6.6%
	脱毛器	n=16	7	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			43.8%	56.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	美顔器（化粧品付含む）	n=35	28	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
			80.0%	2.9%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%
	健康食品	n=6	1	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	2
			16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%
	補正下着	n=4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
			75.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%
	その他	n=2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
			0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

イ．サービス・商品種別に見た危害部位

・「美顔エステ」「化粧品（エステ付含む）」「美顔器」はそれぞれ７割以上の危害部位が「顔面」に集中している。

・「脱毛エステ」「脱毛器」は「腕・肩」「大腿・下腿」の占める割合が目立って高くなっている。

図表３－２２　危害部位（全体、サービス・商品別）

			顔面	頭部	目	首	腕・肩	胸部・背部	腹部	腰部・臀部	大腿・下腿	足首から先	会陰部	手掌・背掌	鼻・咽喉	全身	不明
全　体		N=411	181	4	7	6	65	25	16	8	60	7	2	1	1	17	11
			44.0%	1.0%	1.7%	1.5%	15.8%	6.1%	3.9%	1.9%	14.6%	1.7%	0.5%	0.2%	0.2%	4.1%	2.7%
エステティックサービス	脱毛エステ	n=123	6	1	1	0	51	9	4	2	36	2	2	0	0	4	5
			4.9%	0.8%	0.8%	0.0%	41.5%	7.3%	3.3%	1.6%	29.3%	1.6%	1.6%	0.0%	0.0%	3.3%	4.1%
	美顔エステ	n=93	87	1	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
			93.5%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.1%
	痩身エステ	n=42	1	2	0	2	4	9	3	4	8	1	0	0	1	5	2
			2.4%	4.8%	0.0%	4.8%	9.5%	21.4%	7.1%	9.5%	19.0%	2.4%	0.0%	0.0%	2.4%	11.9%	4.8%
	その他のエステ	n=17	1	0	0	1	2	4	0	0	6	1	0	0	0	2	0
			5.9%	0.0%	0.0%	5.9%	11.8%	23.5%	0.0%	0.0%	35.3%	5.9%	0.0%	0.0%	0.0%	11.8%	0.0%
	内容不明のエステ	n=12	3	0	0	1	1	1	0	2	1	2	0	0	0	0	1
			25.0%	0.0%	0.0%	8.3%	8.3%	8.3%	0.0%	16.7%	8.3%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%
商品購入	化粧品（エステ付含む）	n=61	53	0	2	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	2	0
			86.9%	0.0%	3.3%	1.6%	1.6%	0.0%	1.6%	0.0%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.3%	0.0%
	脱毛器	n=16	1	0	0	0	5	0	1	0	5	1	0	0	0	1	2
			6.3%	0.0%	0.0%	0.0%	31.3%	0.0%	6.3%	0.0%	31.3%	6.3%	0.0%	0.0%	0.0%	6.3%	12.5%
	美顔器（化粧品付含）	n=35	29	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0
			82.9%	0.0%	8.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.9%	0.0%	5.7%	0.0%
	健康食品	n=6	0	0	0	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	1	0
			0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%
	補正下着	n=4	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0
			0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	その他	n=2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
			0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

ウ．サービス・商品種別にみた治療状況

・危害を受けたサービス・商品種別に治療状況をみると、エステティックサービスのなかでは「痩身エステ」「その他エステ」「内容不明のエステ」で治療1ケ月以上を要する危害が2割を超えている。

・エステティックサービス以外の商品では「脱毛器」を除くと医者にかかっていない割合が５割を超えている。

図表３－２３　治療状況（全体、サービス・商品種別）

			医者にかからず	治療一週間未満	一週間～三週間	三週間～一ケ月	一ケ月以上	不明
全　体		N=411	151	72	39	26	64	59
			36.7%	17.5%	9.5%	6.3%	15.6%	14.4%
エステティックサービス	脱毛エステ	n=123	39	20	10	11	20	23
			31.7%	16.3%	8.1%	8.9%	16.3%	18.7%
	美顔エステ	n=93	26	15	8	6	18	20
			28.0%	16.1%	8.6%	6.5%	19.4%	21.5%
	痩身エステ	n=42	12	12	4	2	9	3
			28.6%	28.6%	9.5%	4.8%	21.4%	7.1%
	その他のエステ	n=17	4	2	5	1	4	1
			23.5%	11.8%	29.4%	5.9%	23.5%	5.9%
	内容不明のエステ	n=12	0	4	2	2	4	0
			0.0%	33.3%	16.7%	16.7%	33.3%	0.0%
商品購入	化粧品（エステ付含む）	n=61	33	10	4	3	3	8
			54.0%	16.4%	6.6%	4.9%	4.9%	13.1%
	脱毛器	n=16	6	4	2	1	2	1
			37.5%	25.0%	12.5%	6.3%	12.5%	6.3%
	美顔器（化粧品付含）	n=35	23	3	3	0	4	2
			65.7%	8.6%	8.6%	0.0%	11.4%	5.7%
	健康食品	n=6	5	1	0	0	0	0
			83.3%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	補正下着	n=4	2	0	1	0	0	1
			50.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	25.0%
	その他	n=2	1	1	0	0	0	0
			50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

④　サービス・商品と施術法との関係

ア．サービス・商品種別で見た危害の多い施術法

・脱毛エステでは、「レーザー」、次いで「電気（ニードル）」での危害が多くなっている。

・美顔エステでは「ボディケア機器使用」と「ケミカルピーリング」での危害が上位を占めている。

図表３－２４　危害の多い施術法（全体、サービス・商品別）

			ケミカルピーリング	電気（ニードル）	レーザー	マッサージ	ワックス	ボディケア機器使用	超音波	高周波	低周波	スチーム	脂肪吸引	その他	不明
全　体			10	23	40	17	3	20	15	4	6	2	5	18	248
N=411			2.4%	5.6%	9.7%	4.1%	0.7%	4.9%	3.6%	1.0%	1.5%	0.5%	1.2%	4.4%	60.3%
エステティックサービス	脱毛エステ		0	19	26	0	3	0	1	1	0	0	0	2	71
		n=123	0.0%	15.4%	21.1%	0.0%	2.4%	0.0%	0.8%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%	57.7%
	美顔エステ		8	3	2	1	0	9	1	2	3	0	3	4	57
		n=93	8.6%	3.2%	2.2%	1.1%	0.0%	9.7%	1.1%	2.2%	3.2%	0.0%	3.2%	4.3%	61.3%
	痩身エステ		0	0	1	8	0	5	0	1	2	0	2	7	16
		n=42	0.0%	0.0%	2.4%	19.0%	0.0%	11.9%	0.0%	2.4%	4.8%	0.0%	4.8	16.7%	38.1%
	その他のエステ		0	0	0	6	0	4	0	0	0	0	0	4	3
		n=17	0.0%	0.0%	0.0%	35.3%	0.0%	23.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	23.5%	17.6%
	内容不明の		0	0	0	2	0	1	0	0	0	2	0	1	6
		エステn=12	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	8.3%	50.0%
商品購入	化粧品（エステ付		2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	57
		含む）n=61	3.3%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	93.4%
	脱毛器		0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
		n=16	0.0%	0.0%	62.5%	0.0%	0.0%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	37.5%
	美顔器（化粧品付含）		0	0	1	0	0	0	12	0	1	0	0	0	21
		n=35	0.0%	0.0%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	34.3	0.0%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	60.0%
	健康食品		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
		n=6	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	補正下着　n=4		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
			0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	その他		0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
		n=2	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%

⑤　重症事例の多いサービス・商品種別

ア．治療状況から見たサービス・商品種別

・治療に１ケ月以上を要したケースで見ると、「脱毛エステ」（31.3%）が最も多く、次いで「美顔エステ」（28.1%）、「痩身エステ」（14.1%）と続いており、エステティックサービスの方が商品購入によるものよりも被害がより重症であることがうかがえる。

図表３－２５　危害を受けたサービス・商品（全体、治療状況）

			脱毛エステ	美顔エステ	痩身エステ	その他のエステ	内容不明のエステ	化粧品（エステ付含む）	脱毛器	美顔器（化粧品付き含む）	健康食品	補正下着	その他
全　体		N=411	123	93	42	17	12	61	16	35	6	4	2
			29.9%	22.6%	10.2%	4.1%	2.9%	14.8%	3.9%	8.5%	1.5%	1.0%	0.5%
治療状況	医者にかからず	n=151	39	26	12	4	0	33	6	23	5	2	1
			25.8%	17.2%	7.9%	2.6%	0.0%	21.9%	4.0%	15.2%	3.3%	1.3%	0.7%
	治療1週間未満	n=72	20	15	12	2	4	10	4	3	1	0	1
			27.8%	20.8%	16.7%	2.8%	5.6%	13.9%	5.6%	4.2%	1.4%	0.0%	1.4%
	1週間～3週間	n=39	10	8	4	5	2	4	2	3	0	1	0
			25.6%	20.5%	10.3%	12.8%	5.1%	10.3%	5.1%	7.7%	0.0%	2.6%	0.0%
	3週間～1ケ月	n=26	11	6	2	1	2	3	1	0	0	0	0
			42.3%	23.1%	7.7%	3.8%	7.7%	11.5%	3.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	1ケ月以上	n=64	20	18	9	4	4	3	2	4	0	0	0
			31.3%	28.1%	14.1%	6.3%	6.3%	4.7%	3.1%	6.3%	0.0%	0.0%	0.0%
	不　明	n=59	23	20	3	1	0	8	1	2	0	1	0
			39.0%	33.9%	5.1%	1.7%	0.0%	13.6%	1.7%	3.4%	0.0%	1.7%	0.0%

イ．危害程度別から見た施術法

・治療に１ケ月以上を要したケースを見ると、「ボディケア機器使用」が 12.5%と最も多くなっている。また、治療３週間～1 ケ月のケースでは、「レーザー」（23.1%）、「電気（ニードル）」（19.2%）と脱毛にかかわりの深い施術法が上位を占めている。

図表３－２６　危害程度別から見た施術法（全体、治療状況別）

			ケミカルピーリング	電気（ニードル）	レーザー	マッサージ	ワックス	ボディケア機器使用	超音波	高周波	低周波	スチーム	脂肪吸引	その他	不明
全　体		N=411	10	23	40	17	3	20	15	4	6	2	5	18	248
			2.4%	5.6%	9.7%	4.1%	0.7%	4.9%	3.6%	1.0%	1.5%	0.5%	1.2%	4.4%	60.3%
治療状況	医者にかからず	n=151	5	4	15	4	2	4	12	0	1	0	2	6	96
			3.3%	2.6%	9.9%	2.6%	1.3%	2.6%	9.9%	0.0%	10.7%	0.0%	1.3%	4.0%	63.6%
	治療1週間未満	n=72	2	2	9	4	0	1	0	2	2	1	0	3	46
			2.8%	2.8%	12.5%	5.6%	0.0%	1.4%	0.0%	2.8%	2.8%	1.4%	0.0%	4.2%	63.9%
	1週間～3週間	n=39	0	2	2	3	0	2	2	0	1	0	1	2	24
			0.0%	5.1%	5.1%	7.7%	0.0%	5.1%	5.1%	0.0%	2.6%	0.0%	2.6%	5.1%	61.5%
	3週間～1ケ月	n=26	1	5	6	1	0	1	0	0	0	1	0	2	9
			3.8%	19.2%	23.1%	3.8%	0.0%	3.8%	0.0%	0.0%	0.0%	3.8%	0.0%	7.7%	34.6%
	1ケ月以上	n=64	1	4	4	3	0	8	1	1	1	1	2	5	34
			1.6%	6.3%	6.3%	4.7%	0.0%	12.5%	1.6	1.6%	1.6%	0.0%	3.1%	7.8%	53.1%
	不　明	n=59	1	6	4	2	1	4	0	1	1	0	0	0	39
			1.7%	10.2%	6.8%	3.4%	1.7%	6.8%	0.0%	1.7%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	66.1%

⑥　その他の傾向と特徴

ア．レーザー脱毛の時系列の推移

・レーザー脱毛による危害件数（26 件）の推移を見ると、1996 年度の 0 件から年々増加しており、1999 年度には 13 件になっていることから、近年著しく増加している傾向が見られる。

図表３－２７　レーザー脱毛の時系列の推移（件数）

		1996年度	1997年度	1998年度	1999年度	2000年度 上半期
全体	26	0	2	6	13	5

イ．ケミカルピーリングの時系列の推移

・ケミカルピーリングは 1998 年度から危害が発生しており、近年の新しい動向として現れてきたことが示されている。

図表３－２８　ケミカルピーリングの時系列の推移（件数）

		1996年度	1997年度	1998年度	1999年度	2000年度 上半期
全体	10	0	0	5	1	4

（5）分析のまとめ

①　危害件数の総数と割合

・1996 年度から 2000 年度（上半期）の間に年平均の 90 件の相談が寄せられている。

・月別では 10 月、6 月、9 月の順に相談件数が多く、8 月、12 月は少ない。

・サービス・商品種別で見ると、最も多いのは「脱毛エステ」が約 3 割、次いで「美顔エステ」が約 2 割、「痩身エステ」が約 1 割の 3 つのサービスが上位を占めている。施術法では、「レーザー」が最も多く 9.7%を占めている。

・契約先別に件数を見ると、「エステティックサロン」がおよそ 4 分の 3 を占め、他を引き離して最も多い件数となっている。

・被害者の属性を見ると、性別では女性が大半を占め、年代では 20 代が過半数を占めている。20 代と 30 代を合わせるとおよそ 8 割を占めている。

・危害内容を見ると、「皮膚障害」がおよそ 4 分の 3 を占める。具体的な症状としては「湿疹・発疹・かぶれ」が皮膚障害の 3 割以上を占めている。

・危害のあった部位では、「顔面」（44.0%）、「腕・肩」（15.8%）、「大腿・下腿」（14.6%）が上位を占めている。

・危害の程度は「医者にかからず」が 3 分の 1 以上を占めているが、「治療 1 ケ月以上」の深刻なケースも 1 割を超えている。

②　時系列にみた相談事例の状況

・月別の動向を見たところ、10 月と 6 月に危害件数が集中する傾向が見られる。

・ここ 2 年間ほどで「脱毛エステ」の危害件数は「美顔エステ」を抜き、1999 年度にはおよそ 4 割を占めている。施術内容では「レーザー」の占める割合が年々高くなる傾向が見られ、1999 年度には 3 分の 1 以上を占めている。

・契約先では、「エステティックサロン」は各年とも 6 割以上を占めているが、「美容外科」の占める割合も近年増加している。

・被害者の性別は、年推移で大まかな傾向は変わらず、女性が 90%以上を占めている。

・危害の内容では最も多い「皮膚障害」は各年とも 7 割を超え横這いの傾向である。

・危害部位では「顔面」は 1997 年度以降で４～５割を占め、最も多い傾向は共通している。「腕・肩」は、1998 年度以降急激に高い割合を占めるようになっている。

・危害程度は「医者にかからず」が３～4 割と最も高い割合を占めている。「治療 1 ケ月以上」の重篤危害が 2000 年度上半期では 2 割を超え、増加傾向が見られる。

③　サービス・商品種別に見た危害との関係

・エステティックサービスでは、「美顔エステ」で皮膚障害が 9 割以上を占めている。商品においても「化粧品（エステ付含む）」で皮膚障害が 9 割を超えている。

・「脱毛器」では「火傷・熱傷」が最も多く 6 割近くを占めている。

・サービス・商品種別に見た危害部位では、美顔と化粧品に関するものでは危害が「顔面」に集

中し、脱毛に関するものでは「腕・肩」「大腿・下腿」の占める割合が非常に高くなっている。

④　危害の多いサービス・商品の抽出

・脱毛エステの危害のなかでは、「レーザー」が２割を占めている。美顔エステでは「ボディケア機器使用」が最も多いが、近年ブームが起きつつある「ケミカルピーリング」も上位を占めている。

⑤　重症事例の多いサービス・商品種別

・危害の程度では「脱毛エステ」の重篤な危害が多い傾向にあり、エステティックサービス以外の商品では医者にかかっていない割合が半数近くを占めているものが多い。

・治療に１ケ月以上を要したケースを見ると、「ボディケア機器使用」が最も多い。また、治療3週間～1ケ月のケースでは、「レーザー」「電気（ニードル）」と脱毛にかかわりの深い施術法が上位を占めている。

⑥　その他の傾向と特徴

・レーザー脱毛、ケミカルピーリングに関する危害は著しく増加している傾向が見られ、近年の新しい危害の傾向として今後も動向に注目する必要がある。

２　ＭＥＣＯＮＩＳ危害相談の具体的事例

ここでは、3章―1で分析した相談事例の中から、危害と安全性の面で注目するべき76事例について、機器と施術法別に抜粋し、安全対策についての考察･検討をおこなう。

（1）フェイシャル（美顔）
（2）ボディケア（痩身）
（3）脱毛

（1）フェイシャル（美顔）

施術法（サービス・商品）	危害の特徴	概要	危害内容	危害部位	危害程度(治療状況)	被害者		相談受付年月
						性	年代	
超音波	顔全体に湿疹、3ヶ月たっても治らず	美顔エステに通い、3回目ごろから顔全体に湿疹が出た。好転作用というが、未だに治らない。超音波を利用してのエステ。湿疹が出てすぐに申し出たら、「今まで使用したステロイド剤が出ている、3ヶ月で普通肌になれる」と説明された。軽いアトピー性アレルギー体質なので、いわれたことを信じ通った。しかし良くならず、黒ずんできた。精神的問題である、前向きに考えましょうというが信用できない。今後どのようにしたら良いか。	皮膚障害	顔面	医者にかからず	女	20代	1999年9月
低周波	ブラシの跡や痛みが残る	昨年6月～8月迄、美顔サービスを10回受けたが、低周波ブラシの跡が残り未だに痛い。対応策はないか。アトピー症、膠原病があり肌は弱い。カウンセリングの時体調は伝えた。皮膚科は8ヶ所替わった。どの医師もブラシの跡は見えないとか、たいしたことはないといったが、痛みはあったので塗布剤のようなものはもらっていた。	皮膚障害	顔面	不明	女	40代	1998年2月
	3ヶ月たっても色素沈着が消えず	低周波エステを受けた結果、顔面に皮膚障害が発生、3ヶ月経過したが色素沈着が消えず。綿棒状のアタッチメントにより顔面に切り傷ができてケロイドが発生。治療機関を8軒回ったが色素沈着が治らない。	皮膚障害	顔面	１～２週間	女	40代	1997年11月
高周波	シミ取りエステで顔一面に斑点	絶対安全である事を念押しし、契約したシミ取りエステ。顔一面に黒い斑点が出来てしまった。どうしたら良いか？アトピーの人も心配のない絶対安全な施術で跡も残らないと説明された。一度施術を受け、何回かアフターケアに通ったが、施術を受ける前よりずっとひどい状態に。そんなに目立つシミではなかったのに、今はひどい。電流を流し、オゾンでシミを固めて直すという施術。苦情を伝えたら医師にはかからない方が良い、と店に言われている。	皮膚障害	顔面	医者にかからず	女	30代	2000年1月
	30分照射で目の回りが真っ赤	シワとりエステを受けたら目が充血、皮膚がヒリヒリ痛い。低温ヤケドと無料になったが慰謝料を請求したい。テレビで放映されたので業者と知りあい、腹部の痩身サービスを受けた。高周波をあてて痩身。目の周りのシワも取れるからやってみないかと勧められた。30分照射したら目が真っ赤になりかすんだ。目薬を点眼。顔はヒリヒリ熱く痒くなり、業者も驚き無料になった。翌日は痛いので電話した。低温ヤケドという。シワが増えた。	皮膚障害	顔面	不明	女	40代	1998年4月

施術法（サービス・商品）	危害の特徴	概要	危害内容	危害部位	危害程度(治療状況)	被害者		相談受付年月
高周波	シミ取りエステでシミがますます増える	折込広告をみてシミとり美容エステを契約したがシミがますます増えてきた。当初シワとり 5 回終了したがたいした興味はなかった。シミとりは植物の種子の粒のようなもので角質をとり、その後、高周波をあてるものだという。病院でみてもらったら粒で傷をつけカサブタになったものをとれば白くなるが、シミは出来るとのこと。契約回数をやればきれいになるのかといったらわからないという。	皮膚障害	顔面	治療一週間未満	女	50 代	1997 年 4 月
吸引	吸引が強すぎ化膿	美顔エステで吸引してもらった後、吸引が強すぎてその部分が化膿した。	皮膚障害	顔面	１～2 週間	女	20 代	1998 年 11 月
	吸引後アザが残り、仕事も休む	美顔エステで吸引をした後、アザが残ってしまい仕事が出来ずつらい思いをした。何年も利用していたサロン。4 月 22 日吸引で鼻のわきが黒くなってしまい、サロンの紹介の病院にかかった。当初はすぐ良くなるといわれたが未だに変色した部分が目立つ。夜の仕事をしており、顔が命なので仕事を休まない訳にはいかず、収入が減ってしまった。	皮膚障害	顔面	1 ヶ月以上	女	20 代	1997 年 6 月
低温	シミ取りで接触性皮膚炎	両頬のシミを取りたくて美顔エステを契約。皮膚を凍らせてはがしていく方法。痛くて皮膚障害になった。看板をみて出向いた。シミをとりたくてガマンしたがあまりの痛さにやめてくれと申し出ても、シミを取るためにと続けられていた。痛いだけでなく、皮膚も変になり、医者にいったらエステによる接触皮膚炎といわれた。	皮膚障害	顔面	3 週間～1 ヶ月	女	30 代	1996 年 12 月
スチーム	首に火傷	エステサロンで施術時にスチームが首にあたり、火傷を負った。	熱傷	首	治療 1 週間未満	女	40 代	1997 年 9 月
イオン導入	皮膚に炎症	美顔のエステティックを受けていたが電気を使ったため皮膚に炎症が出来た。	皮膚障害	顔面	不明	女	30 代	1997 年 8 月
ピーリング	美白施術でケロイド状に。6 ヶ月通院	20 回目の美白ピーリングでケロイド状になり 6 ヶ月間皮膚科に通い一応平らになったがシミは残った。	皮膚障害	顔面	1 ヶ月以上	女	20 代	2000 年 4 月
ケミカルピーリング	顔がはれ、ほほがたるむ	ケミカルピーリングを 3 回受けた。終わった後、ほほがたるんだ。2 回目に濃度の高い液を使用したらしい。フルーツ酸のあと、コラーゲン入り美容液をやわらかくすり込みあまりはれなかった。施術直前の写真と後の写真を見ると愕然とする。	皮膚障害	顔面	医者にかからず	女	30 代	2000 年 5 月
	乾燥肌の状態になり 1 ヶ月通院	マッサージと古い角質を取るケミカルピーリングの施術を受けた。その後、顔が赤くはれ、乾燥肌の状態になった。皮膚科で 1 ヶ月位治療したが、完治しない。	皮膚障害	顔面	不明	女	30 代	1998 年 12 月

施術法（サービス・商品）	危害の特徴	概要	危害内容	危害部位	危害程度（治療状況）	被害者		相談受付年月
レーザー	シミを焼く施術で火傷アザ	数回通った後で電気の治療器（レーザーでシミを焼くらしい）を使用するようになった。説明ではカザブタが取れたら白くなるといわれていたのにヤケドのアザになってしまった。2つの病院でみてもらったが、いずれもヤケドと診断され、これ以上白くならないといわれた。	皮膚障害	顔面	3週間～1ヶ月	女	20代	1998年11月
	施術後、3週間で真茶色のアザに	折込広告で、レーザーでシミをとる施術を知りやってもらった。両頬に小さいシミがいくつかあった。施術後は皮膚が剥けてピンク色になったが、3週間で真茶色のアザになり範囲も広がった。皮膚科開業医に都内の医者を紹介されたが、2ヶ月も先になる。それまでエステ業者が治療してくれるという。	皮膚障害	顔面	不明	女	30代	1997年4月
その他	施術者の腕時計で頭皮裂傷	4日前美顔エステ施術中に技術者の腕時計に私の髪が絡み、強引に引っ張られたため、頭皮が裂傷。当初はそれほどではないと思っていたがだんだん痛みが激しくなってきた。	擦過傷。挫傷・打撲傷	頭部	医者にかからず	女	30代	2000年5月
	泥パックでびらん	エステの泥パックが原因で顔全体にびらん発生。現在入院中だが症状も悪化。	皮膚障害	顔面	1ヶ月以上	女	20代	1999年4月
	首をタオルで引っ張られ、ムチウチ	1年前から利用しているエステ。先日新人が施術中、首をタオルで引っ張られた時ムチウチ状態に。そのときは痛くなかったが自転車で帰途、首に激痛がきて、眠れぬほど痛くなった。ほねつぎ医も施術が原因と診断してくれた。	その他の傷病及び諸症状	首	3週間～1ヶ月	女	60代	1999年1月
	健康食品で下痢	友人の紹介でお試し美顔を受け、美顔の契約をしたが肩こりにも効果があると健康食品を買ったが飲むと下痢する。美顔は気に入ったが健康食品は飲むとお腹が痛くなり下痢するので続けられない。	消化器障害	胸部・背部	医者にかからず	女	40代	1997年9月
施術法不明	ドイツ製美容液で湿疹が悪化	エステで顔に湿疹が出来化膿。通院で治らずエステで治るといわれ通ったら余計悪化。ドイツ製美容液はドイツでは病院で薬として売られており、つければよくなると説明あり。その前にもつければよくなるとピーリングスプレーを買わされたがよくならず。	皮膚障害	顔面	1ヶ月以上	女	20代	2000年9月
	電気コテで顔が黒くなる	チラシで見たエステへ、シミ、ほくろが一回でＯＫというのを見て行く、施術後シミで顔が黒くなり対応が悪い。説明を聞きに言った当日、すいているからと半ば強引に、すぐ施術。電気コテのような物（目かくしされて見えず）で焼きとり、ソバカス、しみ、ほくろを除去。一週間できれいになるといったのに2か月半近くなっても改善されず、現在皮膚科と美容整形にかかっている。資格の無い人が医療器具を使ってもよいのか。	皮膚障害	顔面	3週間～1ヶ月	女	50代	2000年2月

施術法（サービス・商品）	危害の特徴	概要	危害内容	危害部位	危害程度（治療状況）	被害者		相談受付年月
施術法不明	電気棒で鼻の頭を火傷	電気棒を使った美顔のエステで鼻の頭が熱傷したようになった。今年の１月ごろ肩こり、腰痛に効くというエステのチラシをみてお試しコースを受け、快適だったので部分エステの契約をした。その１ヵ月後花粉症にもよいのではといわれフェイシャルも併せて受けることに。５月に電気棒を使った施術の時に熱いといったところの皮がむけ、じくじくとなり、店の処置でも治らず病院に行った。	熱傷	顔面	治療１週間未満	女	50代	1998年6月
	ホクロを電気で焼く施術でケロイド状に	雑誌広告を見てエステサロンへ行き、３ヶ所のホクロを電気で焼いてもらったが１ヶ所ケロイド状に跡が残った。麻酔を使わず電気で焼くのでとても痛かった。５ミリくらいのケロイドが残ったので皮膚科を受診したら深く入れ過ぎ真皮部まで達したためといわれ治療中。エステサロンに申し出たら中に芯が残っているといわれ再び来るようういうが医者は絶対行くなという。	皮膚障害	顔面	１ヶ月以上	女	40代	1998年4月
	目に化粧品	美顔エステ中、化粧品が目に入り、角膜に傷がついた。	頭蓋（内）損傷	眼	治療１週間未満	女	40代	1998年2月
	無料招待エステで化学火傷	友人に誘われ、無料招待で美顔エステを受けた。翌日顔がはれ上がり、皮膚科に通院治療中。皮膚科医の話では美顔器のオゾンで皮膚構造が破壊されたのか、化粧品なのか特定できないという。紫外線にあたると症状がひどくなるので仕事に出られない。	皮膚障害	顔面	１ヶ月以上	女	40代	1997年7月
	電気施術で目尻に火傷	美顔エステを信販契約。電気施術中に右目尻に皮膚障害。業者は電気アレルギーだといって解約に応じない。施術内容は目隠しされていたので不明。目尻にニキビ状ものが2個。そのあと、じくじくになった。業者は「よくあることだ。そういうことを繰り返ししていくうちにだんだんきれいになる」といって施術を止めない。不安になり、医師の診断を受けた結果、「電気による火傷」と診断。	皮膚障害	顔面	１ヶ月以上	女	40代	1996年7月
	有料体験エステで化学火傷	エステの有料体験に行き、５日後に顔が赤くはれ、病院で化学火傷といわれた。２ヶ月前に美顔マッサージを一度受けた。顔の赤味はどんどんひどくなったので、１０日後担当者に見せ、応急処置を受けたが、さらに皮がむけ、ひどくなった。	皮膚障害	顔面	？	女	30代	1999年1月

（2）ボディケア（痩身等）

施術法（サービス・商品）	危害の特徴	概要	危害内容	危害部位	危害程度（治療状況）	被害者		相談受付年月
						性	年代	
マッサージ等（化粧品含む）	肋骨にヒビ	長年利用しているエステで背骨のマッサージ時にグット押されて肋骨にヒビがいった。	骨折	胸部・背部	1～2 週間	女	60 代	2000 年 8 月
	おためしエステで肉離れ	おためしエステを受けたところマッサージで腕が上がらなくなった。筋肉に負担がかかり肉ばなれになっている。	筋・腱の損傷	腕・肩	1～2 週間	女	20 代	2000 年 7 月
	肩こりコースで首がボキッ	折込広告でエステサロンで肩コリコースを知り契約。整体施術で首がポキッとなりしびれた。首がポキッとした時は目の前がまっ暗になり、２０～３０分動けなかった。ずっと体じゅうがしびれていた。他の整骨院に行ったら、首とアゴの骨がずれていた。炎症が治ってから治療はする予定。	筋・腱の損傷	首	1～2 週間	女	30 代	2000 年 3 月
	全身筋肉炎症	台湾式エステというので全身マッサージを受けたら全身筋肉が炎症を起こし今も通院中。うつぶせになって男性が背中,腰,足の上に乗ってもまれた。痛いとは思ったが、台湾式というエステの特徴と我慢した。翌日体中が痛くて動けず仕事を休み、2 週間近く痛み止めを飲んだりしたが改善しないので、病院に行ったら筋肉の炎症といわれ今も通院。仕事を休んだり、痛みがとれず店の責任を問いたいが。	その他の傷病及び諸症状	全身	1 ヶ月以上	女	30 代	1999 年 11 月
	痩身エステで両腕が鬱血	痩身エステを契約、施術中にエステティシャンにもまれた両腕がうっ血し、アザになった。	擦過傷・挫傷・打撲傷	腕・肩	医者にかからず	女	20 代	1998 年 6 月
	足つぼマッサージで内出血	エステティックで足つぼマッサージをしてもらったところ痛みがひどくなり出血した。マッサージをしている時痛みを訴えたが、「きいている証拠」と言ってそのまま続けられた。すぐ医者に行き診てもらった。もう 1 ヵ月半になるが、痛み・しびれがなおらない。	その他の傷病及び諸症状	大腿・下腿	1 ヶ月以上	女	30 代	1998 年 10 月
低周波	痩身エステでみみず腫れ	痩身エステで板状の低周波器の上に 40 分位指示通り寝ていたら,背中にみみず腫れがした。以後の傷跡が心配。板状の器材の上に寝ていると運動効果があってそう身美容になる。6 回位通ったが、このときは異様に背中がかゆかった。後で見てみたら 5 ミリ位の幅の線が 6 本位、背中の巾いっぱいについていた。今日エステの人と一緒に病院に行くが、留意点を知りたい。	熱傷	胸部・背部	治療 1 週間未満	女	30 代	1998 年 2 月
	痩身エステで火傷	3 年程前契約の痩身エステ、1 年前低周波施術中にやけどした。	熱傷	腹部	治療 1 週間未満	女	30 代	1997 年 5 月
	アザが出来、その後広がる	低周波の機械で施術を受けたらアザができて消えない。低周波で皮膚を美しくするという機械による施術を受けた。ところが太モモとヒザのところにアザのようなものができ、その後広がってきた。エステはアトピーではないかというが、医師はアトピーではないという。似たような事例はないか。	皮膚障害	大腿・下肢	1 ヶ月以上	女	30 代	1997 年 3 月

施術法（サービス・商品）	危害の特徴	概要	危害内容	危害部位	危害程度（治療状況）	被害者		相談受付年月
						性	年代	
高周波	足細エステで火傷	足を細くするエステをうけたら高周波をあてられももに 1cm のヤケドをした。施術日は少し熱いと感じた程度。水ぶくれになったので店に連絡したら今日お医者へごいっしょしますと言われた。	熱傷	大腿・下腿	治療１週間未満	女	20 代	1999 年 12 月
赤外線	理学療法エステで火傷	4 年間通ったエステサロン。最新のサロンに移り理学療法エステで遠赤外線によるやけどをした。ベッド 4 つを次々移っていくエステのシステム。最後のビューティードームは遠赤外線による施術。ドラムの中に入れば、自分で開けられない。施術は約 20 分、熱いので大声で呼んだが誰もいない。心臓部分、手、脚がまっ赤になったが、ヤケドの手当てせず、結局翌々日病院へ行き、II 度のヤケドと診断。	熱傷	全身	1 ヶ月以上	女	40 代	2000 年 5 月
光線	腰に光線をあてられて網目に火傷	痩身エステの目的で出向いたサロンで、腰痛があることを言ったら腰に光線をあてられ、網目にやけどした。タウン紙を見て出かけた。針灸を中心にしたエステもやっている、と言っていた。腰痛でカイロプラクティックに通っている、と光線をあてるとよいと言われ 30 分必要だったが時間がなく 20 分で終わらせた。帰宅後シャワーあびたら腰の部分に熱さを感じ、鏡で見ると茶色くなっていた。	熱傷	腰部・臀部	1 ヶ月以上	女	30 代	1999 年 4 月
スチーム	胸に機器を落とされ火傷	エステの施術中、胸にスチーマーヘッドを落とされやけどをした。やけどの 1 週間後に医者に行き 1 回だけ治療してもらった。あと 2 週間ぐらいで直ると言われ、現在は直径 1.5cm の丸いものと細いすじが黒っぽく変色している状態。	熱傷	胸部・背部	3 週間〜1 ヶ月	女	30 代	1996 年 12 月
イオン導入	肩凝りエステの電気コテで穴が開く	エステサロンにて肩凝りの治療を受けて、傷跡が残った。平成 7 年 3 月に施術を受けた。電気コテを背中にあててイオンを導入するということだった。翌日穴が空いていた。店長に見てもらったが、ニキビの跡だと言われた。治るまで待ってみようと思った。1 年たっても跡があるので医者に行くとケロイドだと言われた。医者はあと 6 ヶ月くらい必要という。	皮膚障害	胸部・背部	1 ヶ月以上	女	20 代	1996 年 8 月
その他	人間洗濯機で足に水泡	全身エステ施術後脚に水胞ができたため仕事を休止。施術は首から下の身体をカプセルに入れ、水圧をかける：4 分→遠赤外線サウナ：5 分→水圧をかける：5 分の順で行われた。	皮膚障害	大腿・下腿	1〜2 週間	女	40 代	2000 年 4 月
	骨盤矯正で頚椎捻挫	姉が、エステで骨盤矯正の整体をうけたところ、頚椎ねんざになってしまった。そう身のコースの契約をした。やせるには、体の矯正も必要ということで、整体のような施術をうけた。同施術をうけたところ、3 回目に施術後徐々に、首が痛み出し帰宅した時点で、痛みにたえられず、病院へかかった。	脱臼・捻挫	頭部	3 週間〜1 ヶ月	女	30 代	1998 年 9 月

施術法（サービス・商品）	危害の特徴	概要	危害内容	危害部位	危害程度（治療状況）	被害者		相談受付年月
						性	年代	
その他	O 脚矯正で足が麻痺	先輩の保母にさそわれて O 脚を直すエステを契約。しかし足が麻痺し通えなくなった。O 脚を直すモンローウォーク。モンローウォークでは毎回足がしびれ、ついに右ひ骨神経不全麻痺になる。日常生活も不便である。	感覚機能の低下	大腿・下腿	3 週間～1 ヶ月	女	20 代	1998 年 6 月
	冷熱クリームで火傷	電話で「エステの無料体験」といわれいって施術したところ、やけどをした。あついクリームと冷たいクリームを交互に使用するそう身エステで、冷たいクリームを使った時に両ひじが痛かった。帰宅後赤く熱が出てきたので冷やして販社に連絡したところ医者に行く様いわれ治療をした。	凍傷	腕・肩	1 ヶ月以上	男	20 代	1997 年 12 月
	水風呂で火傷	エステティックサロンの水風呂を利用するため足を入れたところ熱湯が入っていて火傷をした。火傷は右足の甲部分Ⅱ度ということで 1 ヶ月会社を休んだ。2 ヶ月弱で完治した。	熱傷	足首から先	1 ヶ月以上	女	30 代	1996 年 11 月
	サウナとシャワーで意識を失う	娘が通うエステのサウナとシャワーで気分が悪くなり化粧品室で意識を失って倒れた。サロン店長や店員は化粧室で１５分位気を失って気がついた娘を救急車で病院へつれて行き、治療費等は負担すると気遣ってくれたが、業者の責任者は勝手にひっくり返ったのだから解約手続きはするが、見舞い、お詫び、治療費負担は一切しないという。傷は耳のうしろに５センチの切傷で出血がかなりあった。現在も通院中。娘は精神的に不安定になり、決まっていた転職先も断ってしまった。	刺傷・切傷	頭部	1ヶ月以上	女	20 代	1996 年 11 月
	ガラスコップ痩身で水泡	足のむくみがひどい。体質改善をすればよくなると言われ、そう身の契約をした。そう身の前にガラスのコップを肌に当て圧力をかけて血行をよくさせると言われ背中に 3 回受けた。胸は、はじめてで、15 分間後にカップを取ったら鎖骨の下が丸く赤くなり、水泡ができていた。エステの担当もびっくりして、すぐ救急病院へ行った。	皮膚障害	胸部・背部	1 ヶ月以上	女	20 代	1996 年 4 月
施術法不明	全身エステで貧血	雑誌のとじ込葉書を出したら電話がありモニターにといわれ店へいって契約した全身エステ。1 回目の施術から全身を暖められるので気分が悪くなり貧血状態で立てなくなった。3 回受けたが全く同じでその後行かなくなった。	その他の傷病及び諸症状	全身	医者にかからず	女	20 代	2000 年 1 月
	体験エステでフラフラに	エステサロンで体験エステを受けたところエステコースと美容器具を勧められ、契約したが体調が悪くなった。契約後 2 回エステを受けた。2回目の時フラフラして動けなくなった。その後体調がずっと悪く、行けなくなり、エステコースはやめた。１０月になって器具を使ったらもっと悪くなり、医者に行った。医者は使わないほうがいいという。	その他の傷病及び諸症状	全身	3 週間～1 ヶ月	女	20 代	1998 年 10 月

施術法(サービス・商品)	危害の特徴	概要	危害内容	危害部位	危害程度(治療状況)	被害者		相談受付年月
						性	年代	
施術法不明	電流で脂肪を燃やすエステで火傷	無料エステをうけてから契約を考えることになっていた。電流を通して脂肪をもやすシステムだったが熱かったので足を動かしたら左モモに 500 円玉位のヤケドをした。	皮膚障害	大腿・下腿	1 ヶ月以上	女	30 代	1998 年 8 月
	柔軟体操で脊髄損傷	エステティックで体の基礎代謝を高めるための柔軟体操の際、エステティシャンのミスで重傷を負ってしまった。柔軟体操はエステティシャンが全体重をかけて足で背中、腰をもみほぐすものだったが、脊髄の部分を思い切り踏まれてしまい、その場で病院に運ばれ、3 ヶ月経った今でも、痛みが消えず、不安な日々を送っている。医者は、一生治ることはないとのコメント。	神経・脊髄の損傷	腰部・臀部	1 ヶ月以上	女	40 代	1998 年 3 月
	電気厚板で火傷	ふとももを細くしたくてエステへ通っていたが一年前電気施術中ヤケドした。小豆大で肉深く完治しない。皮膚科に通い 1 ヶ月で一応治ったが完全には治らないと医師から言われた。今も通院中。エステの業者は治療費を負担している。同事例あるだろうか。電気施術方法はふとももに厚板を置きその上に電気をかける。	熱傷	大腿・下腿	1 ヶ月以上	男	30 代	1998 年 2 月

（3）脱毛

施術法(サービス・商品)	危害の特徴	概要	危害内容	危害部位	危害程度(治療状況)	被害者		相談受付年月
						性	年代	
ワックス	腫れやかさぶた	2年前にわき毛の永久脱毛を契約したが予約が取れずまだ途中。昨日ワックス脱毛したら赤くはれあがった。以前もワックス脱毛時カサブタになっている。	皮膚障害	胸部・背部	医者にかからず	女	20代	1996年4月
ニードル	脇に突起物、針を抜いたら出血	電気針の脱毛を2回やったら、脇に突起物ができ、抜いた穴から出血。医者に行ったらやらない方がいいと言われた。	皮膚障害	胸部・背部	1～2週間	女	20代	2000年7月
	痛みと腫れで翌日発熱	脱毛サービスを受けた。電気針による脱毛で事前の説明がなかった。痛みと腫れで翌日発熱。始めから終わりまで痛みを訴えたが、その内馴れると相手にしてくれなかった。途中から腫れも生じた。翌日発熱の為会社を休んだ。使用した針が新品なのかを確認していないので感染症が不安。	皮膚障害	腕・肩	不明	女	30代	2000年3月
	毛穴が赤く色素沈着	週に1～2回2時間の施術で既に50回程受けた。毛穴に沿って針をさし通電。最近経営者が電気のパワーを上げ施術、毛穴がブツブツと赤く色が残り、とれなくなった。その内治ると言われたが、医者の判断では「毛孔部位に一致した色素沈着及び皮薄化が観察され非可逆的だと診断」との事。	皮膚障害	大腿・下腿	治療1週間未満	男	20代	1999年
	低温火傷で水膨れ	針を使う脱毛エステで低温やけどした。ニードルという針を毛根に刺して電気が流れ、脱毛する方法にかわって、途端に水ぶくれになり医者に診てもらうと低音やけどをしていると言われ治療を受けた。	熱傷	腕・肩	3週間～1ヶ月	女	20代	1999年12月
	金属アレルギーで肌がボロボロ	92年からエステに通っている、色々やっている1つの永久脱毛で金属アレルギーで肌がボロボロになった。脱毛、フェイシャル、痩身等やってもらっていた。99年頃より肌が赤くなったり、じんましん状になった。病院(紹介された)では治療してくれるがなおらない。今は色素の沈着をとる高額な薬を飲んでいる。	皮膚障害	全身	1ヶ月以上	女	30代	1999年10月
	金属アレルギーでじんましん	7年前から始めた脱毛でじんましん。去年から皮膚科で治療。金属アレルギー。1年で治療打ち切りと言われ不納得。脱毛を始め1年後ぐらいから、じんましんがあちこち(足)に出来、出ていないところの脱毛をした。じんましんのあとが消えないので、エステ店の紹介の皮膚科を受診。金属アレルギーとわかる。脱毛の針シルバーを金に変えたとエステ店は言う。今も通院中。	皮膚障害	大腿・下腿	1ヶ月以上	女	20代	1999年10月
レーザー	タバコを押しつけたような黒い跡	両足ひざ下のレーザー脱毛をしたらヤケド状の跡が残った。実際に施術をしたのは、エステ業者と契約しているクリニック。ヤケド状の跡とは、片足30ヶ所に5㎜(直径)のタバコを押しつけたような黒い跡が残り、居住地の診療所でみてもらい、レーザー脱毛によるものと診断書をもらっている。	皮膚障害	大腿・下腿	治療1週間未満	女	20代	2000年9月

施術法(サービス・商品)	危害の特徴	概要	危害内容	危害部位	危害程度(治療状況)	被害者		相談受付年月
						性	年代	
	皮膚が黒ずみ痛む	折込みチラシを見て店に出向いた。千円お試しコースのつもりがレーザー＋永久脱毛の契約。皮膚炎がおき解約したい。レーザー照射で皮膚が黒ずみ、痛みもあったが皆そうだと説明された。店に申し出たら関連のクリニックを紹介され、湿布薬と服用薬をもらった。皮膚が薬の漂白作用でまわりより白くなった。その後永久脱毛したが毛穴がふくらみ痛がゆい。診察した医師が接触性皮膚炎という。	皮膚障害	腕・肩	治療１週間未満	女	20代	2000年1月
	ＩＰＬ脱毛で火傷	脱毛エステを契約。レーザー光線よりも肌にやさしいとの説明、２度受けたら発疹が出て皮フ科に行った。合計で６回受ける予定。もともと発疹が出来やすい体質とは言ってあった。２度目の腿部の施術で出た。店に申し出たら皮フ科に連れて行ってくれたが、かゆくてたまらず。医者も因果関係を認めた。	皮膚障害	大腿・下腿	治療１週間未満	女	30代	1999年12月
	無料体験脱毛で火傷	無料体験脱毛エステをしないかと電話で呼び出され４ヶ月前、両足のレーザー脱毛を契約。5回位の施術できれいになるといわれ契約。最初から痛いと申し出ていたが、3回目で火傷状態で熱が出た。店は病院に行けというだけで誠意が無かった。皮膚科に通ったが診断書は今後の傷跡を判断できないと出してくれなかった。	熱傷	大腿・下腿	３週間〜１ヶ月	男	20代	1999年11月
	水膨れ状態に	脱毛エステで火傷。レーザー脱毛で徐々に強くしていくが、３回目で水ぶくれとなった。	皮膚障害	大腿・下腿	1〜2週間	女	30代	1999年10月
	腕の脱毛で火傷	腕の脱毛施術にてレーザー光線を受けたがヤケドをした。毎週１回程度通っていたが、ヤケドになったのは今回が初めて。医者でヤケドといわれ、ぬり薬をもらった。	熱傷	腕・肩	1〜2週間	女	20代	1998年6月
	家庭用脱毛器で火傷	去年の夏の終わり頃エステでレーザー脱毛器を購入。使用したら肌があれた。医者にかかり、使用をやめたらましになった。エステの人は毎日やっても大丈夫といったが､1週間に1回くらいしかしなかった。	熱傷	不明	１ヶ月以上	女	30代	1998年5月
〈参考事例〉美容外科	レーザーが目にあたる	レーザー脱毛の２回目の時、左目にレーザーが当り、痛みがひどかった。クリニックに申し出て、眼科受診を指示された。角膜等に異常なしとの診断だったが、痛みのため１週間勤めを休んだ。	感覚機能の低下	眼	治療１週間未満	女	30代	2000年9月
	皮膚の焼けかすで火傷跡	脇毛と太もものレーザー脱毛を医院で受けたら太ももにやけど様の跡が残り３ヶ月後も消えず医院の責任を追及したい。4回めの施術の時太ももに痛みを強く感じその夜から丁度レーザーの出る鏡様のペンの大きさの2mm角ぐらいの赤い点が続いて皮膚に残り今は黒っぽい茶色で残っている。ベテラン看護婦がこれは鏡様の面の皮膚の焼きカスのゴミを取らずにやったからだと言いそれを医師に伝え治療を要求したら怒り出した。	皮膚障害	大腿・下腿	１ヶ月以上	女	30代	2000年4月

施術法(サービス・商品)	危害の特徴	概要	危害内容	危害部位	危害程度(治療状況)	被害者		相談受付年月
						性	年代	
施術法不明	毛穴にバイ菌が入り化膿	店舗でうちのは永久と説明され脱毛エステを契約。両足施術後化膿。施術は２回目。皮膚科医より毛穴にばい菌が入り化膿しているエステが原因と考えられると診断された。	皮膚障害	大腿・下腿	治療１週間未満	女	30代	2000年4月
	火ぶくれで夜も眠れず	美顔エステを受けていた業者に永久脱毛エステを勧められてやってもらったら火傷した。１ヶ月前に受けたら火ぶくれで皮膚全体が1.5センチくらい両手両足がふくれ痛くて夜も眠れず通院した。	熱傷	全身	１ヶ月以上	女	20代	1999年10月
	火傷が５年経っても治らず	５年前永久脱毛で脇下にやけどした。診断書提出し、完治するまでトリートメントの約束。未だ完治せず。直後に診断をうけ水ぶくれは２回の通院で治った。やけどの跡が黒くなっており、それが完治するまで無料でトリートメントを行うと店が申し出たので、月１回位通っていた。その間結婚。２度の出産を経て現在にいたるが、今も状況は変らない。その間整形外科に連れて行かれたが半年位で完治するといわれたが変化はない。	皮膚障害	腕・肩	治療１週間未満	女	30代	1999年5月
	永久脱毛中に機器が故障	脇の下を永久脱毛中に機械が故障し小さい火傷を負った。メーカーが慰謝料を支払う事になった。直径2〜3ミリの小さい火傷だがケロイドが残っている。メーカーはこちらで条件を呈示してほしいと言う。	熱傷	腕・肩	不明	女	20代	1998年6月
	電気ショックで顔面麻痺	そう身の有料モニターの契約をした後脱毛もやったが電気のショックで顔面麻痺が起きた。味覚と知覚の障害がでている。医師は全ての因果はないが関係があるという診断書を作成してくれるといっている。	感覚機能の低下	顔面	不明	女	20代	1997年2月
	スピード脱毛で焼けるような痛み	エステサロンで両足の脱毛をしたところ、施術中焼けるような痛みがあり、かなり腫れた。脱毛が終了するまで完全保証。無期限。一般のエステサロンは毛根処理に8〜12秒かかるが、3秒でできる、と説明書きにあり、早い方が良いと思った。今までに37時間施術を受け痛むことが多かった。８月施術後ひどく腫れ店へ連絡、店指定の大学病院へ紹介状を持って出かけ、施術技術によるものと報告書をもらった。以来一度も診断は受けず２ヶ月経過の現在も４センチ大の跡がある。	皮膚障害	足首から先	不明	女	20代	1996年10月

２　エステティック施術・治療に関する症例関連文献の概要

※[　]内は掲載誌名,巻号,掲載頁,西暦

■美顔関連

＜ピーリング＞

①　エステティックサロンにおける皮膚障害　（症例報告）

梅澤慶起,渡辺麻美,五十嵐 勝他［Aesthetic Dermatology Vol.10:19-22,2000］

エステティックサロンで行われるさまざまな処置の中には、医療行為に準じるもの、ないしは明らかに医療行為と思われるものが行われている。そのために皮膚障害が生じたり、その後の適切な処置が行えないため、色素沈着、ケロイド、二次感染などを生じることがある。１年間で、エステティックサロンで行われた処置後に生じた皮膚障害を 3 例経験した。

症例１:31 歳女性。エステでケミカルピーリングを施行後、顔全体に紅斑が生じた。

症例２:24 歳女性。美顔治療でスチームを顔全体にかけていたところ、施行者のミスにより前胸部にⅡ度の熱傷を受傷。その後、同部に色素沈着、色素脱失を生じた。

症例３:50 歳女性。垢すりを施行されたところ同部に紅斑が生じた。

これらのエステにおける皮膚障害の問題点として、1)誇大な広告内容。2)皮膚障害が生じた後に適切な処置が行えず、色素沈着、ケロイド、二次感染などが生じる場合がある。3)情報提供を求めても、使用された薬剤の内容を教えてもらえなかったり、協力が得られない場合がある。4)本来、美容目的であるエステが、アトピー性皮膚炎、母斑、座瘡などの疾患を対象とし、医療行為に類する行為を行っている施設が存在する。5)皮膚障害が生じた患者では、生じた紅斑、色素斑などを非常に気にすることが多く、一般患者に比べ精神的負担が大きい。

エステで行われているさまざまな処置の中には、取り返しのつかない傷痕を肉体的、精神的に生じさせる可能性がある。今後、エステ業界の成長とともに、皮膚障害が増加することが予想され、我々皮膚科医もエステでの皮膚障害について検討し、何らかの対策を考えていく必要がある。

図表３－２９　症例



②　グリコール酸によるケミカルピーリング（原著論文）

長濱 通子，船坂 陽子，市橋 正光［皮膚臨床 41(12);1889-1894,1999］

ケミカルピーリング(CP)とは、皮膚の若返り法ともいわれる化学的手術法である。CP は化学物質が皮膚に浸透し、その構築の破壊、新生が行われる深さにより 3 型に分類されている。そのうち表皮型では、通常 50,70%の高濃度のグリコール酸(GA)による CP が頻用されている。今回、欧米人と異なる皮膚色をもつ東洋人にとっては、従来通りの濃度よりも、低濃度(10,20,35%)による CP のほうが、効果および副作用発現の点から有効と考えられた。

図表3－30　低濃度、高濃度グリコール酸ケミカルピーリングの対象者と対象疾患

		20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	合計
尋常性痤瘡（人）	低濃度	8	5	1	0	0	0	14
	高濃度	1	2	1	0	0	0	4
老人性色素斑（人）	低濃度	0	2	2	2	0	0	6
	高濃度	0	0	3	3	3	1	10
肝斑（人）	低濃度	1	1	0	0	0	0	2
	高濃度	0	1	0	0	0	0	1
小じわ（人）	低濃度	0	4	4	3	0	0	11
	高濃度	0	0	3	3	3	1	10
合計（人）		10	15	15	12	6	2	60

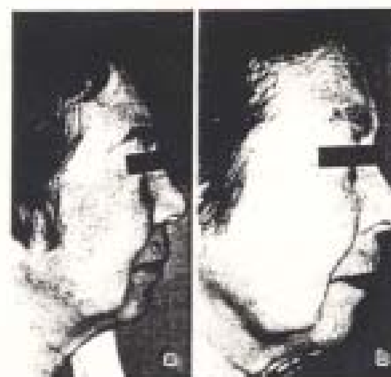
図表3－32　低濃度、高濃度グリコール酸ケミカルピーリングについてのアンケート調査

	平均年齢	不安感		刺激感	
		あり	なし	あり	なし
低濃度	34.7歳	3%	97%	29%	71%
高濃度	56.8歳	52%	48%	80%	20%

図表3－31　低濃度、高濃度グリコール酸ケミカルピーリングの評価

		20歳代 L	20歳代 H	30歳代 L	30歳代 H	40歳代 L	40歳代 H	50歳代 L	50歳代 H	60歳代 L	60歳代 H	70歳代 L	70歳代 H	合計 L	合計 H
尋常性痤瘡（人）	著効	7	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	11	0
	有効	1	1	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	3	3
	不変	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	悪化	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
老人性色素斑（人）	著効	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	2	1
	有効	0	0	2	0	2	2	2	3	0	3	0	1	6	9
	不変	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	悪化	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
肝斑（人）	著効	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	有効	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不変	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1
	悪化	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小じわ（人）	著効	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	有効	0	0	4	0	4	3	3	3	0	3	0	0	11	9
	不変	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	悪化	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計（人）		8	1	12	3	8	7	6	6	0	6	0	2	35	25

注L：低濃度　H：高濃度



図表3－34 症例2
a：[illegible]歳，女性，右頬部の色素斑，CP治療前
b：[illegible]%CP，[illegible]回施行後，色素斑はほぼ消退した。



図表3－33 症例1
a：[illegible]歳，女性，痤瘡，CP治療前
b：[illegible]%CP，[illegible]回施行後，紅斑，痤瘡の消退を認めた。

③　ケミカルピーリングの方法と注意点、および、その可能性について　(会議録)

高山 正三，白壁 征夫［日本美容外科学会会報 20(1);32-33,1998.］

最近になりケミカルピーリングも一般化され、その施術方法も大体確立された感がある。がしかし、実際にピーリングを行ってみると個人差が大きく、状況に応じて柔軟に対応しきめ細かい濃度、時間などの条件の設定が求められる。

これらの注意点を述べるとともに、これまで我々が行った皮膚の色素沈着に対するピーリングの症例を供覧し、反省点、可能性を示す。

④　ケミカルピーリングの実際と臨床（会議録）

鈴木晴恵，山本加奈子［Aesthetic Dermatology，9(2),25,1999］

近年、人々のアンチェージングに対する関心が高まっており、欧米では、ケミカルピーリングやレーザーリサーフェシングによる若返り治療が盛んに行われている。我々東洋人の皮膚においても、様々な工夫によりこれらの治療が可能となってきた。当院においてはその目的に応じてグリコール酸、ＴＣＡ、ジェシナー氏液などによるケミカルピーリングを行っているが、その前処置としてグリコール酸や retinoic acid *1などの外用剤塗布（ホームケアー）による priming*2 を行う。それによりピーリングの効果が均一に得られるようになり、色素沈着や瘢痕形成などのリスクを軽減できる。さらには、比較的高濃度の薬剤を用いてピーリングすることが可能となり満足のいく結果が得られるようになる。美白剤やグリコール酸、retinoic acid によるホームケアーはピーリング中も併用し、目標達成後もその効果を維持するためにこれを続けることが重要である。ホームケアーのみでも、acne*3 や comedone*4 の改善、rejuvenation*5 の効果がみられる。

*1：レチン酸、 *2：下塗り、*3：ざ瘡、*4：面ぽう（皰)、*5：若返り

⑤　ケミカルピーリング効果のデジタルマイクロスコープによる評価法（会議録）

宇津木龍一,島倉康人,田中早苗他［Aesthetic Dermatology,9(2),14,1999］

スキンケアを目的としたピーリングが一般的になりつつあるが、その効果の客観的評価法においては、今だ確立されておらず、患者自身の評価に頼っている部分も多いと思われる。しかし、今後研究が進む上で、効果の客観的評価方法は重要な課題である。

当施設では、ケミカルピーリング施行前後の皮膚表面の形態的変化をスカラ社製 50 倍デジタルマイクロスコープを使って観察しているが、ピーリング効果判定法の一つとして非常に有効である。今回は、その方法と有効性について報告する。

■脱毛関連

＜電気脱毛＞

⑥　いわゆるエステティックサロンで受けた脱毛術後の後遺症 46 例の検討（会議録）

玉田伸二［日本臨床皮膚科医学会雑誌 46 ;271,1995.10］

1987 年 6 月より 1994 年 12 月にかけての 7.5 年間に、いわゆるエステティックサロンで施術を受けた後の各種皮膚障害を主訴に本院を受診した 46 例に関して検討を行った。患者は全員女性、17 歳～44 歳、平均 26.5 歳。46 例中認められた皮膚障害は、化膿性毛嚢炎（せつ、せつ腫症を含む）36 例、色素沈着 37 例、皮内出血 9 例、点状熱傷 19 例、皮膚潰瘍 2 例であった（重複あり）。針を皮内に刺入する電気脱毛術の多くが、皮膚科専門医以外のところで、無資格者が行っている現状につき言及する。

⑦　ステンレス鋼による接触皮膚炎の成因に関する研究　(原著論文)

加瀬　佳代子［東邦医会誌 42(3):269-278,1995］

臨床免疫学的に、ステンレス鋼による接触皮膚炎の存在を証明するため､95 名のボランティアに、ステンレス鋼製プローブを使用し約 3 ヶ月間(総脱毛時間 120 時間)の電気脱毛を行ない､その前後で成分金属(鉄､クロム､ニッケル､マンガン)のパッチテストを行なった。その結果、1)95 名中 15 名にプローブ皮膚炎が生じ､2)パッチテスト陽性者は電気脱毛前が 8 名であったのに対し､脱毛後には 32 名と有意に増加し､3)パッチテスト陽性金属はクロムもしくはニッケルまたは両方で、4)クロムのみが､電気脱毛前後のパッチテストで有意な増加を示した｡つまり､電気脱毛によって起こるプローブ皮膚炎は､ステンレス鋼による接触皮膚炎で、成分であるクロム､ニッケルにより生じることが示唆された。また､ステンレス鋼製プローブを用いた電気脱毛により､クロムによって感作されることも示唆された。

次に､ステンレス鋼から成分金属が溶出するか否かを確かめるため､ステンレス鋼を 0.01%NaCl 溶液中で電気分解し､その電解液中の成分金属のイオン濃度を測定した｡その結果､ステンレス鋼の成分であるクロム､ニッケル､マンガンの溶出を認め､特にクロムの溶出が著しかった。

図表３－３５　ステンレス鋼プローブによる皮膚炎

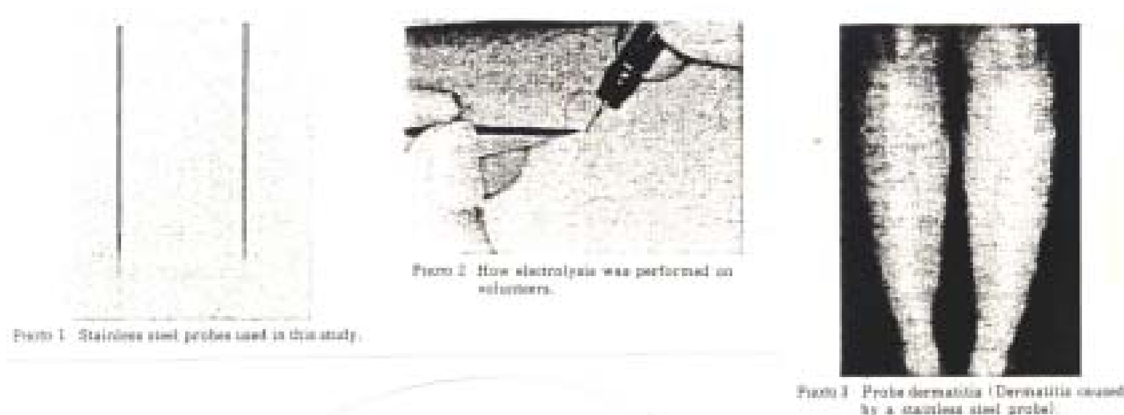


Photo 1 Stainless steel probes used in this study.

Photo 2 How electrolysis was performed on volunteers.

Photo 3 Probe dermatitis (Dermatitis caused by a stainless steel probe)

＜レーザー脱毛＞

⑧　レーザー治療後の炎症性色素沈着に対するスキンケア　(症例報告)

山下理絵［日本美容外科学会会報 20(2);39-45,1998.6］

近年、皮膚の色素性病変に対するレーザー治療の進歩はめざましく、また美容外科領域においても、しみ、しわなど aging の治療に応用されている。しかし一方照射後の副作用である炎症性色素沈着は高頻度に出現するため、レーザー治療と炎症性色素沈着の治療は随伴して行われているのが現状である。

当院では現在、4 台のレーザー(炭酸ガスレーザー、ウルトラパルス炭酸ガスレーザー、Q-スイッチルビーレーザー、ダイレーザー)を使用し治療を行っているが、炭酸ガスレーザーで小腫瘤を治療する以外はいずれのレーザーでも照射後に一過性の炎症性色素沈着は出現する可能性がある。今回は、主に顔面の老人性色素斑のＱ-スイッチルビーレーザーによる治療と術前、術後のスキンケアに関し報告する。

効果判定：今回レーザー治療後１年以上経過した患者 248 例にアンケート調査を行い、治療効果の判定を行った。著効、有効、不変、悪化の４段階評価とし、治療効果に関しては患者側のアンケートを重視した。さらに、レーザー照射後の合併症として、瘢痕形成、色素沈着、色素脱出などの副作用に関しても検討した。

結果：１回のレーザー照射により老人性色素斑が消失かほとんど目立たなくなり満足した症例(著効)は、185 例 75%、前より薄くなったが患者は不満足の症例 57 例(23%)、無効は 6 例(0.02%)、悪化と判断された症例はなかった。副作用としては、一過性の炎症性色素沈着が、101 例 44%に認められた。色素沈着は 4 週目ごろに最も濃くなった後に、徐々に消退した。色素沈着が 1 年継続した症例は、1 例 0.8%であった。その他、色素脱出、瘢痕などは認められなかった。炎症性の色素沈着の治療には、患者自らが行える軟膏、クリームを第一選択とした。

図表３－３６　レーザー治療と炎症性色素沈着

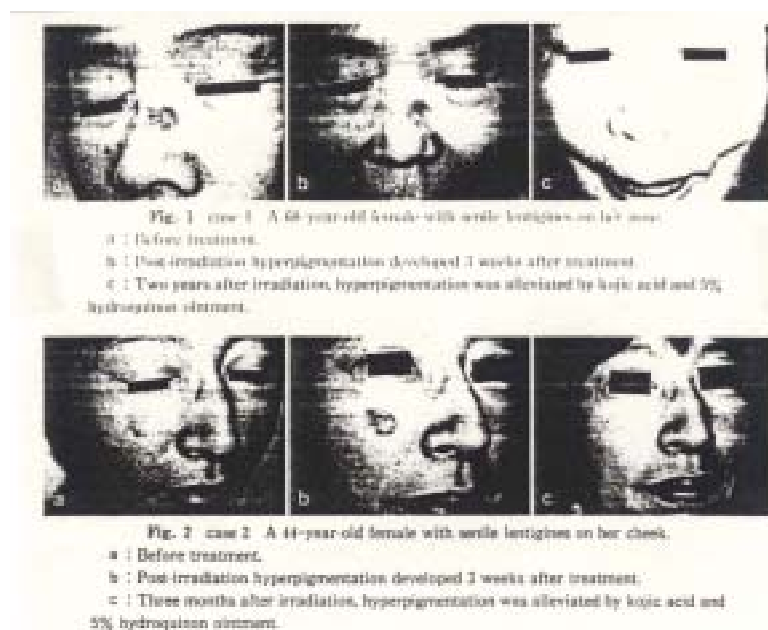




Fig. 3　case 3　A 52-year-old female with senile lentigines on her cheek and mandible.
a : Before treatment.
b : Post-irradiation hyperpigmentation developed 3 weeks after treatment on only mandible.
c : One year after irradiation, hyperpigmentation was alleviated by kojic acid and 5% hydroquinon ointment.



Fig. 4　case 4　A 28-year-old female with chloasma on her cheeks.
a : Post-irradiation hyperpigmentation developed 3 weeks after treatment.
b : Ten months after irradiation, hyperpigmentation was alleviated by kojic acid and 5% hydroquinon ointment.



Fig. 5　case 5　A 49-year-old female with senile lentigines with chloasma on her cheek.
a : Before treatment, 5% hydroquinon ointment used for 6 months.
b : One year after irradiation, senile lentigines was completely alleviated.

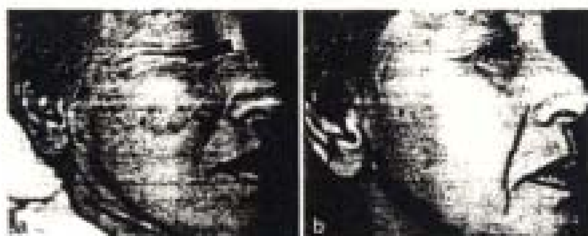


Fig. 6　case 6　A 66-year-old female with senile lentigines on her cheek.
a : Before treatment, 0.025% retinoic acid with 4% hydroquinon ointment used for 2 months.
b : One year after irradiation, senile lentigines was completely alleviated.

⑨　レーザー治療後の色素沈着に対するスキンケア　（会議録）

山下理絵［日本美容外科学会会報 20(1);31-32,1998.3］

近年皮膚の色素性病変に対するレーザー治療の進歩はめざましい。しかし、一方照射後の副作用である炎症性色素沈着は高頻度に出現するため、レーザー治療と炎症性色素沈着の治療は随伴して行われているのが現状である。筆者は、現在 4 台(Qスイッチルビーレーザー、ダイレーザー、炭酸ガスレーザー、ウルトラパルス炭酸ガスレーザー)のレーザーを使用し治療を行っているが、炭酸ガスレーザーで小腫瘍を治療する意外は、いずれのレーザーでも照射後に一過性の炎症性色素沈着は高頻度に出現する。今回は主に顔面の表在性色素病変である老人性色素斑、いわゆるしみのレーザー治療の術前、術後のスキンケアに関し報告する。

⑩　レーザー治療後の色素沈着に対するスキンケア　（会議録）

鈴木晴恵［日本美容外科学会会報 20(1);32-33,1998.3］

レーザー照射後の色素沈着は他の炎症後色素沈着や肝斑と同様、器質的な変化ではなく機能的な異常であり、レーザー追加照射を行えば約１週間後には表皮脱落により一旦は消失するもののその後再発し、いたずらに治療期間を長引かせることになる。これらの色素沈着に対して、内服、外用およびイオントフォレーシス（イオン導入法）による治療を行ってきた。（中略、イオン導入法の説明）イオン導入法による施療は、現在までのところ 1,438 例中、色素沈着の軽減効果が認められなかった症例はなかった。副作用のためにイオン導入を中断せざるをえなかった症例は１例あり、イオン導入後の発赤が施療後 2～3 日持続するためであった。

⑪　レーザー脱毛治療合併症とその治療　（会議録）

井上 尚子，平井 隆，百束 比古［日本美容外科学会会報 20(4);175,1998.12］

レーザー光を用いた脱毛術においては、効果的に脱毛できる症例がある反面、照射部位に一致して、可逆的ないし不可逆的な皮膚合併症をみることができる。我々の経験した合併症例を供覧するとともに、その治療法について若干の考察とともに報告した。過去 18 ヶ月間に我々の関連施設において、960例のレーザー脱毛治療が行われ、そのうち24例においてレーザー照射が原因と思われる皮膚病変の併発を経験した。これらを分析すると、1)可逆的変化、2)不可逆的変化の二つに分けることができた。可逆的変化はさらに毛穴周囲に限局して生ずる変化とレーザー光照射部位に一致した皮膚面全体に生じる変化とに分けられた。

可逆的合併症のうち、一番多くみられたのは、熱傷様変化であり18例を経験した。ついで局所発赤、痂皮形成、色素脱失であり、いずれの症例に対しても副腎皮質ホルモン外用、5%ハイドロキノン軟膏にて改善した。不可逆的合併症としては、上口唇部難治性ケロイドを一例経験した。他院からの紹介であり切除縫縮術ならびに電子線照射を要した。熱傷害による合併症を避けるためには、適切な適切な照射エネルギーの決定が不可欠である。 レーザー光照射照射にあたっては、目立たない部位から照射を開始して、皮膚の変化をチェックしながら照射を進めていくことが肝心である。

⑫　レーザー脱毛の現状と問題点・今後の展望　(会議録)

鈴木 晴恵［日本美容外科学会会報 20(4);175,1998.12］

レーザー脱毛の方法をレーザー光を吸収させるターゲットにより分類すると、カーボンなどのレーザー光を吸収しやすい物質を毛包内に入れそれにレーザー光を吸収させ、エネルギーを毛包に波及させる方法と hair shaft 自身のメラニンをターゲットにする方法に大別できる。現在レーザー脱毛用に多種多様の装置が開発されているが、ほとんどのものが後者のタイプである。有色人種におけるレーザー脱毛で問題になるのは、いかにしてメラニンに富んだ表皮を傷害せずに毛包のみを破壊するかという点である。このため、前者の方法ではメラニンに吸収されにくい長い波長のレーザー光を用いている。後者の方法を用いた装置では、長い波長の光を選ぶほか、hair shaft よりも小さい(薄い)組織である表皮から熱を逃してやるために照射時間を長くしたり、照射時間を区切ったり、皮膚表面を様々な方法で冷却するなどの方法が工夫されている。これら方法のうち、Qスイッチヤグ、ロングパルスヤグ、アレキサンドライト、ルビー、フォトダームを使用する機会を得た。

いずれの方法でもある程度の期間の減毛効果は期待できるが、毛再生のメカニズムが解明されていない現時点においては、毛組織の中での破壊すべきターゲットを特定できないため、レーザー脱毛の永久性については不明であるといわざるをえない。

■痩身関連

⑬　エステティックによる民間療法施行中に重症感染症を合併したアトピー性皮膚炎の１例（症例報告）

篠田 勧，高橋 敦子,矢野 貴彦 他［皮膚臨床 39(4);615-618，1997］

22 歳、女性。10 歳時よりアトピー性皮膚炎あり。初診 3 ヶ月前より、エステティックサロンで連日皮膚マッサージ等を施行されていた。1 ヶ月前から顔面、頸部にびらんを伴う滲出性紅斑が出現し、その後 39℃台の発熱を伴う紅皮症状態となった。さらに、上半身を中心に粟粒大の紅斑性膿疱が出現し、意識混濁をきたしたため、緊急入院。脱水、緊急腎不全、低栄養状態を伴うアトピー性紅皮症、カポジ水痘様発疹証、二次性皮膚細菌感染症と診断、ICU にて集中治療した。全身状態は改善したが、皮膚科学的および心理的に大きな後遺症が残存した。

図表３－３７　各部の臨床像



▲図１　軀幹から顔面にかけての臨床像
▶図２　ほぼ全面に黒褐色の痂皮が付着する顔面臨床像

図３　手背部における粟粒大痂皮性局面

第４章　エステティック業界及び事業者の現状

１　業界の現状

（1）業界団体の全体像

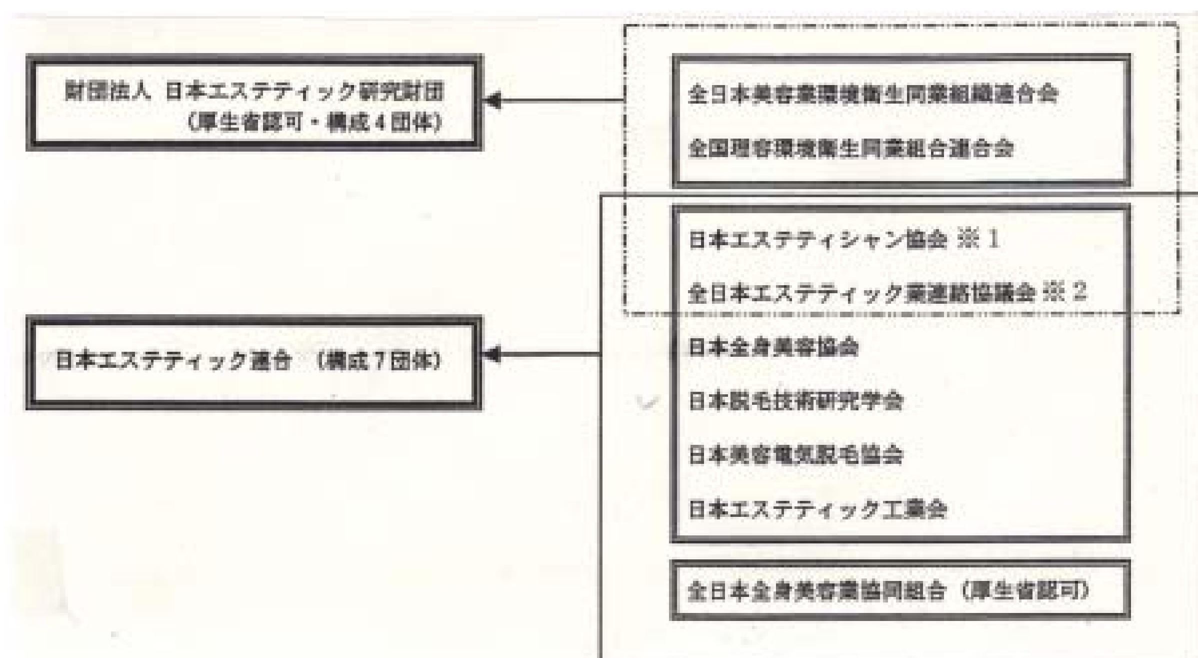
第１章でもまとめたように、わが国のエステティック業は、エステティック主要業界団体の成長と合わせて発展してきた。

わが国におけるエステティック業界団体は、1972 年の「日本エステティシャン協会」（ＣＩＤＥＳＣＯ－ＮＩＰＰON）設立を皮切りとし、1978 年には「国際エステティック連盟」（ＩＮＦＡ極東支部）など海外団体と連携した団体の設立、「日本全身美容協会」など国内のエステティックサロン経営者が集まった団体が設立された。さらに 1980 年代には電気脱毛技術者が設立した「日本脱毛技術研究学会」（1981 年）や国内大手事業者から構成される「全日本エステティック連絡協議会」（1987 年）など、多様な主体による業界団体が設立され、エステティック業の発展に大きく寄与してきた。

1990 年代に入り、エステティックサービスの苦情やクレーム、不当表示の問題などが相次いだことを受けて、厚生省（当時）が「日本エステティック研究財団」を設立し、エステティックの安全性や有効性、業務の適正化のための調査研究や事業を実施してきた。

さらに 1997 年には主要業界２団体が中心となり「日本エステティック連合」が設立され、エステティック業倫理綱領の作成ならびに新たな資格制度である美容電気脱毛士資格制度などが発足されている。日本エステティック連合の構成図を図表４－１に、現在のエステティック主要業界団体の概要を図表４－２にそれぞれ示す。

図表４－１　日本エステティック連合の構成図



※1　2001 年６月から日本エステティック協会に名称変更
※２ 2001 年４月から日本エステティック業協会に名称変更

図表４－２　日本エステティック連合構成団体の概要（２）

	日本脱毛技術研究学会	日本美容電気脱毛協会	日本エステティック工業会	全日本全身美容業協同組合
所在地	兵庫県神戸市北長狭通 4-3-13 兵庫県私学会館 101 号	東京都文京区本駒込 6-24-3 パシフィック本駒込２Ｆ	東京都台東区東上野１-13-2 成田第２ビル８Ｆ	東京都渋谷区神南 1-11-5 ダイネス壱番館 302
代表者	会長　中西正興	会長　施　治平	理事長　滝川晃一	理事長　松本正毅
設立年	1981 年	1999 年	1995 年	1996 年
会員数	約 200 名	89 名	70 社	95 名（207 店舗）
URL	－	－	http//:www.jeia.gr.jp/	－
設立経緯	･美容電気脱毛の健全な普及と発展を目的として、美容電気脱毛を業とする技術者・経営者が中心となって設立された。	･美容電気脱毛の社会的意義と価値の認識を高め、業としての職を成　立させ、美容電気脱毛士の地位の向上及び社会への貢献を目的として設立された（1999 年）。	・PL 法の立法趣旨に沿ったエステティック産業の健全な発展に寄与する目的で設立された。	・全身美容協会を母体に、1997 年厚生省生衛１３５号認可により設立された。以来、日本全身美容協会との共同歩調により対外団体活動を行う。
活動	･全国主要都市における勉強会の実施 ・学会認定脱毛士の資格試験の実施（学会認定脱毛士：ＲＥ）（「電気脱毛の安全衛生基準・実際編」の策定による会員サロンへの衛生管理支援も実施） ・会報紙の発行 ･会員の地位保全や資質向上のための諸活動 ・総会と講演会の開催 ・会員の懇親会　　・　など	･美容電気脱毛士の社会的、法的地位の確立とその向上のための活動 ･教育機関と協力、提携による美容電気脱毛士の養成と技術と知識の向上 ･美容電気脱毛士の技術と知識の適性試験の実施 ・講習会、研修会等の開催 ・消費者相談、啓発、広報活動 ・関連業界との協力 ・脱毛保険事業　　　など	･機器の安全のための規格基準の作成とその普及啓蒙活動 ･エステティック関連機器や化粧品を開発するための会員研修会、セミナーの開催 ･安心して使用できる機器提供んための機器の安全性の検定・認定の制度化 ・会員企業により<自主安全宣言シール事業>を推進している ･表示実施要領を作成したほか、安全規格基準の策定を行った	・共同購買事業によりよい商品･安全性のある機器類を低コストで供給 ･共同宣伝事業により、集客効率を高め、宣伝費コストの削減 ・業界・消費者ニーズ・行政情報等情報提供 ・製品･技術の開発 ・各種講演会 ･サロン改造資金、設備資金等商工中金との取引を斡旋 ・組合は外部団体・関連行政官庁との連携により組合員を保護
出版物等	・会報紙「アドヴァンス」発行	・日本美容電気脱毛協会会報（年１回以上）	・会報発行 ･「機器の安全確保のための表示実施要領」（1997 年） ･「エステティック機器の安全規格基準」（1999 年） ・ホームページ開設	－

（２）安全対策に対する業界の動き

業界団体では現在、安全対策に対する取り組みを様々な形で実施している。その一つが「美容レーザー脱毛研究会」である。また、業界団体が集結した日本エステティック連合では、訪問販売法などによるエステティック業をとりまく法的環境の変化も受けて、「エステティック業倫理綱領」の策定を行い、昨年度からは「美容電気脱毛士資格認定制度」を創設するなど、業界が先導して安全性の向上に対する取り組みを行っている。

以下にそれらの概要についてまとめる。

①　美容レーザー脱毛研究会

全日本エステティック業連絡協議会では、「美容レーザー脱毛研究会」を設置し、美容レーザー脱毛の安全性について検討をしている。

調査では、全国のサロンに対するアンケート調査の実施や、法務委員会、機器使用基準調査委員会などの検討体制のもと、技術的検討を通して安全性について幅広く検討を進めている。研究会の概要は次の通りである。

美容レーザー脱毛研究会発足の案内

1. 美容レーザー脱毛は、最近その安全性や医療との関係等について一部マスコミ等で相次いで報道され、業界内外に大きな関心を呼んでおりますが、当協議会においては、現段階においては美容レーザー脱毛を会員に推奨しないという姿勢です。しかし、レーザー脱毛の将来性と効果については従来から注目しており、近い将来急速にレーザー脱毛法の開発と普及が進んでいくものと予想しております。
2. このような状勢を踏まえて全日本エステティック業連絡協議会では、レーザー脱毛研究委員会を設置してこの１年近く研究を重ねてまいりましたが、関係業界の協力を得て、「美容レーザー脱毛研究会」を新たに発足させる運びとなりました。今後この研究会に、より多くの皆様のご参加を頂き研究を進めて参りたいと考えております。
3. 当研究会では作業の手順として、
   1、レーザー脱毛機器仕様の安全性・有効性
   ２．技術者が扱う上での安全性･有効性の両面から研究調査を進めて行きたいと考えております。
   ＜小委員会設置＞
   (1) 機器調査委員会
      1、美容レーザー脱毛機器の実態調査・研究
      2、美容レーザー脱毛機器別の調査・研究
      3、美容レーザー脱毛機器の安全基準の調査・研究物理的な面、製造面などから学識者のアドバイスを頂き、長期的な積み重ねをしていきます。
      当面レーザー機器の原理等の研究会を実施（工学博士　菊地眞先生）
   (2) 機器使用基準調査委員会医師･技術者のアドバイスを頂き、幅広く活用できる使用基準につき調査研究する。（鈴木形成外科　院長　鈴木晴恵先生）
   (3) 法務委員会　美容レーザー脱毛法の医師法との関係や法注釈等、法律の裏付け調査・研究。この業界に理解・実績のある弁護士に依頼したいと考えております。
4. 今後のスケジュール
   1、小委員会は原則月一回開催、研究（全体委員会）は３ヶ月に一回開催し、６ヶ月間のまとめを２月に発表する。

（全日本エステティック業連絡協議会ホームページ：エステサイトより引用）

② エステティック業倫理綱領

日本エステティック連合では、「継続的役務提供取引の適正化と消費者保護を目的として改正された「訪問販売等に関する法律」及び個人情報保護の確立、また、消費者に対する積極的な情報開示の提供が要求されているころに鑑み、業界として新たな環境整備を行っていく大きな転機と捉え、日本エステティック連合に加盟する団体がその中心となって消費者を保護し、業界の健全な発展を目指すために取り組むため、倫理基準と倫理要項を発表した。

エステティック業倫理綱領

エステティック事業が国民の美容生活の向上に真に貢献することを願い、次の倫理綱領を定める。本倫理綱領に賛同するエステティック事業者（以下事業者という）は、国民の期待に応える良心的なエステティックサービスを提供するため、本綱領を遵守する。

1.法令の遵守

事業者は、エステティック事業に関連する「訪問販売等に関する法律」「割賦販売法」「薬事法」「民法」「商法」などの法令を遵守し、良心的なエステティック事業を行うものとする。

2.良質かつ適正なサービス

事業者は、国民の美容生活に役立つ良質なエステティックサービスを開発し、これを適正な価格で広く国民に提供するよう努めるものとする。

3.エステティックサービスの説明

事業者は、エステティックサービスの内容・料金等を正確に消費者に知らせると共に、エステティック施設の内容、営業日、営業時間等の重要事項を明らかにするものとする。

4.正しい広告活動

事業者は、広告活動において、正確にエステティックサービスの内容を消費者に伝えるものとし、虚偽ないし誇大な広告や消費者に誤解を与える恐れのある表示をしてはならない。

5.契約約款等の整備

事業者は、必要な契約約款、事前説明書、申込書等を法的に充分であるだけでなく、消費者が理解し易く、読み易い形態のものとなる様に努める。

6.消費者の意向を受けた販売方法及び特典

事業者は、エステティックサービスの性格を踏まえつつ、消費者の希望する様々な支払方法が可能なよう努める。会員制度を設ける事業者にあっては、会員の特典を明確にする。

7.誠実な苦情処理

事業者は、あらゆる種類の苦情の予防に最善の努力を払うと共に、万一苦情が発生した場合には、誠実かつ速やかに適切な処理を行う体制を整えるものとする。

8.適正な施設の維持

事業者は、消費者が快適なエステティックサービスを受けられる様、施設・設備の刷新維持に努めると共に、自主的に衛生基準を設定し、エステティックサービスに必要な衛生状態を維持する。

9.社員教育

事業者は、適切なエステティックサービスを提供する為に、定期的にマナー教育・基礎教育・技術訓練の実施に努める。教育は継続的なものとし、教育を行う体制を整えるものとする。事業者は、業界の健全な発展に寄与するため、講習会・試験等に協力し、業界全体の質的向上に努める。

倫理要項（第４　衛生基準のみ）

4.衛生基準　サロンにおける施設、設備、器具等の衛生管理、及び消毒並びに従業員の健康管理等の措置により、エステティックに関する衛生の確保及び向上を図ることを目的として、以下の項目に関する具体的な自主衛生基準を設けるものとする。なお、施設規模に関わらず、従業員に対して年1回の定期健康診断を行わなければならないものとする。

（1）施設・設備
（2）器具・備品
（3）消毒方法
（4）従業員
（5）廃棄物の管理・処理

（全日本エステティック業連絡協議会ホームページ：エステサイトより引用）

③　美容電気脱毛技能検定

日本エステティック連合では、1999（平成 11）年に美容電気脱毛の社会的認知と電気脱毛士の社会的地位の向上をめざし、美容電気脱毛技術者（エレクトロジスト）の検定を開始した。

検定は年に２回実施、すでに２回が行われ、現在、１・２級が 400 人、３級が 1100 人合格している。

プロ脱毛士への第一歩はここから！

時代は今、良質で高水準な技術サービスの提供を望んでいます。

美容電気脱毛の社会的認知と電気脱毛士の社会的地位の向上を目指して、業界として昨年に引き続き第2回目の統一的な自主検定試験を実施することになりました。

エレクトロジスト
美容電気脱毛技術者

を目指す貴方に！

一人でも多くのエステティシャンの皆様にご参加いただき、優れた技術を提供していくことが、日本のエステティック産業の発展の要となります。より高度な技術の習得を目指して、ぜひチャレンジしてください。

主催／日本エステティック連合

受験手続き

受験願書　本委員会指定のもの

写　真　願書添付3枚

受験資格　3級（1年以上の実務経験）
2級（3級資格保持者または2年以上の実務経験）
1級（2級資格保持者または5年以上の実務経験）

受験料

3級	1万円	筆記試験料1万円、	2千円
2級	2万5千円	筆記試験料1万円、実技試験料1万5千円	3千円
1級	2万5千円	筆記試験料1万円、実技試験料1万5千円	5千円

テキスト問題集　3千円（送料別）

受付場所　〒105-0004 東京都港区新橋4−31−7
TEL (03) 3437-2062　FAX (03) 3437-2063

手続きの方法　(1) 郵送で出願手続きをする
(2) 直接来所して出願手続をする

〆　切　試験日の10日前まで受付けます。

試験予定日　第1回　平成12年11月22日（水）
東京・名古屋・大阪・福岡・札幌
第2回　平成13年2月21日（水）
東京・名古屋・大阪・福岡・仙台

2　アンケート調査にみる都内エステティックサロンの現状

（1）アンケート調査の概要

①　調査の目的

都内におけるエステティックサービスの実態を探るために、都内事業者のサービスの提供状況や今後の課題と方向、行政への要望等についてたずね、基礎資料とした。

②　調査対象

都内でエステティックサービスを実施している事業所　222 件

③　調査手法

郵送によるアンケート調査

④　サンプリング

・一般サロン（業界団体に属さず：NTT タウンページより）　140 件(※)

・団体加入サロン（業界団体に属す：日本エステティック連合に依頼し、全日本エステティック業連絡協議会、日本全身美容協会、日本エステテティシャン協会の紹介による）　82 件

※都内で営業を行っている「エステティックサロン」約 2,300 件から抽出

⑤　調査内容

・サロンの概要

・施術法と使用機器

・衛生管理、安全対策について

・今後力を入れたいこと、業界・行政に期待すること

⑥　調査時期

2001 年 2 月～3 月

⑦　回収率等

図表４―３　アンケートの有効回収率

	発送数	有効回収数（有効回収率）
全体	222 サンプル	66 サンプル（29.7%）
一般サロン	140 サンプル	20 サンプル（14.3%）
団体加入サロン	82 サンプル	46 サンプル（56.1%）

※なお、一般サロンのうち未着数は１通のみであった

＜図表のみかた＞

1. 回答は、それぞれの質問の回答者数を基数とした百分率（%）で示しています。
回答者数は、全体の場合はＮ（=Number of Case)、それ以外はｎで表記しています。

２．%は少数点以下第２位を四捨五入し、少数点以下１位まで表記しています。
従って、回答の合計が 100.0%にならない場合があります。

３．回答者が２つ以上回答することができる質問（複数回答）については、%の合計（横の合計）が 100%を超えています。

４．調査の全体結果については、調査票を巻末の資料編に掲載しましたので、ご参照ください。

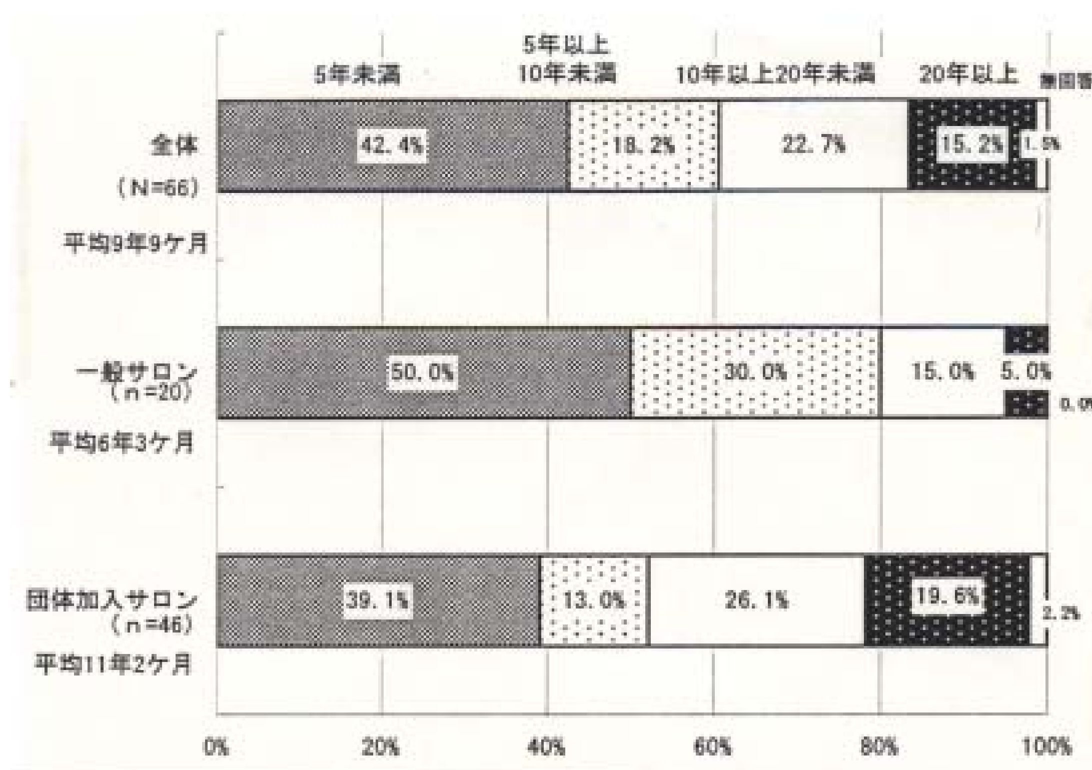
（2）アンケート調査の結果

＜エステティックサロンの概要＞

① サービスの開始年数

・サービスを開始してからの年数を見ると「5年未満」が42.4%と最も多いが、「10年以上20年未満」と「20年以上」を足し合わせると37.9%を占めており、新旧両方のサロンの意見を聞くことができている。一般サロンでは「5年未満」が半数を占めているが、団体加入サロンでは「10年以上20年未満」「20 年以上」を足し合わせると半数近くを占めており、団体加入サロンの方が開店からの年数が長いサロンの割合が高くなっている。

図表４－４　開店からの年数



・運営形態は、全体では個人経営（25.8%）よりも法人経営（72.7%）が多くなっている。一般サロン、団体加入サロンともに法人経営が多くなっているが、団体加入サロンでは法人経営が8割を占めている。

図表４－５　サロンの経営形態

		個人経営	法人経営	無回答
全体	N=66	17	48	1
		25.8%	72.7%	1.5%
一般サロン	n=20	8	11	1
		40.0%	55.0%	5.0%
団体加入サロン	n=46	9	37	0
		19.6%	80.4%	0.0%

・法人経営のサロンのうち本店・支店の区別を見ると、全体では本店が 49.0%を占めている。一般サロンでは本店が 4 分の 3 にあたる 75.0%を占めている。

図表４－６　本店・支店の割合（法人経営のサロンのみ）

		本店	支店	無回答
全体	N=66	24	18	7
		49.0%	36.7%	14.3%
一般サロン	n=20	9	3	0
		75.0%	25.0%	0.0%
団体加入サロン	n=46	15	15	7
		40.5%	40.5%	18.9%

・営業形態を見ると、全体では「専門店」が約 7 割を占めている。団体加入サロンでは「専門店」が 73.9%を占め、一般サロンよりも高い割合となっている。
・併設店について、併設施設を尋ねたところ、「その他」を除くと、一般サロン、団体加入サロンともに「化粧品店」が最も多くなっている。

図表４－７　営業形態

		専門店	併設	無回答
全体	N=66	46	17	3
		69.7%	25.8%	4.5%
一般サロン	n=20	12	7	1
		60.0%	35.0%	5.0%
団体加入サロン	n=46	34	10	2
		73.9%	21.7%	4.3%

図表４－８　併設の施設（複数回答／併設店のみ）

		医療クリニック	はり・きゅう	化粧品店	その他	無回答
全体	n=17	3	1	7	7	0
		17.6%	5.9%	41.2%	41.2%	0.0%
一般サロン	n=7	1	0	4	3	0
		14.3%	0.0%	57.1%	42.9%	0.0%
団体加入サロン	n=10	2	1	3	4	0
		20.0%	10.0%	30.0%	40.0%	0.0%

・加入団体を見ると、全体では「日本エステティシャン協会」が 45.5%と最も多く、次いで「全日本エステティック業連絡協議会」が 27.3%を占めている。一般サロンでは、「日本エステティシャン協会」が 25.0%を占めているが、どの団体にも属していないサロンも 55.0%と半数以上を占めている。団体加入サロンでは、「日本エステティシャン協会」（54.3%）、「全日本エステティック業連絡協議会」（34.8%）が上位を占めている。

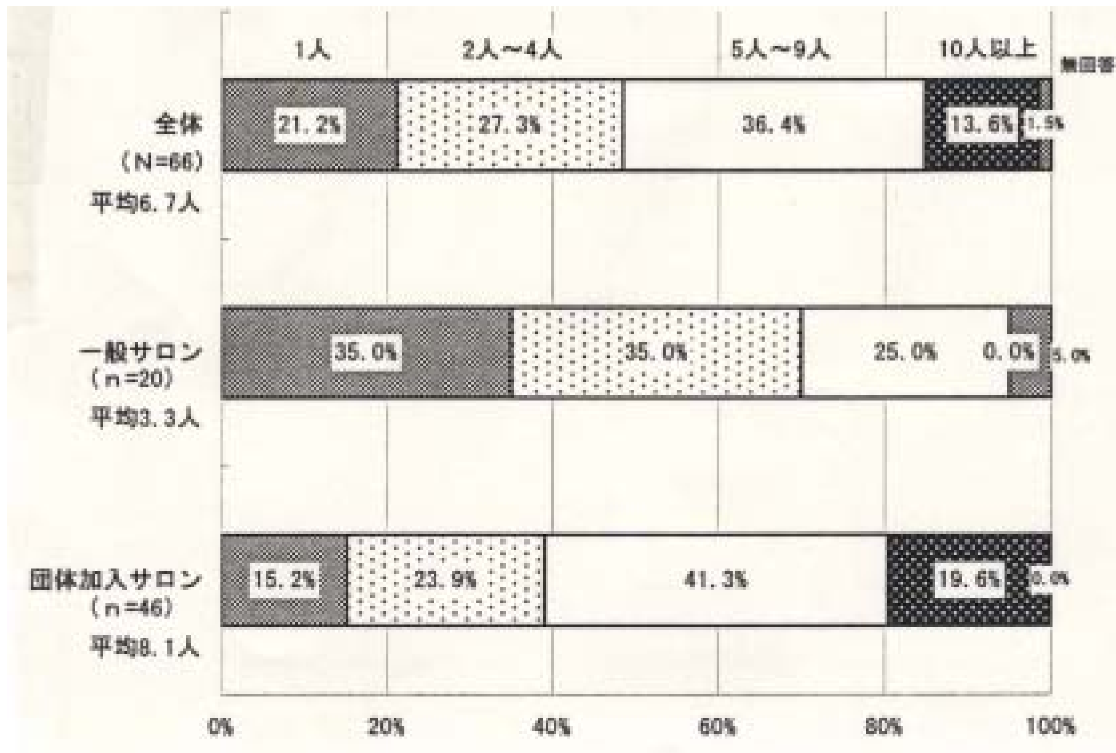
図表４－９　加入している団体（複数回答）

		全日本エステティック業連絡協議会	日本エステティシャン協会	全日本全身美容業協同組合	日本全身美容協会	その他	加入していない	無回答
全体	N=66	18	30	7	12	17	11	0
		27.3%	45.5%	10.6%	18.2%	25.8%	16.7%	0.0%
一般サロン	n=20	2	5	0	0	3	11	0
		10.0%	25.0%	0.0%	0.0%	15.0%	55.0%	0.0%
団体加入サロン	n=46	16	25	7	12	14	0	0
		34.8%	54.3%	15.2%	26.1%	30.4%	0.0%	0.0%

② エステティシャンについて

・１店あたりのエステティシャンの平均人数は全体で 6.7 人であるが、一般サロンでは 3.3 人、団体加入サロンでは 8.1 人と、団体加入サロンの方がエステティシャンの数が多くなっている。一般サロンではエステティシャン「1 人」のサロンが 35.0%を占めているが、団体加入サロンでは「5〜9 人」のサロンが最も多く、41.3%を占めている。

図表４－１０　エステティシャンの人数



・団体加入サロンにのみ、エステティシャンのうち有資格の人数をたずねたところ、平均は 3.1 人であった。平均人数で見ると、エステティシャン全体の人数に対し、有資格者は半数に満たないサロンが大半であることがうかがえる。

図表４－１１　有資格者の人数（団体加入サロンのみ）

	0人	1人	2〜4人	5〜9人	10人以上	無回答	平均（人）
団体加入サロン　n=46	3	10	12	12	0	9	3.1
	6.5%	21.7%	26.1%	26.1%	0.0%	19.6%	－

・エステティシャンの資格の種類を見ると、全体では「日本エステテティシャン協会認定」が 36.4%を占め、次いで「CIDESCO」が 25.8%を占めている。また「その他」の資格は 40.9%となっている。

図表４－１２　資格の種類（複数回答）

		CIDESCO	日本エステティシャン協会認定	CPE	美容電気脱毛技能検定	その他	無回答
全体	N=66	17	24	7	11	27	20
		25.8%	36.4%	10.6%	16.7%	40.9%	30.3%
一般サロン	n=20	1	7	0	2	7	8
		5.0%	35.0%	0.0%	10.0%	35.0%	40.0%
団体加入サロン	n=46	16	17	7	9	20	12
		34.8%	37.0%	15.2%	19.6%	43.5%	26.1%

・エステティシャンの確保や技能向上のために実施していることについては、全体では「研修の実施」が 87.9%と最も多く、次いで「優秀な人材の積極的な採用」（54.5%）、「エステ資格取得の奨励」（45.5%）が上位を占めている。団体加入サロンでは「研修の実施」が 95.7%と大多数のサロンが回答しており、「優秀な人材の積極的な採用」（65.2%）「エステ資格取得の奨励」（58.7%）も一般サロンに比べ高い割合を占めている。

図表４－１３　エステティシャン確保、技能向上のための方策（複数回答）

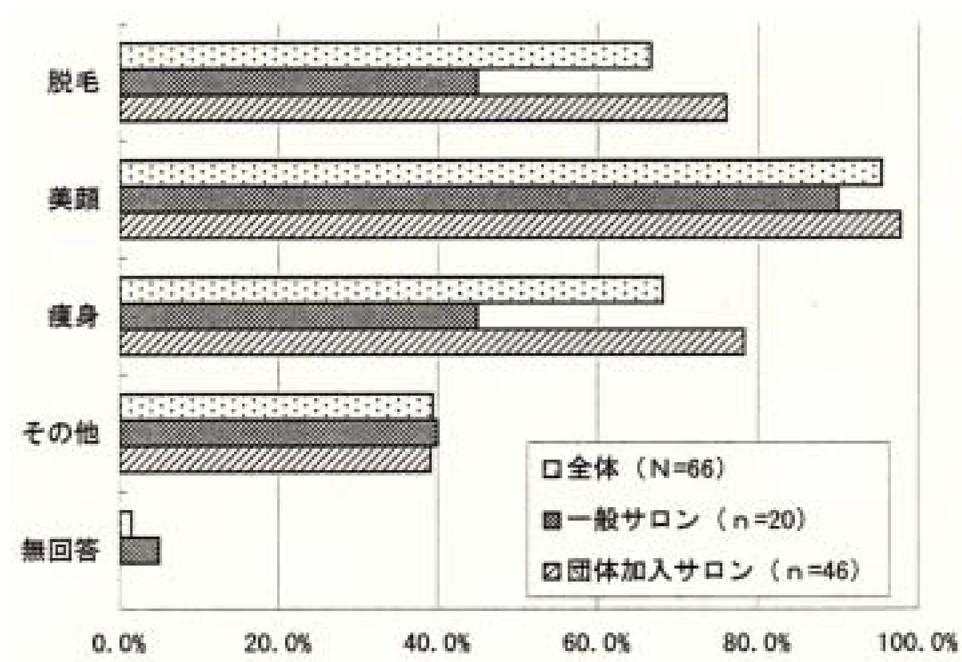
		研修の実施	エステ資格取得の奨励	学校等へ求人案内	優秀な人材の積極的な採用	その他	無回答
全体	N=66	58	30	18	36	13	7
		87.9%	45.5%	27.3%	54.5%	19.7%	10.6%
一般サロン	n=20	14	3	1	6	4	5
		70.0%	15.0%	5.0%	30.0%	20.0%	25.0%
団体加入サロン	n=46	44	27	17	30	9	2
		95.7%	58.7%	37.0%	65.2%	19.6%	4.3%

＜施術法および使用機器＞

①　手法・施術および使用機器

・行っている手法を見ると、全体では「美顔」が 95.5%とほとんどのサロンが行っていることがわかる。次いで「痩身」（68.2%）、「脱毛」（66.7%）はおよそ 3 分の 2 のサロンが行っている。一般サロンでは「美顔」が 90.0%、「痩身」「脱毛」がそれぞれ 45.0%であるが、団体加入サロンでは「美顔」が 97.8%、「痩身」（78.3%）、「脱毛」（76.1%）とそれぞれ一般サロンよりも高い割合を占めている。

図表４－１４　行っている手法（複数回答）



・「脱毛」サービスを実施しているサロンについて、その施術法をみると、全体では「一時脱毛」（86.4%）、「美容電気（ニードル）脱毛」（59.1%）、「レーザー脱毛」（29.5%）の順になっている。一般サロンの施術種類はその大半が「一時脱毛」である。

図表４－１５　「脱毛」の施術種類（複数回答／脱毛サービス実施サロンのみ）

		レーザー	美容電気（ニードル）脱毛	一時脱毛	その他	無回答
全体	n=44	13	26	38	3	0
		29.5%	59.1%	86.4%	6.8%	0.0%
一般サロン	n=9	1	4	8	0	0
		11.1%	44.4%	88.9%	0.0%	0.0%
団体加入サロン	n=35	12	22	30	3	0
		34.3%	62.9%	85.7%	8.6%	0.0%

・レーザー脱毛を行っているサロンについて、レーザーの種類をたずねたところ、その半数がヤグレーザー系である。機種についての記入内容からは、ヤグレーザー系では同機種の機器が使用されていることが多いことがわかる。

図表４－１６　レーザー脱毛の種類（レーザー脱毛実施サロンのみ）

		ランプ系	ヤグレーザー系	アレキサンドライトレーザー系	半導体レーザー系	無回答
全体	n=13	3	7	2	1	0
		23.1%	53.8%	15.4%	7.7%	0.0%
一般サロン	n=1	0	0	1	0	0
		0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
団体加入サロン	n=12	3	7	1	1	0
		25.0%	58.3%	8.3%	8.3%	0.0%

・一時脱毛を行っているサロンについて、その内容をたずねたところ、一般サロン、団体加入サロンとも「一時脱毛」はワックスでの施術がほぼ全数を占めている。

図表４－１７　一時脱毛の種類（一時脱毛実施サロンのみ）

		ワックス	その他	無回答
全体	n=38	37	0	1
		97.4%	0.0%	2.6%
一般サロン	n=8	8	0	0
		100.0%	0.0%	0.0%
団体加入サロン	n=30	29	0	1
		96.7%	0.0%	3.3%

・「美顔」の施術法を見ると、全体では「フェイシャル機器を使用した施術」が 85.7%と最も多く、「その他の機器」（28.6%）、「ケミカルピーリング」（25.4%）が上位を占めている。一般サロンでは「フェイシャル機器を使用した施術」が66.7%であるが団体加入サロンでは93.3%を占めており、機種の記入からは多種多様な機種が使われていることがわかる。「ケミカルピーリング」「その他の機器」では一般サロン、団体加入サロンともに 25%前後を占めており、大きな違いは見られない。

図表４－１８　「美顔」の施術種類（複数回答）

		フェイシャル機器	マイクロピーリング	ケミカルピーリング	その他の機器	その他の溶剤	無回答
全体	N=63	54	1	16	18	5	5
		85.7%	1.6%	25.4%	28.6%	7.9%	7.9%
一般サロン	n=18	12	0	5	5	4	4
		66.7%	0.0%	27.8%	27.8%	22.2%	22.2%
団体加入サロン	n=45	42	1	11	13	1	1
		93.3%	2.2%	24.4%	28.9%	2.2%	2.2%

・「痩身」を行っているサロンについて、施術法をたずねたところ、全体では「手技マッサージ」が 77.8%、「ボディケア機器使用」が 68.9%を占めている。一般サロンでは「その他」が 11.1%に対し、団体加入サロンでは 47.2%と高い割合を占めているが、「手技マッサージ」「ボディケア機器使用」は一般サロン、団体加入サロンともにほぼ同割合である。

・また、ボディケア機器使用と回答したサロンについて、その種類をたずねたところ、「その他のボディケア機器」が 74.2%、「マッサージ機器」が 51.6%を占めており、記入内容からは１つのサロンに複数の機種が設置されている様子もうかがえる。

図表４－１９　「痩身」の施術種類（複数回答／痩身サービス実施サロンのみ）

		手技マッサージ	ボディケア機器使用	その他	無回答
全体	n=45	35	31	18	3
		77.8%	68.9%	40.0%	6.7%
一般サロン	n=9	7	6	1	2
		77.8%	66.7%	11.1%	22.2%
団体加入サロン	n=36	28	25	17	1
		77.8%	69.4%	47.2%	2.8%

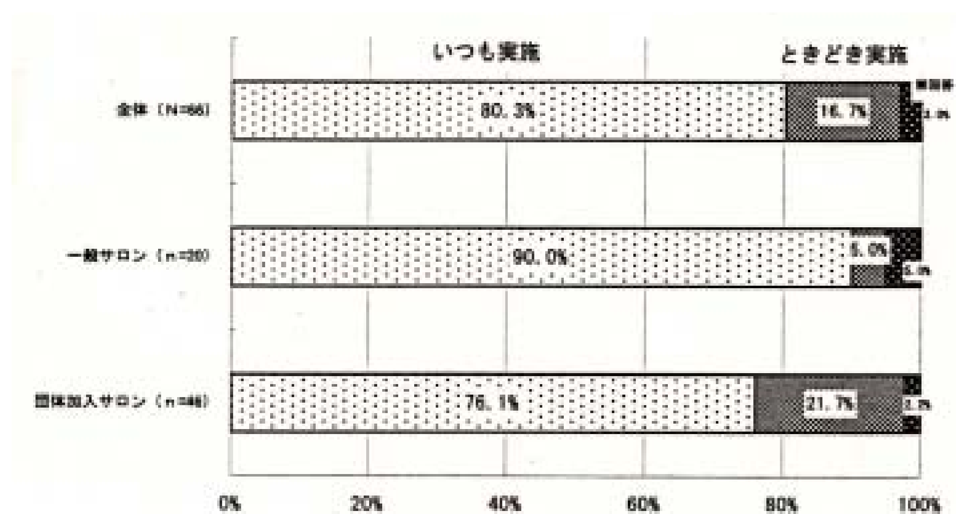
図表４－２０　「ボディケア機器」の種類（複数回答／ボディケア機器使用サロンのみ）

		スチームベッド	遠赤外線ベッド	ジェットバス	自動全身洗浄機器	マッサージ機器	その他のボディケア機器	無回答
全体	n=31	0	7	3	1	16	23	0
		0.0%	22.6%	9.7%	3.2%	51.6%	74.2%	0.0%
一般サロン	n=6	0	3	1	0	2	2	0
		0.0%	50.0%	16.7%	0.0%	33.3%	33.3%	0.0%
団体加入サロン	n=25	0	4	2	1	14	21	0
		0.0%	16.0%	8.0%	4.0%	56.0%	84.0%	0.0%

②　サービス実施における配慮点

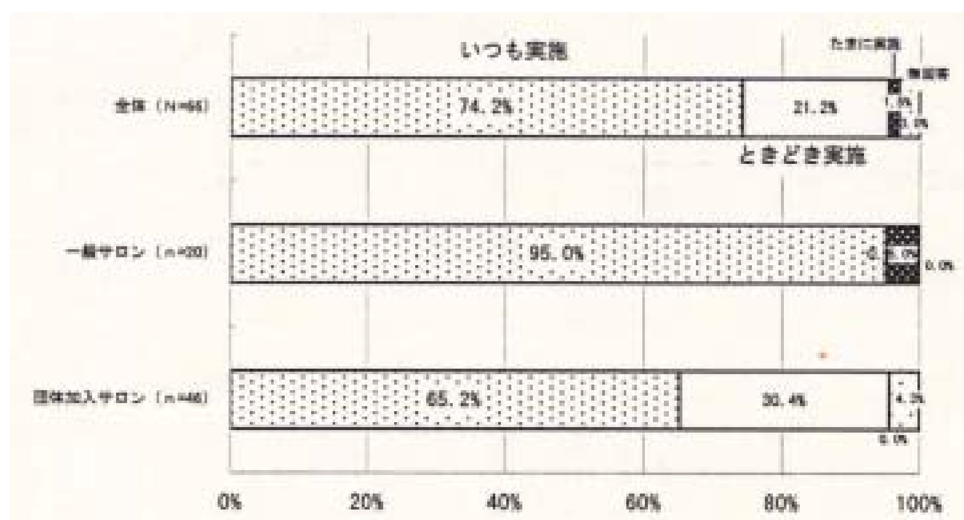
・「施術方法等についての事前説明」を見ると全体では「いつも実施」が 80.3%、「ときどき実施」 が 16.7%であり、「たまに実施」「実施していない」の回答は無かった。一般サロンでは「いつも実施」が 90.0%であったが、団体加入サロンでは 76.1%とおよそ 4 分の 3 のサロンでの実施である。

図表４－２１　施術方法等についての事前説明



・「カウンセリング」を見ると全体では「いつも実施」が 74.2%、「ときどき実施」が 21.2%、「たまに実施」が 1.5%、「実施していない」との回答は無かった。一般サロンでは「いつも実施」が 95.0%であったが、団体加入サロンでは 65.2%であり、一般サロンの方が高い実施率である。

図表４－２２　「カウンセリング」の実施



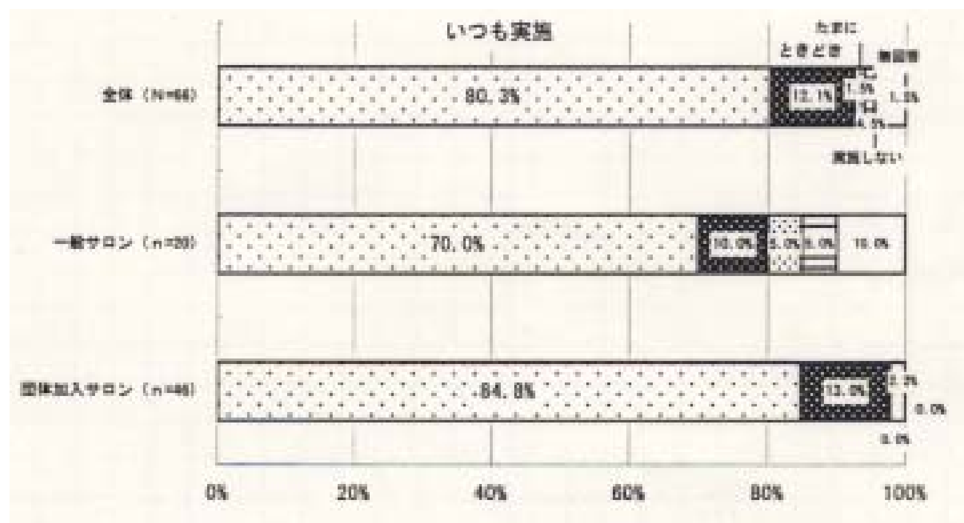
・「カウンセリングのためのチェックシート」の作成については、全体で「作成している」が 97.0%を占めている。一般サロン、団体加入サロンともほぼ同じく、ほとんどのサロンで作成されていることがわかる。

図表４－２３　「カウンセリングのためのチェックシート」の作成

		作成している	作成せず	無回答
全体	N=66	64	1	1
		97.0%	1.5%	1.5%
一般サロン	n=20	19	1	0
		95.0%	5.0%	0.0%
団体加入サロン	n=46	45	0	1
		97.8%	0.0%	2.2%

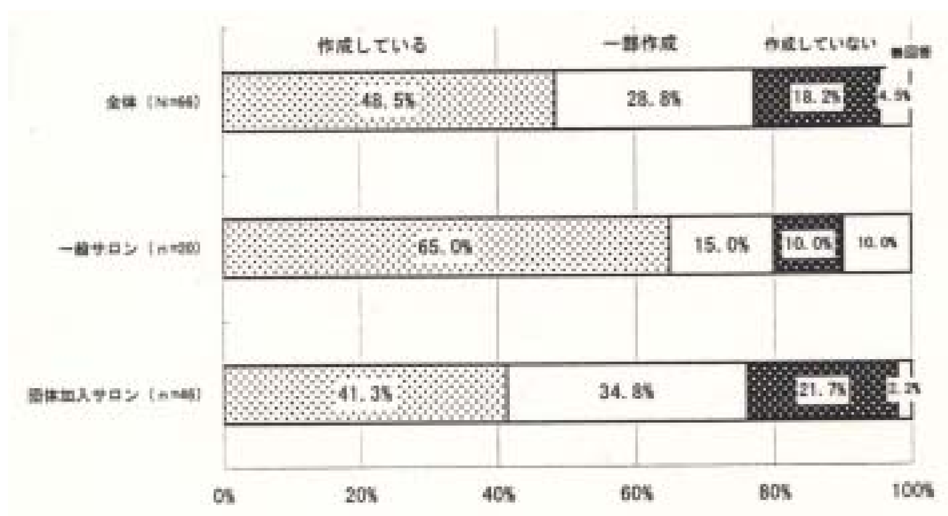
・「アフターケア等の説明」を見ると、全体では「いつも実施している」が 80.3%、「ときどき実施している」が 12.1%である。一般サロンでは「いつも実施している」が 70.0%、団体加入サロンでは 84.8%であることから、アフターケアについては団体加入サロンの方が高い実施率となっている。

図表４－２４　アフターケア等の説明



・「サービスマニュアル」の作成については、全体で見ると「作成している」（48.5%)、「一部作成している」（28.8%）を足し合わせると 8 割以上が作成している。一般サロンでは「作成している」がおよそ 3 分の 2 にあたる 65.0%、団体加入サロンでは 41.3%となっており、一般サロンの方が作成している割合が高くなっていることがわかる。

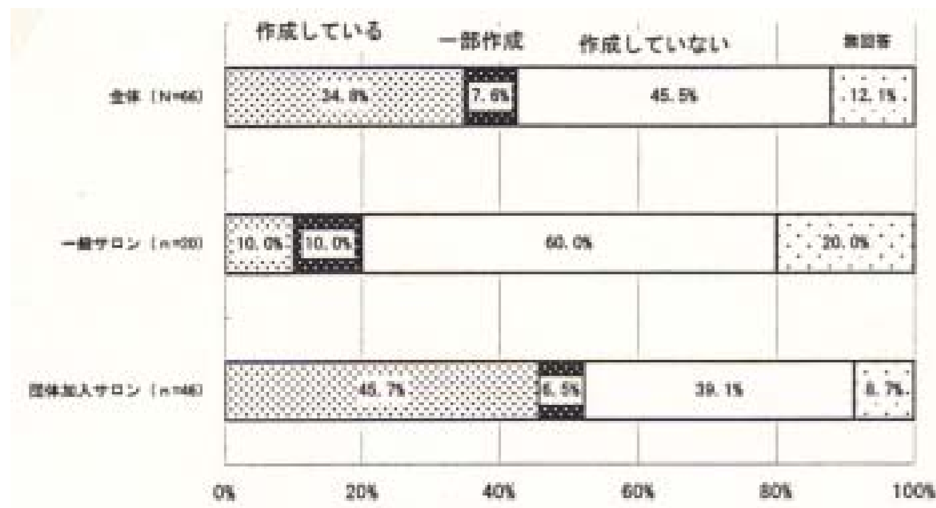
図表４－２５　「サービスマニュアル」の作成



③　機器の維持管理

・機器の管理台帳の作成については全体では「作成している」が 34.8%、「作成していない」が 45.5%と「作成していない」割合の方が高い。一般サロンでは「作成していない」が 6 割を占めている。団体加入サロンでは「作成している」「一部作成している」を合わせると半数を超え、団体加入サロンの方が管理台帳を作成している割合が高くなっている。

図表４－２６　機器の管理台帳の作成



・機器のメンテナンスを見ると全体では「メーカー委託」（59.1%）、「自主点検を行っている」（43.9%）が多くを占め、「代理店委託」が 13.6%であった。一般サロン、団体加入サロンとも「メーカー委託」「自主点検」が主であるが、団体加入サロンの方が「メーカー委託」の割合がより高く65.2%となっている。

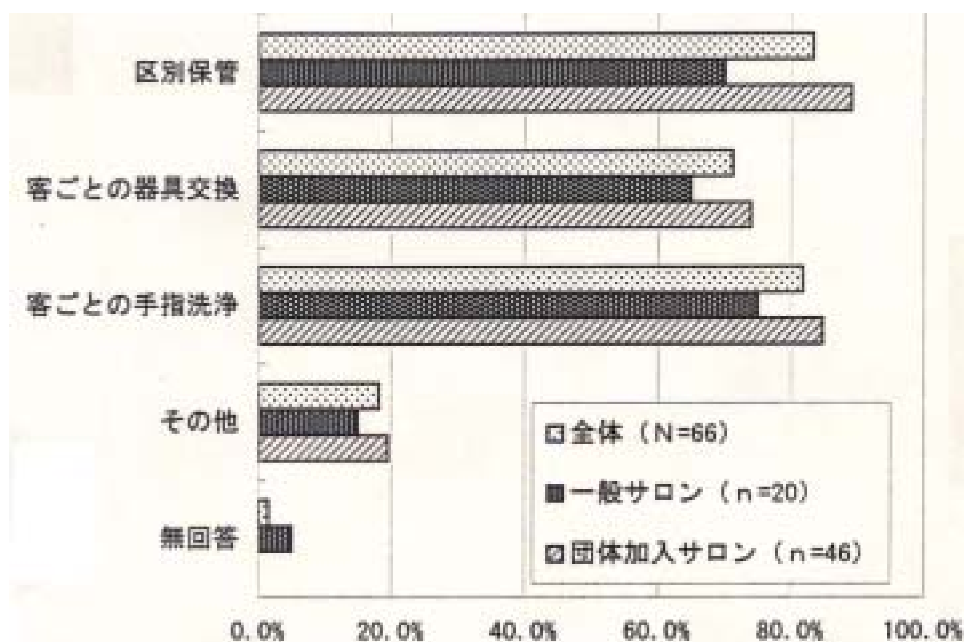
図表４－２７　機器のメンテナンス（複数回答）

		メーカー委託	代理店委託	自主点検	その他	無回答
全体	N=66	39	9	29	3	7
		59.1%	13.6%	43.9%	4.5%	10.6%
一般サロン	n=20	9	2	9	0	3
		45.0%	10.0%	45.0%	0.0%	15.0%
団体加入サロン	n=46	30	7	20	3	4
		65.2%	15.2%	43.5%	6.5%	8.7%

④　衛生管理

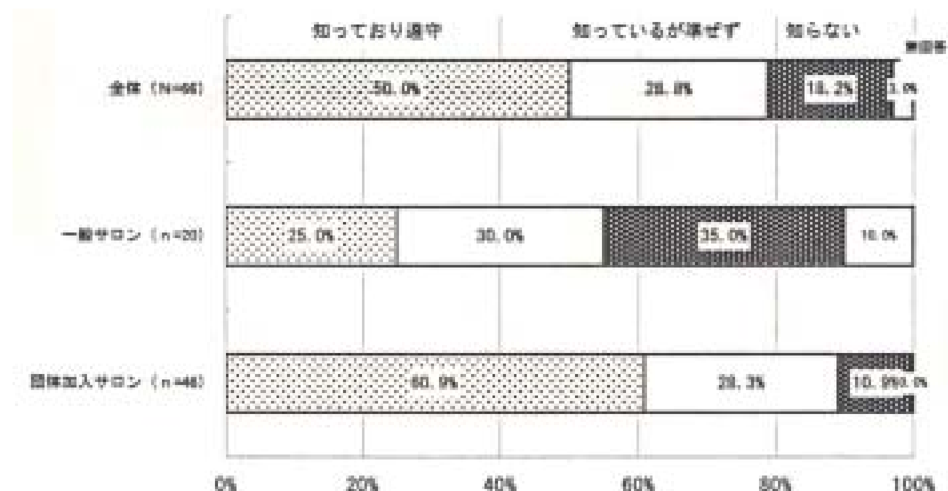
・「自主的に行っていること」を見ると、全体では「消毒済みと未消毒の機器・備品の区別保管している」が 83.3%、「客ひとりごとの手指を洗浄している」が 81.8%と 8 割以上のサロンが行っている。また、「客ごとの器具の交換」の実施も 71.2%を占めている。一般サロンに比べ団体加入サロンの方が 3 項目とも実施の割合が 10 ポイント以上高くなっている。

図表４－２８　自主的な衛生管理（複数回答）



・エステティック研究財団が作成した「エステティックサロン衛生基準」については全体では「知っており遵守している」（50.0%）、「知っているが準じていない」（28.8%）、「知らなかった」（18.2%）の順であった。「知っており遵守している」サロンは一般サロンよりも団体加入サロンの方が高い割合であり、6 割を超えている。

図表４－２９　「エステティックサロン衛生基準」について



⑤　販売している化粧品・機器

・全体では、化粧品販売を行っているサロンが 90.9%を占めている。次いで「健康食品」（68.2%）、「補正下着」（31.8%）、「美顔器」（30.3%）の順で続いている。一般サロンでは「化粧品」「健康食品」以外を販売しているサロンは少ないが、団体加入サロンでは「補正下着」「美顔器」の販売をしているサロンが 4 割程度を占めている。

図表４－３０　販売している化粧品・機器（複数回答）

		化粧品	健康食品	補正下着	美顔器	脱毛器	その他	無回答
全体	N=66	60	45	21	20	2	13	4
		90.9%	68.2%	31.8%	30.3%	3.0%	19.7%	6.1%
一般サロン	n=20	18	12	2	1	1	1	2
		90.0%	60.0%	10.0%	5.0%	5.0%	5.0%	10.0%
団体加入サロン	n=46	42	33	19	19	1	12	2
		91.3%	71.7%	41.3%	41.3%	2.2%	26.1%	4.3%

・販売している化粧品・機器の製造元を見ると、全体では「メーカー仕入れ」が 68.2%とおよそ 3 分の 2 を占めている。次いで「代理店仕入れ」（48.5%）、「自社開発」（30.3%）となっており、複数の製造元を取り扱っているサロンも多い様子が伺える。

図表４－３１　販売している化粧品・機器の製造元（複数回答）

		自社開発	メーカー仕入れ	代理店仕入れ	その他	無回答
全体	N=66	20	45	32	1	3
		30.3%	68.2%	48.5%	1.5%	4.5%
一般サロン	n=20	4	12	6	0	2
		20.0%	60.0%	30.0%	0.0%	10.0%
団体加入サロン	n=46	16	33	26	1	1
		34.8%	71.7%	56.5%	2.2%	2.2%

⑥　苦情・クレームについて

・苦情、クレームについては全体で「サービス面での苦情」が 37.9%、次いで「契約上の苦情」（25.8%）、「身体的障害があったことに対する苦情」（22.7%）と続いている。なお、無回答は全体で 47.0%、一般サロンでは 6 割にまでのぼっている。

・「身体的障害があったことに対する苦情」については具体的内容とその対応をたずねたところ 14 件の回答が得られたが、そのほとんどは皮膚障害であり、「皮膚科に同行した」等の対応がなされている。

図表４－３２　苦情・クレームについて（複数回答）

		契約上	身体的障害	サービス面	その他	無回答
全体	N=66	17	15	25	3	31
		25.8%	22.7%	37.9%	4.5%	47.0%
一般サロン	n=20	1	2	4	2	12
		5.0%	10.0%	20.0%	10.0%	60.0%
団体加入サロン	n=46	16	13	21	1	19
		34.8%	28.3%	45.7%	2.2%	41.3%

＜今後のサロンの運営方針と行政・業界団体への要望＞

本設問は、自由形式をとったところ、「今後のサロン運営の方針について（問９）」において 46 件、「行政、団体への要望（問 10）」において 40 件の意見が寄せられた。多数の意見の中から主なものを分野ごとに抜粋する。なお、意見の掲載にあたっては一部を省略したり言葉遣いの統一など若干の修正を加えているものもある。※括弧内の一般は“一般サロン”、団体は“団体加入サロン”の略。

①　今後のサロン運営の方針（問 9）

＜技術力、知識の向上を重視…17 件＞

・身体および皮膚に関する医学的な知識の向上。また、それらの知識や情報を正確に伝える努力。そのためには社員一人一人が常に正しい知識を共有できる環境を多く作る。（一般）
・質の高いサービスを提供するために教育に今後も力を入れたい。（団体）
・技術の個人差をなくし、技術的な統一をしたい。サロンスタッフの質の向上を図りたい。（団体）
・あらゆるお客様の要望に応えることの出来るサロンづくり。エステティシャンの質の向上の為に技術面、接客面、知識のレベルアップに常に努力し続けること。（団体）
・お客様のニーズに合うサービスまたそれ以上に喜んでいただけるサービスを提供できるよう随時社員教育、指導を行うとともに新しく正しい情報が全てのお客様にお伝えできるよう努めております。（団体）

＜個々の顧客に応じたきめ細かなサービスを提供する…7 件＞

・たくさんの商品を売り付けず、本物を見極め誠実なお客様への対応をしていきたい。（一般）
・その方（お客様）に合わせたカウンセリングに力を入れていきたい。（一般）
・ホームページを開設しお客様からの QandA を取り入れたい。（団体）
・結果が出るような技術、機器の選択、材料の選別を十分に行い、顧客との信頼性が継続でき、かつ満足できるサロンづくりをしていく事。新しい物（技術、商品）に対しての理解と十分な勉強をした上でできるだけの物を提供していく事。お客様一人一人に責任の持てるサロンにしていきたい。（団体）

＜新しいサービス内容、顧客層の開拓…6 件＞

・エステティックのみならず人をきれいにすることを実施、導入していきたい。（団体）
・今まで個人的に海外等で学んだ技術をもう一度研究し、サロンでメニューを増やしたい。（団体）
・中高年向けのサービスに力を入れたい。（団体）
・テクノストレスに悩む女性への心身のケアを中心にしていきたい。（団体）

＜低料金で良いサービスを提供する…6 件＞

・低予算で利幅の良いものを探したい（技術）。本当に毛をなくせてかつ痛みの少ない（ない）技術を知りたい。（一般）
・より健康的に安価で痩身できたら良いと思う。（一般）

・健康で誰でもが年齢を問わず美しくボディケアをするために安い価格でより長く続けてゆけるシステムづくりとスタッフの確保と安定。（団体）

＜適正な契約の重視…5件＞
・販売法、消費契約法に準じた顧客との適正取引。（団体）
・顧客満足全般。アフターケア、適正な契約（説明不足とならないようにする）。（団体）
・お客様の求めているニーズに合わせた商品、契約内容を考え、顧客満足を深めていきたい。（団体）

＜癒しの場としてのサロンづくり…4件＞
・お金もうけではなく、本当に社会から必要とされる人間性回復癒しのトリートメントのできる場として人々に広めていきたい。世の中の女性達が少しでも生き生きと過ごせるようサロンづくりがしたい。（団体）
・精神的ケアを重視。健康維持の観点からエステの重要性を説く。（団体）

＜固定客を大切に、丁寧に…3件＞
・住宅地で自宅でほそぼそとやっていますので、近くのお客様を大切にリーズナブルな価格で、お客様一人一人を大切に安心してリラックスしていただき、喜んでいただけるようなサロンにしていきたいです。（一般）

＜エステティックの社会性の向上…3件＞
・顧客間のネットワーク・エステティシャン同士のネットワークづくりをめざしたい。（団体）
・世界のエステティシャンとの交流を現場に活かす。（団体）

＜安全面を重視、衛生管理の徹底…2件＞
・材料、機器の安全性と効果の向上を図りたい。（一般）
・衛生管理の向上を図りたい。（団体）

②　行政、業界団体への要望（問10）
＜資格制度の確立を希望…16件＞
・エステティシャンの技能向上のためにも、是非、公的資格制度の導入を希望したい。（団体）
・近い将来国家資格制度を導入していただき、私達サロンで働く者もお客様も真の意味で安心して通えるサロンにしたいと思っています。（団体）
・エステティシャンの資格、レベルを明確にして欲しい。例えば今はCIDESCOの資格が最高となっておりますが、これも経験のないまったく素人に近い人達も持てるようになっておりますし、いずれにしても資格を外部に示す方法等を考えていただきたいと思っております。経験も大切な要素と思います。（団体）

＜「エステティック業」の独立、地位向上を希望…10 件＞
・入り口に風俗的サービス店ではないことを明記してあるものの、一部に存在するその種のサービス店と同様に見られることが時々あるため非常に心外である。（一般）
・美しくなりたい、美しくありたい、と願う全女性のお手伝いとしてトータル的なサービス、情報提供を行っていきたいと考えています。その中でエステティシャンの地位向上を図るうえで職業分類として「エステティック業」を早急に取り組んでいただきたい。（団体）

＜業界のイメージアップを…6 件＞
・エステティック内で行われる施術に関して治療ではないので、そこでの効果についてお客様に期待を持たせる発言など（コレでシミが消える）について、責任を持った言動で行って欲しい。高額な支払をしたのに効果が見られず．．というエステティックサロンに対するイメージを改善するにはどうするべきか。社会問題にもなってしまった状態をクリーンにする策を考えていただきたいと思います。真剣に美容に取り組んでいるサロン、人達に対しての応援を積極的に行って欲しいです。（一般）
・エステは消費者センターへの苦情が多いとの事。当店は高額な契約はしなくても一回ごとのお支払い（割引回数券有り）を基本として営業している。健全な業界になるよう不当契約店への厳重注意等指導していくべきだと考えます。（一般）
・エステ業界はまだまだ未熟で横のつながりや情報がスムーズに伝達されていないように思う。協会等は大手サロンが中心になっていて底辺できちんと運営している個人サロンをサポートする内容は薄い。顧客の立場から考えると町医者的にまじめに親身にやっている個人サロンの安定を図り、エステ業界の信頼回復をしなくてはならないと切に思う。（団体）

＜行政のより深い理解を…3 件＞
・エステティックを目の敵にしているように思われる行政のより一層のご理解をお願いいたします。真面目に取り組んでいるエステや若い女性達も沢山います。（団体）

＜業界向けの情報提供を希望…3 件＞
・販売法、消費契約法等エステ業界関連の法律等の改正時には解説のための講習会を各地区行政主導で積極的に行っていただきたい。エステ併設美容院、個人エステサロンにもきめ細かく参集させ周知徹底していただきたい。（団体）
・業界団体に業界としての相談窓口を設置して欲しい。（団体）

＜消費者へのＰＲが必要…2 件＞
・法改正もあり、4 月には消費者契約法も施行されます。その中で消費者の方にもっと安心感を与えご利用していただけるような情報提供を少しでも行ってほしい。（団体）

＜悪質な消費者への対応を…2 件＞
・悪質な消費者に対する取り締まりをしてほしい。大手業者にはマスコミに言うの一言で 500～1000 万円手にするという人の話も聞いている。年をごまかした未成年者は終了後無条件解約を平気で言って

くる。サービスを施す者、受ける者の両方にマナーが必要なのではないでしょうか。（団体）

＜エステティシャンの就労環境の向上…1件＞

・大手サロンのエステティシャンの労働を労働基準法の範囲にしてあげて欲しい（最低限勤務時間だけでも）。（団体）

第５章　安全対策

１　エステティシャン資格の現状

第３章において指摘されたように、エステティックサービスにおいては、エステティックサロンにおける施術者の知識不足、技術不足、説明不足が問題点のかなりのウェイトを占めており、危害相談の具体的事例の多くがこの問題から発生しているといえる。安全対策上、特に機器を使用する場合は、エステティシャンの教育、訓練は極めて大切である。現在、わが国にはエステティシャンの国家資格がないが、主要業界団体による認定校制度があるほか、各国団体と提携して国際資格の取得などが可能になっている。

さらに電気脱毛士に関する新しい資格として、1997（平成９）年には日本エステティック連合による「美容電気脱毛士資格制度」が創設され、すでにアンケート回答サロンの有資格者の 17%が資格を取得している。（※しかし、医師法に抵触するのではないかという指摘がある。）

エステティシャン資格の現状と課題について、クレアボー№16（松本正毅氏：日本全身美容協会・全日本全身美容業協同組合理事長）の論文を抄録し、整理を行う。

（１）主要認定・推薦校

日本における主なエステティシャン教育にあたって認定校をもつ団体は、日本エステティシャン協会（ＣＩＤＥＳＣＯ)、国際エステティック連盟（ＩＮＦＡ)、日本スキン・エステティック協会（ＣＰＥ)、日本全身美容協会、全日本全身美容業協同組合、日本脱毛技術研究学会の６つとなっている。また、全日本エステティック業連絡協議会では、推薦校制度をもっている。

（２）国際資格

現在では、次に挙げる業界団体が、国外団体との提携により日本で国際資格試験を行っている。その概要は以下の通りである。

①　日本エステティシャン協会（ＣＩＤＥＳＣＯ国際試験）

受験資格は、協会認定校で 200 時間のコースを受講し、協会認定エステティシャンの資格を有し、実務経験３年を経て受験資格を得る形となっている。実務経験なしでＣＩＤＥＳＣＯを受験する資格を得るためには 1200 時間コースを受講しなければならない。

②　国際エステティック連盟（ＩＮＦＡ国際試験）

国内のＩＮＦＡスクールにおいて 427 時間の受講終了者で２年間の実務経験者であれば受験資格が与えられる。最近はヨーロッパ統一試験の作業が進められる中で、国内においてもＩＮＦＡスクール卒業生以外に対しても一定カリキュラムに沿った講習を受け（約 135 時間)、実務経験２年以上で受験資格が与えられるようになった。

③　日本スキン・エステティック協会

ア．ＣＰＥ

米国電気脱毛協会によって創立された電気脱毛に関する資格制度。認定は国際電気脱毛検定委員会が行っており、日本では協会が試験運営業務を行っている。日本には統一課程教育機関

が存在しないため、現在では受験選考試験に合格することが必要である。

イ．ＩＴＥＣ

イギリスに本部を置く美容全般に関する職業試験で、世界の約 200 校の教育機関が加盟しており、日本では同協会の認定校が定めるカテゴリー別（420～1500 時間）カリキュラムを受講することにより受験

資格が得られるしくみとなっている。

④　日本全身美容協会（Ｐ．Ｍ．Ｔ国際試験）

1996 年イタリアにおいて国の認定を受け、サイコマッサージセラピーのみで国際試験を実施、現在世界 17 カ国の教育機関と提携している。日本においては 480 時間のカリキュラム８段階を修了した者に対して受験資格が与えられ、イタリア本国で国際試験が実施される。2002 年から日本でも国際試験が実施される予定である。

図表５－２　世界各国におけるエステティシャン資格の状況

（クレアボーNo16 松本正毅氏論文「エステティシャン認定・資格の現状と課題」より）

【フランス】

■資格

(1) C.A.P.（職業適正資格証書）1963 年施行

C.A.P.には 3 通りの教育制度がある。

①リセ（lycee）のエステティック部門（国立）で 2 年間

18 歳以下入学可能。国立学校で無償の授業をする。中学教育第 2 段階。リセには 2 種類ある。

（ｉ）一般教育リセ

3 年間の学習の後に、バカロレア（baccalaureat）か技術バカロレアが取得できる。

（ii）職業技術教育リセ

バカロレア、技術員免状を取得する。

※　この制度は日本にない制度で、リセを終了してもこれに合格しないと大学へ進学できない。大学独自の入試はなく、これが大学入試に相当する。日本の全国共通一次試験のようなもので、合格すればどこの大学にもいける制度。

②サロンで研修しながら「ジャンブル　デ　メチイエ（手工業組合）スクール」に通い、1 ヶ月 15 日間で 2 年間通学する。この間の給与は「シミック（国で規定した最低賃金でどの職業にも共通）」の 17、25、30%が支給され、6 ヶ月ごとにアップする。

③私立のエステティック学校

期間は任意であるが、一般的には 1 年間、年齢には制限はない。午前・午後・夜間がある。ただし学校の設立・教員資格は文部省の規定による。

＜C.A.P.の試験＞

C.A.P.の試験は、筆記試験、口頭試問、外国語の選択試験、スポーツ、体力テスト。1992 年より範囲は従来より広くなり、販売・カウンセリング・経営管理などの知識も問われるようになった。専門科目と一般教養科目に分かれ、企業での研修も重視されるが次のバカロレアや B.P.があれば、一般教養科目の試験は免除される。

(2) B.P.（職業教育終了証書）1985 年施行

C.A.P.の資格をもっていること。2 年間の職業経験を有すること。

C.A.P.の資格をもっていない者は、5 年間の職業経験の証明が必要（これは見習い期間を含む）。

この免状を取得できる学校は 1 校。期間は 2 年間。入学資格はバカロレア合格者（フランス高校卒業資格）であること。資格をもつことによって、責任ある仕事に就くことが容易になり、独立において成功しやすくなる。管理、簿記、販売技術など。

B.M.（修士免状）は 5 段階レベルを修得するが B.P.はそのうち 3 段階まででよい。

(3) B.M.（修士免状）1982 年施行

手工業会議所（商工会議所）が行っている資格制度。

この制度は国家教育ではなく、職業部で組織されているので少し異なり、B.P.よりランクは上、管理教育のための資格で C.A.P.、B.P.、B.T.S.のいずれかを持っていれば受験できる。

(4) B.T.S.（上級技術者免状）

この免状を取得できる学校は 1 校で期間は 2 年間となっている。入学資格はバカロレアであること。化学バカロレア所持者であること。プロとして 3 年間修行した後に受験できる。この免状はエステティックの中間管理者養成の目的（教育者、サロン経営者を目指す人）のための資格で、資格試験を受けるまでの過程が難しく、選び抜かれた者しか受けられない。C.A.P.、B.P.が高校レベルなのに対して、B.T.S.はバカロレア取得後 2 年間の研修が必要となり、高等専門学校レベルである。

(5) B.T.S.プロフェッショナル

C.A.P.取得後 2 年間リセで選択的に教育を受ける。これらは国家的資格であって、試験はエデュケーション・ナショナルで行われる制度。

■エステティシャンの養成

(1) 4 種類の国家資格試験に沿った 4 段階の勉強をフルタイムで行う。パリには約 50 校のスクールがあり、外国人は 30 人中 10%位で、地方都市にも最低 1 校はある。スクールでは C.A.P.受験準備教育をするが、この資格はフランス国内だけの資格のため、自国で働こうとする外国人留学生には関係ないとされている。

(2) 見習いによるもの
職業契約（働きながら学ぶ）によるエステティック・コスメティックのB.T.S.受験の準備をする。この利点は、賃金が支払われること、養成費用の払い戻しがあること、現場に即した教育の時間があることである。この養成方法に従って仕事と勉強を両立させようとする受験者の動機や適性がこの方式の主要な基準となっている。

※フランスにおけるエステティシャンの組織
F.F.E.C.(Federation Francaise de l' esthetique-Cosmetique)フランスエステティック連盟
S.N.E.S.E.(Syndicat National des Ecoles de Esthetiques)フランスエステティック学校協会
S.N.I.B.(Syndicat National des Instituts de Beaute)フランス美容学校協会

【イギリス】
(1) IHBC(International Health and Beauty Counsil)1962年設立
私立学校といくつかの単科大学に設立したもので、看護婦や化粧品関係の経験者が多く、長期期間での視野の広い技術者を育てている。修学期間は1年または2年間。
(2) ITEC(International Therapy Examination Centre)1973年設立
ボディセラピーだけの集中コース。プライベートおよび選択された教育機関で、これはヘルスクリニック、フィギュア・トリートメントサロンなどプライベート実践に有利となっている。
修学期間は1年間であるがさらに延長して「物理療法修了証書」を修得することができる。
(3) BAB th C(British Association of Beauty and Cosmetology)1976年設立
イギリス最大の組織で、国内スクールのほか、20校の海外校を有している。修学期間は1年間。
この組織の試験局をCIBTAC(Confederation of International Therapy and Cosmetology LTD)が主催している。
(4) C&C(City and Guilds of London Institute)1978年設立
国立学校に2年コースを設立、この資格はフェイシャルおよびボディトリートメントの教育を目的としており。年齢は18歳以上。
(5) NVQS　1986年設立
国の「職業資格付与制度の改革」を目的として設立され、審査機関ではないが、NVQSの基準に達した者は、技能、知識理解の範囲に応じて独自の許可証が与えられる。

【ドイツ】
エステティックのスクールは約160校あり、その中の75%は理論的にしっかりしている。
修学期間は3ヶ月、6ヶ月、1年間、2年間、夜間とあり、プロの場合は600時間が必須で、1200間の場合は実技を含むことになっている。2年制の場合は、1年実習となる。
ドイツには3つのエステティシャンの組合があったが、1966年に合併してドイツエステティック連盟が結成され、本部はデュッセルドルフにある。

【スイス連邦】
スイスのエステティックは、スイス工業職業労働連邦庁OFIANMTが発布した連邦法で規制されている。
1971年2月「エステティックの見習い及び見習い期間終了の試験」に最初の法律が出され、1979年5月に補足され、1980年1月1日より実施された。
スイスではフランス語圏、ドイツ語圏、イタリア語圏、ロシア語圏に分かれており、フランス語圏地域での理論は、工芸高校で教え、実技は「公認資格をもつエステティシャン」が教えることになっている。
エステティックを教えるためには、「上級資格」が必要とされ、「連邦資格ディプロマ」を取得した後、4年間エステティックに従事すると「上級資格」を受ける資格が得られる。
上級資格試験のための補習は、F.R.E.C.(la Federation Romande de Esthetique et de Cosmetolozie)が行っている。F.R.E.C.は1948年に何人かのエステティシャンが組織したもので、政治色のない非営利団体であり、1971年国から公認されエステティックの資格試験をオーガナイズしている。見習い期間は3年でその後、各県で組織する卒業試験に合格すると「連邦資格ディプロマ」および「エステティック資格ディプロマ」が与えられる。公的認知の歴史が浅いため無資格就労者が多数いるが、無資格者は4年間仕事に従事すると受験資格が取れるようになっている。スイスでは、エステティックに従事するには「厚生省の許可」を必要とする県もある。

【ベルギー】
営業許可を得るための免状取得には次の３つの方法が挙げられる。
(1) 職業高校（専修学校）
4年、3年、2年の課程で公立となり授業料は無料となっている。他国に類を見ないほど広範囲にわたる職業指導が行われている。「職業の専門知識」「経営管理」「一般教養」もカリキュラムに入れられており、卒業後さらに上級学校、大学に進学の可能性もある。全国に150校ある。
(2) 職業訓練校
中学終了証明書をもった18歳以上の者が、1週間に一度「専門知識」と「経営管理の理論」を学びながら、職場実習で仕事を覚えていくシステムで、未来の自営業を育てる目的で「政府職業指導局」が管理しており、エステティックも職種に入っている。政府が認可したエステティックサロンまたはセンターが20店ほどあり、その一つで実習契約を結んで2年間の実地教育を受けると「エステティック経営者」として免状が取得できる。（この場合、経営管理の試験は免除になる）
(3) 私立学校
エステティック教育は、私立の教育機関が行っており、期間は2年間でその最後の学年は実習となる。私立学校は、全国で約50校あるが、上記の「職業指導局」の指定を受けていない学校の免状は公認でないため「国家資格試験」をとる必要がある。
■国家資格試験
エステティックに関しては「ベルギーエステティシャン連合(C.N.E.B)」が実技試験、筆記試験を受け持ち、政府に結果を報告することになっている。

【ロシア】
エステティシャンは、看護婦と同じ教育を受けた後、2年間の実際教育と4ヶ月の特別教育を受けなければならない。

【アメリカ】
アメリカの場合、各州が法律的に独立しているため、エステティックの分野においても多少の違いがある。エステティシャンの資格制度があるのは、12州で、その12州においてもディプロマが違い、カリキュラム、期間、学校により教科書が異なるなど統一化はヨーロッパ各国に比べ実施されていない。

〔エステティック施術の禁忌事項〕

エステティックサロンやエステティシャン向けに出されているいくつかの資料から、施術者やサロンの施術時の留意事項、サービスの禁忌事項をサービス手法別に整理し、とられるべき安全対策について検討する資料とする。

＜出典＞
(a) 「標準エステティック学・理論編Ⅰ」（日本エステティシャン協会、(a)～(d)）
(b) 「標準エステティック学・理論編Ⅱ」
(c) 「標準エステティック学・技術編Ⅰ」
(d) 「標準エステティック学・技術編Ⅱ」
(e) 「Creabeaux7」（フレグランスジャーナル）
(f) 「エステティックジャーナル別冊（2000年4月）」（マイルド企画）
(g)「皮膚科学・脱毛概論テキスト」（財団法人日本エステティック研究財団）
(h)「エステティックサロンにおけるケミカルピーリングの消費者危害防止に関する研究報告書」
（日本エステティック研究財団）

サービス手法	手法			施術者またはサロンの留意点	禁忌事項など
脱毛	一時脱毛	ワックス		施術者は使い捨ての手袋を着用する。ワックスを塗布するスパチュラも施術中に血液が付着したら捨てる(d)。	①炎症や傷などの異常がある場合 ②皮膚が敏感な方（とくに物理的刺激に対して弱い方） ③脱毛後の皮膚にはこするなど刺激を与えない ④生理日の前後 ⑤病後、出産前後（皮膚がデリケートになっているため）。 ⑥静脈瘤などの循環器障害のある方。糖尿病の方（皮膚の抵抗力が弱い）。 ⑦妊娠中の方 (C)
	永久脱毛	電気脱毛	ニードル	滅菌済みのプローブは直接指で触れない。使用前に必ず技法にあったプローブを選択しサイズや形状を確認する。使用後は速やかに専用の回収容器に廃棄（g）。	ー
			レーザー	①正確な情報の把握とメリット･デメリットの説明 ②皮膚トラブルに対する対応出来る体制の用意(f)	ー
その他	リンパドレナージュ ネイルケア タラソテラピー アロマテラピー その他			ー	①熱がある ②化膿性の皮膚疾患がある ③リンパ節(腺)が腫れている ④心筋梗塞、狭心症などの心臓疾患がある ⑤静脈炎、進んだ静脈瘤、静脈瘤性潰瘍などの重症の循環系障害がある ⑥甲状腺の機能亢進など、甲状腺の機能障害がある ⑦がん腫、発熱をともなう感染症疾患など、免疫に関する疾患がある ⑧妊娠中 ⑨外科的な手術後３週間以内（施術開始時には医師の許可を得る） (C)

２　エステティック機器の安全確保

エステティック機器の安全性の確保については、機器の製造・販売業者による安全な製品の供給が必要なことはいうまでもないが、機器の使用者も、安全を配慮した正しい取扱いをすることが必要である。エステティック機器の使用者は、電気等の専門知識を持たない人が大部分を占めていることに特に注意することが大切である。使用者が機器の安全な取扱いを理解するために、説明や表示のわかりやすさが重要なポイントとなる。

日本エステティック工業会では 1997 年 11 月、 (財)家電製品協会が 1993 年 12 月に発行した「家電製品の安全確保のための表示に関するガイドライン」を準用し、わかりやすい表示のあり方を検討、会員へのガイドラインとして作成した。

機器の製品本体や取扱説明書には、従来から必要に応じた表示は行われていたが、危険の程度や指示事項の表現方法と説明内容は使用者にとって必ずしも明確、適切なものとはいい難い。

1995 年 7 月 1 日からの PL 法の施行に伴い、安全性への関心の高まり、使用者に対する安全性の確保のために、正しい情報提供は不可欠のものとなった。

このガイドラインが業界団体の中で自主基準として作成されたことは、業界の向上のためにも画期的なことであるが、多種多様にわたるエステティック機器の安全性のための効果的な表示を行うには、それぞれの製品の機能に即した表示が必要であり、次々に開発される新しい機器の安全表示のためには、さらなる検討と見直しが期待されている。

ここでは、日本エステティック工業会が作成した自主基準、「エステティック機器の安全確保のための表示実施要領（1997 年 11 月）」を要約、抜粋する。

①　「エステティック機器の安全確保のための表示実施要領」の考え方

- ■　この表示実施要領は、エステティック機器の安全を確保、人身への危害と財産への損害を防ぐための表示と、機器の長期使用における安全性を維持する安全点検のための表示等に関する基本的事項についての考え方と活用する際の参考事例を示したものである。
- ■　エステティック機器の製造・販売業者がエステティックサロンの経営者、技術者を対象に、安全性確保と取扱いの安全維持のため、製品本体表示、取扱説明書、カタログ、これらに準ずる資料への表示に適用するものである。
- ■　表示についての基本方針には、以下の 6 点があげられている。
  - ・　〈必須表示〉とされたものについては、日本エステティック工業会の会員製品機器の必須表示項目とすることが望ましい
  - ・　実際に表示を行うか否かは会員各社の任意とする
  - ・　表示は実施要領に沿った表示方法が望ましいが、表示項目、図記号、指示文等の配置、イラストや挿絵の追加等は、会員各社の創意工夫を妨げない
  - ・　表示実施要領から表示項目を削除または追加する場合、および危険性の度合いを変更して表示する場合は、当該委員会へ報告する
  - ・　表示実施要領に掲載の機器に該当しない新製品については、類似機器の表示を準用
  - ・　表示に疑義が生じた場合、工業会の規格委員会で検討する

■ 表示に関する基本的な考え方は以下の６点である。

- 表示の基本姿勢は、開発時点における製品の安全技術水準から的確に対応できないと判断される事項に関して表示する（危険、警告、注意喚起）。
- 表示の対象者はエステティシャンであり、彼らの電気に対する知識、生活習慣、能力、常識等で充分な理解が得られるよう配慮する。
- 人身への危害、財産への損害の程度を、危険、警告、注意の 3 レベルに分類し、適切に表示する。
- 表示は当該製品の機能・性能を考慮し、ａ．危険の程度（危険・警告・注意）、ｂ．危険の種類、ｃ．警告を無視した場合の結果、ｄ．危険の回避や事故が発生した場合の処置についての具体的な行動指示、それぞれの項目ごとに適切な表示を検討し、記載する。
- 表示の方法は、原則として、注意喚起記号、警告表示用語、表示文、図記号の 4 要素で行う。
- 表示の適用範囲は、使用者が製品を購入してから廃棄するまでのすべての使用段階を対象とする。

■ 表示内容についての留意事項は以下のとおりである。

- 製品本体、取扱説明書、カタログその他の表示は同一とし、互いに矛盾した表示や表現のないようにする
- 表示の媒体は製品本体、取扱説明書、カタログであり、彫刻、印刷、警告ラベルの貼付、タグのとりつけなどによる。また、その手段は、使用者の見やすい位置、判読できる大きさとする。被施術者が事前に認識する必要のある事項にいついては、通告し、被施術者が認識できるようにする。耐久性のある方法で表示する。
- 取扱説明書には使用に際し安全確保のために必要な事項はすべて記載する。注意を喚起するように表示の見出しは表現方法を強調、見やすいところを選んで表示する。
- カタログには、使用者が製品を購入する前に、安全に使用する環境や条件等の制限を知らせる必要のある事項は明記する。

■ 製品の特性を考慮の上、納品から廃棄に至るまでの各段階について安全確保のための禁止、制限、指示に関する表示を必要とする。以下のとおりである。

- 使用環境や使用条件に関する事項
- 設置環境や設置場所に関する事項
- 使用前に注意するべき事項
- 使用方法および使用上の注意に関する事項
- 故障時の処置、修理に関する禁止ならびに指示事項
- 使用前の点検および使用後の手入れ等の保守に関する事項
- 保管及び定期点検に関する事項
- 廃棄に関する事項

■ 危害・損害の程度とその表示方法

- 取扱を誤った場合、発生が予想される危害・損害の程度を 3 段階のレベルに分類、所定の図記号および禁止、制限、指示文で表示する。

■ 危険（DANGER)、警告（WARNING)、注意（CAUTION）のレベル区分の基本的考え方は下図のとおりである。

図表５－３　危険・警告・注意のレベル区分の考え方

発生の可能性 / 危害・損害	大	中	小
死亡	危険	警告	警告
重傷	危険	警告	注意
軽傷 物的損害	注意	注意	注意

それぞれの表示を無視して誤った取扱をすると、それぞれ以下の場合が想定される。

- 危険：死亡又は重傷を負う危険が生じ、かつ切迫の度合いが予想される場合。
- 警告：死亡又は重傷を負う可能性が想定される場合。
- 注意：傷害を追う可能性、あるいは物的損害のみの発生が想定される場合。

■ 必須表示と任意表示は数の通りである。

図表５－４　必須表示と任意表示

	危険	警告	注意
本体	◎	○	**表示不要**
取扱説明書	◎	◎	◎
カタログ	○	○	○

（◎＝必須表示、○＝任意表示）

■ 表示の表現方法

- 表示は当該製品の使用者を想定して行う。原則はエステティシャンであるが、製品の機能によっては、被施術者が補助的に使用する場合があることを考慮する。
- 発生が予想される危険については、可能な限り予防および回避、あるいは事故発生の場合の処置について具体的に表示する。
  - □ 予想される危害や損害
  - □ 発生の可能性（発生度合い）
  - □ 危害や損害の程度
  - □ 危害や損害の発生を回避する方法
  - □ 発生した場合の処置
- 表示における指示文は、ａ．簡潔明瞭な短文構造の文でわかりやすくする、ｂ．能動態の表現で危険の防止を明確に指示する、ｃ．曖昧な表現は避ける、ｄ．意味がわかりにくい敬語や謙譲語は使用しない、ｅ．電気等の学術的な専門用語や技術用語の使用は必要最小限にとどめる。
- 図記号による表示は、表示の要点が一目瞭然となるように図記号やイラストを使用、会員が独自図記号を作成、使用する場合は、事前に工業会へ報告する。

■ 取扱説明書作成上の留意点

- 基本的ポイント
- 順序
- 作成方法と記載すべき事項

■ 改善と運用

会員は、自社製品の事故等の諸事例を通して機器の性能や機能、エステティシャンの技術の進歩を把握し、その適否を規格委員会（機器部会）において検討して、現行の表示の内容、方法、手段、危害や損害のレベルについて随時必要に応じた見直しをする。

■ 警告表示用図記号の参照図

図表５－５　警告表示用記号



■取り扱い説明書作成上の記載例

安全上のご注意

※ ご使用の前に、この **取扱説明書** をよくお読みの上、正しくお使いください。

※ ここに示した注意事項は、製品を安全に正しくお使いいただき、エステティシャンやお客様への危険を未然に防止するためのものです。

※ 注意事項は、危害や損害の大きさと切迫の程度を明示するために、誤った取扱いをした場合に想定される内容を **危険 警告 注意** の３つの区分にしています。

安全に正しくお使いいただくために

この取扱説明書では、製品を正しくお使いいただき、エステティシャンやお客様への危害や損害を未然に防止するために、本文中に色々な図記号や絵表示を示しています。

その表示と意味は、次のようになっています。

- 表示と意味をよく理解してから、本文をお読みください。
- お読みになった後は、この製品をお使いになる方がいつでも見ることができる所に、必ず保管してください。
- 全て安全に関する内容ですから、必ずお守りください。

⚠危険		誤った取扱いをすると、人が死亡または重傷を負う危険が生じる切迫の度合いが想定される内容を示しています。
⚠警告		誤った取扱いをすると、人が死亡または重傷を負う可能性が想定される内容を示しています。
⚠注意		誤った取扱いをすると、人が障害を負う可能性、或いは物的損害のみの発生が想定される内容を示しています。
図記号の例	⚠	△記号は、危険・警告・注意を促す内容があることを知らせるもので、図の中に具体的な注意内容が記載されています。　（左図は、特定しない一般的な危険・警告・注意の通告に使用）
	🛇	○記号は、禁止の行為であることを知らせるもので、図の中や下部等に具体的な注意内容が記載されています。（左図は、特定しない一般的な禁止の通告に使用）
	❗	●記号は、行為を強制したり指示する内容を知らせるものです。図の中に具体的な強制や指示の内容が記載されています。　（左図は、特定しない一般的な強制や指示に使用）

【 危険・警告・注意の内容は、①ご使用前　②ご使用中　③ご使用後に分けて記載する。 】

② 「エステティック機器の安全確保のための表示実施要領」における機器別表示

機器別表示は、以下の機器別 17 分類に沿った 40 種類の機器について、それぞれ①本体、②取扱説明書、③カタログごとに、危険の段階（危険：×、警告：▲、注意：○）を表示し、図記号と解説文の例が示されている。機器の分類は、以下のとおりである。

第 1 グループ［高周波機器、低周波機器、超音波機器、レーザー機器（５種類）］ 第 2 グループ［温熱機器、冷凍機器、温浴機器、赤外線、紫外線（15 種類）］ 第 3 グループ［加圧機器、吸引機器、振動機器（12 種類）］ 第 4 グループ［測定機器（２種類）］ 第 5 グループ［補助、紫外線消毒器、保温器、蒸気滅菌器（６種類）］

表示要領中から具体的な例として、安全対策に関わりの多い興味深い例を示すと以下のようなものがある。

図表５－７　記載例

第 1 グループ［高周波機器、低周波機器、超音波機器、レーザー機器］

■本体

表示内容 ＼ 機器		分類	高周波機器		低周波機器	超音波機器	レーザー機器
整理記号	図記号	機器名 ／ 表示文	絶縁導子発生装置	ガラス管発生装置			
2		オーバートリートメントはしないでください。身体に危害を与える原因になります。	×	×	×	×	×
9		施術中はお客様から離れないでください。事故の原因になります。	▲	▲	×	▲	▲
11		光が出ているときは、絶対に目に光を当てないでください。目を傷めます。					×

■取扱説明書

表示内容 ＼ 機器		分類	高周波機器		低周波機器	超音波機器	レーザー機器
整理記号	図記号	機器名 ／ 表示文	絶縁導子発生装置	ガラス管発生装置			
2		次のような人には使用しないでください。					
		①急性疾患の人	▲	▲	▲	▲	▲
		②38 度以上の有熱性疾患の人	▲	▲	▲	▲	▲
		③血圧異常の人	▲	▲	▲	▲	▲
		④感染性疾患の人	▲	▲	▲	▲	▲
		⑤結核性疾患の人	▲	▲	▲	▲	▲
		⑥悪性腫瘍の人	▲	▲	▲	▲	▲
		⑦心臓疾患の人	×	×	▲	×	▲

		⑧妊娠中の人	▲	▲	▲	×	▲
		⑨アレルギー疾患の人	▲	▲	▲	▲	▲
		⑩血友病疾患の人	▲	▲	▲	▲	▲
		⑪ステロイド系ホルモン剤の長期使用や肝機能障害で毛細血管拡張を起こしている人	▲	▲	▲	▲	▲
		⑫原爆症の人	▲	▲	▲	▲	▲
		⑬法定伝染病の人	▲	▲	▲	▲	▲
		⑭顔面黒皮症の人	▲	▲	▲	▲	▲
		⑮通院中の人	▲	▲	▲	▲	▲
		⑯薬を服用している人	▲	▲	▲	▲	▲
		⑰12 歳以下の子ども	▲	▲	▲	▲	▲
3		下記の部位には使用しないでください。					
		①月経時の腹部	▲	▲	▲	▲	▲
		②整形手術をした部位	▲	▲	▲	▲	▲
		③頭部及び頭髪	▲			○	▲
		④目、口、唇、耳及びその周辺	▲	▲		▲	▲
		⑤粘膜の部位	▲	▲		▲	▲
		⑥傷口	▲	▲	▲	▲	▲
		⑦ニキビや吹出物で炎症を起こしている部位	×	×	▲	×	▲
		⑧化粧品等で皮膚炎を起こしている部位	▲	▲	▲	×	▲
		⑨痛覚・知覚障害を起こしている部位	▲	▲	▲	▲	▲
		⑩体内に金属・プラスチック・シリコン等を埋め込んである部位	▲	▲	▲	▲	▲
		⑪肛門、陰部	▲	▲		▲	▲
		⑫カユミやホテリ、物理的刺激等による病的なシミのある部位	▲	▲	▲	▲	▲
7		発汗中や入浴直後の身体が濡れているときは、使用しないでください。多量の水気に電波が吸収されて過熱し、ヤケドの原因になります。	▲		▲		▲
8		使用時には身体から金属類（時計・ネックレス・指輪・イヤリング）を外してください。 プローブが金属に触れると過熱し、ヤケドの原因になります。	▲	▲	○		○
9		プローブは、身体の一点に停止または集中させないでください。過照射によりヤケドの原因になります。	▲	▲		▲	▲
10		プローブには充分ジェルを塗ってください。不足するとヤケドの原因になります。	▲				
13		浴室などの湿気の多い場所で使用しないでください。感電・故障の原因になります。	▲	▲	▲	▲	▲
35		脱毛や剃毛処理をした当日は、処理をした部位へのトリートメントをしないでください。炎症を起こす原因になることがあります。	○	○	○	○	○
43		施術中はお客様から離れないでください。 事故の原因になります。	▲	▲	×	▲	▲
49		導子を肌にあてたり、離したりするときは、必ず電流を切ってください。強いショックを与えることがあります。			○		
50		電流の出力は、徐々に上げてください。強いショックを与えることがあります。			○		
53		光が出ているときは絶対に目に光を当てないでください。目を傷めます。					

第２グループ［温熱機器、冷凍機器、温浴機器、赤外線、紫外線］

■本体

表示内容＼機器		分類	温熱機器					冷凍機器	温浴機器					赤外線			紫外線
整理記号	図記号	機器名／表示文	ヒートマット	部分ヒートマット	スチーマー	ヒートキャップ	ワックス溶解器	冷凍美容器	シャワー　全身 部分	バス　全身 部分	ジェットバス	サウナ　乾式 湿式	シャワー付きサウナ	スタンド式	ドーム式	吊持式	日焼け用
11		身体から 20cm程度離して施術してください。凍傷によるトラブルの原因になります。						▲									
13		顔からの距離は、取扱説明書の指示に従って施術してください。近すぎると、ヤケドの原因になります。			▲												
14		痛感や体調不良を訴えられたときは、直ちに使用を中止してください。	▲	▲	▲	▲		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
16		使用中は眠らせないでください。事故・低温ヤケドの原因になることがあります。	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
23		光が出ているときは、絶対に目を光に当てないでください。目を傷めます。												○	○	○	▲

■取扱説明書

表示内容＼機器		分類	温熱機器					冷凍機器	温浴機器					赤外線			紫外線
整理記号	図記号	機器名／表示文	ヒートマット	部分ヒートマット	スチーマー	ヒートキャップ	ワックス溶解器	冷凍美容器	シャワー　全身 部分	バス　全身 部分	ジェットバス	サウナ　乾式 湿式	シャワー付きサウナ	スタンド式	ドーム式	吊持式	日焼け用
4		痛感や体調不良を訴えられたときは、直ちに使用を中止してください。	▲	○	○	○		○	○	○	○	▲	▲	○	○	○	▲
12		長時間、客のそばを離れるときは、温度は低めに設定してください。低温ヤケドの原因になることがあります。	○	○	○	○								○	○	○	○
13		絶対に水道水は使用しないでくだい。ヤケド・故障の原因になることがあります。			○												

20		浴室など湿気の多い場所で使用しないでください。 感電・故障の原因になることがあります。	○	○	○	○	○	○						○	○	○	○
29		使用中は眠らせないでください。事故・低温ヤケドの原因になることがあります。	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
44		冷気を噴射するときは、ホースの先端を 1 箇所に停止させないで、絶えず動かしてください。凍傷によるトラブルの原因になります。						▲									
45		身体から 20cm程度離して施術してください。凍傷によるトラブルの原因になります。						▲									
47		連続して使用する場合は、ときどき換気をしてください。軽い酸欠症状の原因になります。						▲									
63		コンタクトレンズを装着したままで入浴させないでください。ヤケド・事故の原因になることがあります。										○	○				
64		入浴するときは、身体から眼鏡や金属類（時計・ネックレス・指輪・イヤリング）を外させてください。 ヤケドの原因になることがあります。										○	○				
65		シャワーを使う場合は、必ず適温かどうかを確かめてください。 ヤケドの原因になることがあります。							○				○				
96		光が出ているときは、絶対に目を光に当てないでください。 目を傷めます。												○	○	○	▲
116		次のような人に使用しないでください。	▲	▲	▲	▲		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
		・危険な不整脈 ・病中病後 ・急性疾患 ・結核性疾患 ・伝染性疾患 ・悪性腫瘍 ・高血圧症 ・貧血症 ・原爆症 ・皮膚病 ・心臓疾患（心筋梗塞、狭心症） ・妊娠中 ・月経時 ・38 度以上の有熱性疾患 ・出血の伴う外傷	・知覚障害の人 ・温度感覚の鈍っている人 ・ゴムアレルギーの人 ・カユミ、ホテリのあるシミ ・病的なシミのある人 ・過度の日焼けで炎症をおこしている人 ・薬品や化粧品による皮膚炎をおこしている人 ・アトピー性皮膚炎 ・出血性素因がある部位 ・強度の炎症 ・熱性疾病のあるもの（裂傷、スリ傷、刺し傷） ・金属、プラスチック、シリコンなどを埋め込んである部位 ・動脈怒張、萎縮性疾患をおこしている皮膚面 ・アレルギー体質で特に肌の敏感な人 ・頭部														

第３グループ［加圧機器、吸引機器、振動機器］

■本体

表示内容＼機器		分類	加圧機器					吸引機器		振動機器				
整理記号	図記号	機器名 表示文	エアーマッサージャー	水圧マッサージャー	風圧マッサージャー	フェイス用スプレー	ボディ用スプレー	フェイス用吸引器	ボディ用吸引器	小型バイブレーター	足用バイブレーター	足用ローラー	ベッド型ローラー	バイブレーター
1		振動部・回転部に手足などをはさまれないように注意してください。								▲	▲	▲	▲	▲
4		圧力を上げ過ぎないでください。	▲	▲	▲									

■取扱説明書

表示内容＼機器		分類	加圧機器					吸引機器		振動機器				
整理記号	図記号	機器名 表示文	エアーマッサージャー	水圧マッサージャー	風圧マッサージャー	フェイス用スプレー	ボディ用スプレー	フェイス用吸引器	ボディ用吸引器	小型バイブレーター	足用バイブレーター	足用ローラー	ベッド型ローラー	バイブレーター
1		振動部・回転部に手足などをはさまれないように注意してください。ケガ・故障の原因になります。								▲	▲	▲	▲	▲
5		浴室など湿気の多い場所で使用しないでください。感電・故障の原因になることがあります。	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
24		次のような人に使用しないでください。	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
		①通院中の人 ②身体に異常がある人 ③血圧の高い人 ④骨粗しょう症の人 ⑤心臓に障害のある人 ⑥悪性腫瘍のある人 ⑦生理中の人 ⑧妊娠している人 ⑨熱の高い人 ⑩化膿性疾患のある人	⑪安静を必要としている人 ⑫背骨に異常がある人 ⑬機器の使用で疼痛が激しくなる人 ⑭医薬を服用している人 ⑮皮膚炎・過度の日焼け等の皮膚に異常のある人 ⑯アレルギー体質や特に敏感肌の人 ⑰引きつけて意識を失う発作性の人 ⑱出血を伴う外傷の部位 ⑲プラスチック等を埋め込んだ部位											
25		痛感や体調不良を訴えられたときは、直ちに使用を中止してください。	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
27		使用するときは、身体や衣服に尖ったものや硬いものをけさせないでください。ケガ・故障の原因になります。	▲	▲	▲	○	▲	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲
30		圧力を上げ過ぎないでください。ケガの原因になります。	▲	▲	▲	○	○							
37		素肌で使用しないでください。ケガの原因になります。	○							▲	▲	▲	▲	○
38		吸引圧・吸引時間に注意してください。キズ・赤アザの原因になります。						▲	▲					
40		ホースの先端を目や耳に当てたり、近づけないでください。圧縮空気によりケガの原因になります。	▲		▲	▲	▲							

３　エステサロンにおける機器の衛生基準

エステティックサロンの衛生基準は業界主導で策定されてきており、主なものとしては日本エステティック研究財団が策定した「エステティック営業施設の自主衛生基準要綱」などが挙げられる（日本エステティック連合が策定した「エステティック業倫理綱領」にも衛生基準が挙げられている（第４章－１参照）。

ここで、エステティック営業施設の自主衛生基準要綱を引用する。

＜エステティック営業施設の自主衛生基準要綱(1996 年)＞

第１　目的

この指導要綱は、エステティック営業施設における施設、設備、器具等の衛生的管理及び消毒並びに従業者の健康管理等の措置によりエステティックに関する衛生の向上及び確保を図ることを目的とする。

第２　施設及び設備

1　施設は、隔壁等により外部と完全に区分されていること。
2　施設は、ねずみ及び昆虫の侵入を防止できる構造であること。
3　施設には、エステティックの作業を行う作業場及び客の待合所を設けること。
4　施設には、従業者の数に応じた適当な広さの更衣等を行う休憩室を設けることが望ましいこと。
5　施設には、客の定員に応じた適当な広さの更衣室を設けることが望ましいこと。
6　作業場は、作業及び衛生保持に支障を来たさない程度の十分な広さを有し、居住室、休憩室等作業に直接関係ない場所から隔壁等により完全に区分されていること。
7　作業場には、適当な広さの器具等を消毒する場所を設けること（消毒室を設けることが望ましい。）。
8　作業場の床及び腰張りは、コンクリート、タイル、リノリューム、板等の不浸透性材料を使用し、清掃が容易に行える構造であること。
9　作業場内に従業者専用の手洗い設備を設けること。
10　トイレは、隔壁によって作業場と区分され、専用の手洗い設備を有すること。
11　作業場内の採光、照明、換気が十分行える構造設備であること。
（１）　換気には、機械的換気設備を設けることが望ましいが、自然換気の場合は、換気に有効な開口部を他の排気の影響を受けない位置に設置すること。
（２）　石油、ガスを使用した燃焼による暖房器具又は給湯設備は、密閉型又は半密閉型のものであることが望ましいこと。
12　洗場は、流水装置とし、給湯設備を設けること。
13　作業場には、作業に伴って出る汚物、廃棄物を入れるふた付きの汚物箱等を備えること。
14　皮膚に接する器具類を、消毒済みのものと未消毒のものを区別するために必要な収納ケース等を備えること。
15　器具類、布片類及びタオル等を消毒する機器又は器材を備えること。
16　器具類及び布片類は、十分な量を備えること。

第３　管理

1　施設、設備及び器具の管理
（１）　施設は、必要に応じ補修を行い、一日一回以上清掃し、衛生上支障のないようにすること。
（２）　排水溝は、排水がよく行われるように廃棄物の流出を防ぎ、必要により補修を行ない、一日一回以上清掃を行うこと。
（３）　作業場内には、不必要な物品等を置かないこと。
（４）　作業場内の壁、天井、床は、常に清潔に保つこと。
（５）　施設内には、みだりに犬（視覚障害者を誘導する盲導犬を除く。）、猫等の動物を入れないこと。
（６）　作業場内をねずみ及び昆虫が生息しない状態に保つこと。

（7）　器具類、布片類、その他の用具類の保管場所は、少なくとも一週間に一回以上清掃を行い、常に清潔に保つこと。
（8）　照明器具は、少なくとも一年に二回以上清掃するとともに、常に適正な照度維持に努めること。
（9）　換気装置は、定期的に点検・清掃を行うこと。
（１０）　手洗い設備には、手洗いに必要な石けん、消毒液等を備え、清潔に保持し、常に使用できる状態にしておくこと。
（１１）　洗い場は、常に清潔に保持し、汚物が蓄積し、又は、悪臭等により客に不快感を与えることのないようにすること。
（１２）　器材・器具類は、常に点検し、故障、破損等がある場合は、速やかに補修し、常に適正に使用できるように整備しておくこと。
（１３）　紫外線消毒器は、適宜紫外線灯の清掃を行い、常に 85μW／cm^2以上の紫外線照射が得られるように管理すること（紫外線灯は、3000 時間以上使用すると、その出力が低下することがあるので、適宜取り替えることが望ましい。）。
（１４）　洗浄及び消毒済みの器具類は、使用済みのものと区別して、収納ケース等に保管すること。
（１５）　清掃用具は、専用の場所に保管すること。
（１６）　トイレは、常に清潔に保持し、定期的に殺虫及び消毒すること。
（１７）　使用する薬品類は、所定の場所に保管し、その取扱いに十分注意すること。

2　従業者の管理
（1）　開設者及び衛生管理責任者は、常に従業者の健康管理に注意し、従業者が伝染するおそれのある疾患に感染したときは、開設者は当該従業者の作業をただちに禁止し、当該疾患が治癒するまで作業に従事させてはならないこと。
（2）　開設者は、従業者又はその同居者が法定伝染病患者又はその疑いのある者である場合は、従業者当人がり患していないことが判明するまでは、作業に従事させないこと。
（3）　開設者は、施設ごとに衛生管理責任者を定め、衛生管理責任者は、エステティックが衛生的に行われるように、常に従業者の衛生教育に努めること。

第４　衛生的取扱い等
1　衛生管理責任者は、毎日、従業者の伝染性疾病のり患の有無について聴取・確認すること。又従業者に対して定期的（年一回以上）に健康診断を受けさせること。
2　衛生管理責任者は、毎日、エステティック営業施設の施設、設備、器具等の衛生全般について点検管理すること。
3　作業室には、作業中の客以外の者をみだりに出入させないこと。
4　作業場の採光、照明及び換気を十分にすること。
（1）　作業中の作業面の照度が 300Lux 以上であることが望ましいこと。
（2）　作業場内の炭酸ガス濃度が 5000ppm 以下であること（炭酸ガス濃度 1000ppm 以下、一酸化炭素濃度 10ppm 以下であることが望ましい。）。
　開放型の燃焼器具を使用する場合は、十分な換気量を確保するとともに、正常な燃焼を妨げないように留意すること。
（3）　作業場内の浮遊粉じんが 0.15 mg／m^2以下であることが望ましいこと。
5　作業中の作業場内は、適温、適湿に保持すること〔温度は 17～28℃（冷房時には外気温との差が 7℃以内）、相対湿度は、40～70%であることが望ましい。〕。
6　作業中、従業者は、清潔な外衣（白色又はこれに近い色で汚れが目立ちやすいもの）を着用し、作業時には必要に応じて、清潔なマスクを使用すること。
7　従業者は、常につめを短く切り、客一人ごとの作業前及び作業後には手指の洗浄消毒を行い、必要に応じ使い捨てのゴム手袋を着用すること。
8　従業者は、常に身体及び頭髪を清潔に保ち、客に不潔感、不快感を与えることのないようにすること。
9　従業者は、作業場においては所定の場所以外で着替え、喫煙及び食事をしないこと。
10　皮膚に接する器具類は、客一人ごとに消毒した清潔なものを使用すること。
11　皮膚に接する器具類は、使用後に洗浄し、消毒すること。
12　皮膚に接する布片類は、清潔なものを使用し、客一人ごとに取り替えること。
13　使用後の布片類は、洗剤等を使用して温湯で洗浄することが望ましいこと。

14　蒸しタオルは、消毒済みのものを使用すること。
15　客用の被布は、使用目的に応じて区別し、清潔なものを使用すること（白色又はこれに近い色で汚れが目立ちやすい被布を使用することが望ましい。）。
16　従業者専用の手洗い設備には、消毒液を常備し、清潔に保つこと。
17　器具類を消毒する消毒液は、適正な濃度のものを調製し、清潔に保つこと。
18　調製した消毒薬類は、消毒しやすい適正な場所に置くこと。
19　外傷に対する応急処置に必要な薬品及び衛生材料を常備し、用いるときには、適正に使用すること。
20　トイレの手洗い設備は、流水式とし、適当な手洗い用石けんを備えること。
21　作業に伴って生ずる廃棄物は、客一人ごとに清掃すること。
22　作業に伴い生ずる廃棄物は、ふた付きの専用容器に入れ、適正に処理すること。
23　皮膚に接しない器具であっても、客一人ごとに汚染するものは、客一人ごとに取り替え又は洗浄し、常に清潔にすること。
24　皮膚疾患のある客を扱ったときは、作業終了後、従業者の手指及び使用した器具等の消毒を特に厳重に行うこと。
25　エステティックの作業に電気及びガス器具を使用するときは、使用前に十分にその安全性について点検し、使用中も注意を怠らないこと。
26　医薬部外品、化粧品等の使用に当たっては、その安全衛生に十分留意し、適正に使用すること。
27　作業場内に浴室又はサウナ室を設けるときは、公衆浴場法の規定によること。

第５　消毒
1　消毒用器具、消毒薬及び方法の概要
（1）　理学的方法
ア　高圧蒸気による消毒
設定温度 115～126℃に達してから 15～30 分間以上高圧処理をすること。
（注）1　被消毒物の状態に応じて設定温度、時間を選択すること。
2　高温高圧であるため、保守点検を充分に行うこと。
3　高温であるため、冷却されるまで触れないこと。
イ　煮沸消毒器による消毒
沸騰してから 2 分間以上煮沸すること。
（注）1　陶磁器、金属、木及び繊維製の器具等の消毒に適するが、合成樹脂製のものの一部には加熱により変形するものがある。
2　水量を適量に維持する必要がある。
ウ　蒸し器等による蒸気消毒
器内が 80℃以上になってから 10 分間以上湿熱に触れさせること（温度計により器内の最上部の温度を確認すること。）。
（注）1　ガラス、陶磁器、金属、木及び繊維製の器具等の消毒に適するが、合成樹脂製のものの一部には加熱により変形するものがある。
2　タオル等布片類を器内に積み重ねて消毒する場合、最上部のタオル等が湿熱に充分触れないことがあるので、あまり詰め込まないこと。
2　器内底の水量を適量に維持する必要がある。
エ　紫外線照射による消毒
紫外線消毒器内の紫外線灯より 85μW／cm^2以上の紫外線を連続して 20 分間以上照射すること。
（注）1　器具の汚れ具合、収納状況等により効果が期待できないことがあるため、器具の汚れを十分に除去した後、直接紫外線が照射されるような状態に収納した後、照射する。
2　くし類など小型の器具類の消毒に適するが、構造が複雑で、外部から直接紫外線が照射され難い器具類の消毒には適さない。
3　定期的に消毒用エタノールを浸した脱脂綿で紫外線灯及び反射板を清掃することが必要である。
3　2000～3000 時間の照射で出力が低下するので、紫外線灯の取り替えが必要である。

（2）　化学的方法
ア　エタノールによる消毒
エタノール水溶液（エタノール 60%～81.4%を含有するもの）中に 10 分間以上浸すか、又はエタノール水溶液を含ませた綿若しくはガーゼで器具表面をふくこと。
イ　塩素系薬剤による消毒
有効塩素濃度として 100～500ppm となる次亜塩素酸ナトリウムその他の塩素系薬剤の水溶液中に 10 分間以上浸すこと。
ウ　逆性石ケン液による消毒
逆性石ケン液の 1%（塩化ベンザルコニウム又は塩化ベンゼトニウムとして 0.1%）水溶液中に 10 分間以上浸すこと。
（注）石ケン、洗剤を用いて洗浄したものを消毒するときは、十分水洗いをしてから使用すること。
エ　グルコン酸クロルヘキシジンによる消毒
グルコン酸クロルヘキシジン製剤の 1%（グルコン酸クロルヘキシジンとして 0.05%）水溶液中に 10 分間以上浸すこと。
オ　クレゾール水による消毒
局方クレゾール石ケン液の 1%水溶液中に 10 分間以上浸すこと。
カ　両性界面活性剤による消毒
両性界面活性剤製剤の 1%（塩酸アルキルポリアミノエチルグリシンとして 0.05%又は 0.075%）水溶液中に 10 分間以上浸すこと。
（3）　消毒に必要なその他の器材
ア　液量計　100ml 用及び 1000ml 用
イ　消毒容器　消毒用バット、洗面器、その他消毒に必要な容器
ウ　卓上噴霧器
2　エステティック用器具の消毒
皮膚に接する器具類は、前記 1 の（1）理学的方法又は（2）化学的方法に掲げる方法により、器具類の種類に応じ、次の事項に留意して消毒しなければならない。
（1）　器具類は、消毒する前によく洗浄すること。
（2）　ハケ類は、材質によっては加熱消毒により変形するものがあるので、消毒液によること。なお、洗浄が望ましくない材質のものは、紫外線消毒すること。
（3）　くし類も加熱により変形するものがあるので、ハケ類と同様に消毒すること。
（4）　その他の皮膚に接する器具等の間接的に皮膚に接する器具類についても、その材質に応じ、理学的方法、化学的方法による消毒のいずれかの方法により消毒すること。
3　タオル、布片類の消毒
（1）　加熱による場合は、使用したタオル及び布片類を洗剤で洗浄した後、蒸し器等の蒸気消毒器に入れ、器内が 80℃以上になってから 10 分間以上保持させること。この場合、器内の最上部のタオル等の中心温度が 80℃に達していないことがあるので、蒸気が均等に浸透するように十分注意すること。
（2）　消毒液による場合は、使用したタオル、布片類を逆性石ケン液、次亜塩素酸ナトリウム液等に浸し、消毒すること。
消毒終了後は、洗浄し、必要に応じて乾燥して保管するか又は蒸し器に入れること。
4　手指の消毒
（1）　石ケン、ブラシ等を使って消毒前によく洗浄すること。
（2）　手指を消毒液中に十分浸す等により消毒すること。この場合の消毒液としては、1%クレゾール水、1%逆性石ケン水溶液、逆性石ケン原液、1%両性界面活性剤水溶液、両性界面活性剤原液、1%グルコン酸クロルヘキシジン水溶液、消毒用エタノール等を使用する。
（3）　清潔なタオル又は使い捨てのペーパータオル等でふきとること。
5　その他の消毒
エステティック営業施設内の施設、汚物箱等の設備については、適宜、消毒することが望ましいこと。

第 6　自主的管理体制
1　開設者は、施設及び取扱い等に係る具体的な衛生管理要領を作成し、従業者に周知徹底すること。

2　エステティック営業施設の開設者は、施設ごとに衛生管理責任者を定め、衛生管理責任者に対して衛生管理に関する適切な研修を実施すること。
3　衛生管理責任者は、開設者の指示に従い衛生管理に努めること。
4　従業者は、客に対しエステティック施術を行うに当たり、事前に皮膚疾患等により治療中であるか否か、アレルギー体質であるか否か、薬を服用しているか否か、敏感肌性であるか否か、その他エステティック施術を受ける障害となる事由があるか否かを、聴取・確認し、エステティック施術を受ける障害となる事由のないことを確認し実施すること。
5　従業者は、客に対しエステティック施術実施期間中に体調を崩したり、施術部位に異常を生じた場合、その原因が施術に起因する疑いがあると推測される場合などは、ただちに施術を中止し、医師の診断を受ける等適切な処理を実施すること。

４　エステティックサービスと法律問題

エステティックは現在、さまざまな法規と関連している。そこで、エステティックをとりまく法律問題について整理を行う。

（１）エステティックサービスと衛生法規

エステティックサービスとも最も関連が深い衛生法規について、日本エステティシャン協会「標準エステティック学」をもとに整理を行う。「標準エステティック学」においては、衛生法規を次の４つの系統に分けて整理している。

図表５－８　衛生法規

◇生活衛生法規：快適な生活環境の保全を目的とするもの
例：環境基本法、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律、食品衛生法、公衆浴場法、興行場法、旅館業法、美容師法、理容師法など
◇保健衛生法規：特定の疾病の予防、治療を含む国民の健康の保持、増進を目的とするもの
例：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、予防接種法、地域保健法、母体保護法、母子保健法、児童福祉法、学校保健法、生活保護法、健康保険法、労働基準法、調理師法、栄養士法など
◇薬事法規：医薬品、医療用具、化粧品、その他の物の製造、販売などを規制するもの
例：薬事法、薬剤師法、採決及び供血あっせん業取締法、毒物及び劇物取締法、麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、覚せい剤取締法など
◇医事法規：病院，診療所などの医療機関における適正な医療の確保を目的とするもの
例：医療法、医師法、保健師助産師看護師法、臨床検査技師・衛生検査技師などに関する法律、理学療法士及び作業療法士法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律など

このうち、関連の深い「美容師法」、「薬事法」、「公衆浴場法」、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」、「栄養士法」、「理学療法士及び作業療法士法」との関連について、『標準エステティック学　理論編Ⅰ』をもとに整理する。

①　美容師法とエステティック

時代とともにエステティックが発展し、専門的に行われるようになるにつれて、美容師法との問題が何回か指摘されている。

まず美容師法が単行法に独立する以前の 1952（昭和 27）年に、当時流行した化粧品店における美顔術行為の疑義が問われた問題である。これについて厚生省は、「化粧品店での美顔術は、化粧品を売るための行為であるならば、美容師法に抵触しない」という通達を示した。

つぎに全身美容が脚光を浴び始めた 1967（昭和 42）年、「容姿を美しくする化粧等の解釈」について、厚生省の考え方が新たに示されたことである。これは東京都衛生局公衆衛生部長から、厚生省環境衛生局環境衛生課長宛てに照会された美容師法への疑問点への回答の形式となっている。

結論として厚生省は初めて、肌の美しさの維持を目的とするフェイシャル・トリートメントや、身体のプロポーションづくりやスキンケアを行うエステティックは、美容師法による美容業務では

ないとし、エステティックは新たに「自由業」として認められたのである。

しかし、この「化粧等」の解釈は、その後も時代によって大きく揺れ動き、1984 年（昭和 59 年）に厚生省が告知した「美容業に関する標準営業約款」では、その第３条「役務の内容の表示の適正化に関する事項」で、フェイシャル・トリートメントが美容業の役務（サービス）のひとつとして列挙された。現状では、美容室においてもフェイシャル・トリートメントをメニューとしているところが少なくないために、このような事態が生み出された。さらに 1998 年（平成 10 年）、美容師法が部分改正され、美容学校の授業に「エステティック」が選択必須科目として新たに加わった。

このようなことを踏まえると、現段階では、職業として「エステティック」は、美容師法の規制は受けないものの、衛生面、安全面などの部分的な面で、その規定を尊重する必要があるといえる。

②　薬事法とエステティック

エステティックで扱われる化粧品と医薬部外品は、その定義でも明らかなように「人体に対する作用が緩和なもの」で、疾病の治療、または予防に使用されるものではない。

薬事法第 24 条では「薬局開設者、または医薬品の販売業の許可を受けた者でなければ、業として医薬品を販売し、授与し、または販売もしくは授与の目的で貯蔵し、もしくは陳列（配置することも含む）してはならない」と規定されており、ここでは医薬品のみについて言及されていることから、医薬部外品と化粧品の販売については自由である。

しかし、エステティックに長い経験をもつサロンで施術に取り入れられている「サロンオリジナルの秘薬」は、「秘薬」という表現は医薬品に間違われやすいため薬事法に抵触する恐れがある。また、外国製の輸入化粧品を、正規の輸入・販売ルートを通さずに入手し、それをサロンで販売することは、化粧品輸入販売業の許可を受けずに輸入したことになり、薬事法第２節「輸入販売業」の第22条第１項「輸入販売業の許可」の規定に違反し、摘発を受ける対象になる。

③　公衆浴場法とエステティック

エステティック業においても、シャワー設備、サウナ、その他の入浴設備を設ける場合は、公衆浴場法に基づく許可と必要な措置をとらなければならない。

具体的な設備基準は、各都道府県の条例で定められることになっており、その地域によって基準に差があるため、開業地域の保健所に届出て許可を受け、営業を始めなければならない。

④　あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律とエステティック

エステティックとの大きな違いは、本法でのマッサージが「医療類似行為」のマッサージであることである。本法第 12 条「医業類似行為の制限」条項には、「何人も、第１条に掲げるものを除くの外、医業類似行為を業としてはならない。ただし、柔道整復を業とする場合については、柔道整復師法の定めるところによる」とある。

この医業類似行為についても、法律による定義はないが、医師しか行ってはならない医業、すなわち「人の疾病の治療を目的とした行為」とよく似た行為であるというように解釈でき、したがって本法のマッサージは「治療」を目的としたものであり、美容を目的とするマッサージとは一線がひかれるものである。

⑤ 栄養士法とエステティック

エステティシャンが、仕事の範囲で客の健康向上や施術効果を高めるために、栄養指導を行うことがある。栄養士法では、第１条の定義で「この法律で栄養士とは、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者をいう。」と規定されている。しかし、この「栄養の指導」という言葉の定義は示されていないが、この言葉の内容は一般知識の範囲内での栄養の指導と解して支障がないと考えられる。

この定義に従うと、「栄養士の名称を用いて、栄養の指導に従事する」ことが栄養士なのであって、エステティシャンが客に栄養指導を行うことは、自ら栄養士と呼称しない限り、栄養士の領域を侵すことにはならない。

⑥ 理学療法士法及び作業療法士法とエステティック

エステティックとの仕事とかかわりがあるのは、理学療法の中に規定されている「電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加える」という点である。

エステティック用電気機器の原理では、電気治療器の電流発生装置や、周波数の選択と類似したものが多くある。現在のところ美容目的としたものと、治療目的としたものの区分はある程度示されているものの、不明確な面も少なくない。

法律的にみると、治療目的の電気器具は「人もしくは、動物の疾病の診断・治療・もしくは予防に使用されること、または人もしくは、動物の身体の構造、もしくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている器具器械であって、政令で定めるものをいう」（薬事法第２条第４項「医療用具」）と規定されている。

具体的な器具器械については、薬事法施行令の別表第１の器具器械欄に列挙されており、その一部は次の通りである。

77.バイブレーター
78.家庭用電気治療器
79.指圧代用器
80.はり、またはきゅう用器具
81.磁気治療器

理学療法士の業務の目的は、身体に障害のある者に対してその回復をはかるものであり、他方エステティックの技術は、健康な人の皮膚や身体の美しさの維持と継続を目的としたものである。エステティックは、病的な皮膚を治療するものではないことを、充分に認識して使用することが大切である。

（２）エステティックサービスと医師法

衛生関連法規以外には、エステティックサービスは、次のような法律とも関連が深い。

図表５－９　衛生関連法規以外の法律

◇保健衛生上の危険性ある行為の取締りのための根拠規定――医師法 17 条
◇消費者被害の発生のための法的規制
・表示の適正化――不当景品類及び不当表示防止法
・契約の適正化――割賦販売法、訪問販売等に関する法律、消費者契約法
◇医療用具の安全性、品質確保のための法的規制――薬事法
◇施術者の労働被害の防止のための法的規制――労働安全衛生法

ここでは特に、電気脱毛やレーザー脱毛等の普及などにより、課題となっているエステティックサービスと医師法との関係について、整理する。

全日本エステティック業連絡協議会の「美容レーザー脱毛研究会・法務委員会まとめ」によれば、『医師法 17 条では、〝医業〟とは「医行為を業とすること」であり、医学の専門的知識及び技能を取得して国家試験に合格し、医師免許を得た者（医師）のみが行うことが認められた業務を意味する医師法上の考えである』としている。また『〝医行為〟とは医師が行うのでなければ保健衛生上危害を生ずるおそれのある行為』とされているが、厚生省の定義では、『〝医行為〟とは、医師の医学的判断をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、危害を及ぼす恐れのある行為を一般的に禁止するもの』となっている。『医行為の概念を一義的に定義することは困難であり、社会通念、社会常識の変化により具体的医行為の内容が変わりうる』と考えられている。

以上の前提をもとに、電気脱毛とレーザー脱毛に関する法律問題について整理を行う。

①　電気脱毛

電気脱毛に関連する法律問題と現在の国等における見解については、東京平河法律事務所早川忠孝弁護士の論文をもとに整理を行う。

ア．医師法 17 条の適用について

いわゆる「永久脱毛」行為に関する、医師法 17 条の適用に関する警察庁保安部公害課長から厚生省医事課長への照会とその回答（1984 年 3 月 22 日）によれば、『電気脱毛行為は医業に該当する』という見解を出している。

イ．電気脱毛をめぐる４つの事件の経過

電気脱毛は医師法違反であるという通達が出されたのち、警察庁当局はこれまで４回にわたり電気脱毛についての摘発を行っているが、いずれも不起訴に終わっている。それぞれ事件の概要と不起訴処分となった理由は以下の通りである。

◇大津事件（ワールド・エステティック事件）

1984（昭和 59）年 4 月　滋賀県警察本部摘発

1987（昭和 62）年 2 月　大津地方検察庁において不起訴処分（罪に当たらず）

＜不起訴理由＞

・ 美容電気脱毛について疾病に対する治療としての認識がない。

・ 施術について一定の技術水準が要求されるが、施術そのものについて高度の医学的知識は必要ではない。

・ 医師自ら電気脱毛を施術することは事実上期待できない

◇釧路事件（青山事件）

1985（昭和 60）年 10 月　帯広警察署摘発

1988（昭和 63）年 ９月　釧路地方検察庁において不起訴処分（起訴猶予）

＜不起訴理由＞

・ 実害がない。

・ 起訴することによる社会的影響が大きい。

◇消費者連盟告発事件

1987（昭和 62）年１月頃　日本消費者連盟告発

1988（昭和 63）年９月　東京地方検察庁において不起訴処分（起訴猶予）

＜不起訴理由＞

・ 現在広く民間で行われており、本件だけ処罰しても公平を欠く。

・ 厚生省も医師法違反の通達を出しているが、具体的な取締りはしていない。

・ 諸般の事情から資格制度を設けることが適当であると認められ、現に業界で資格制度のための運動をしている。

・ 消費者との紛争も実質的に解決済みである。

◇　大阪事件（大淀警察署捜査本部摘発事件）

警察当局は捜査本部を設け、医学関係諸団体の協力を得ながら、起訴に持ち込むべく周到な捜査を遂げたが、大阪地方検察庁は下記の諸事情から不起訴

＜不起訴理由＞

・ 厚生省は医師法違反の通達は出しているが、具体的な指導はしていない

・ 同種事件について不起訴の先例がある。

・ 厚生省の設立許可に関わる財団法人日本エステティック研究財団において電気脱毛士資格制度の確立等に向けて具体的活動が進展しており、厚生省もこれを了知している。

・ 被害者との間に示談が成立し、被害届が取り下げられた。

ウ．国の見解

医師法違反と摘発された脱毛施術行為が、いずれも検察庁によって不起訴となったことをふまえ、厚生省は、1997（平成９）年 11 月 26 日、第 141 回国会衆議院厚生委員会において、医学技術が進歩しているなか、医行為は時代の変化によっても変わりうるものであり、電気脱毛を一律に取締対象とすることは難しい、という公式見解を示している。

これに基づき電気脱毛は、「医師法第 17 条違反にはあたるが、可罰的違法性がない場合もあり、一律の取締りの対象とはならないもの」と取扱われるに至っている。

第 141 回国会衆議院厚生委員会会議録第五号

（政府委員）

昭和 59 年に健康政策局の医事課から、電気脱毛は医行為であるとの見解を示しているところでございますが、この医行為の内容につきましては、医学等の進歩によりまして変わり得るものでございます。

いわゆる電気脱毛について申し上げますと、昭和 59 年当時と現在のものでは、その機器が格段に進歩いたしております。一例を挙げますと、例えば昭和 59 年当時は通電量のメーターがございませんでしたが、現在はございます。それから、１回の通電時間が 60 秒から 180 秒かかっていたわけでございますが、現在は７、８秒でございます。それから、針の反復使用は、59 年当時は反復使用しておりましたが、現在は使い捨てでございますし、１回に挿入する針の数も 16 本から１本というふうに減ってきております。

そういった状況がございまして、最近の電気脱毛機器につきましてはそういう性能の向上があるということもございまして、可罰的違法性がないと認められるケースもあるわけでございます。昭和 59 年以降、医師法違反の容疑で摘発しました４つの事例はいずれも起訴されていないというふうなこともございます。そういった状況を踏まえますと、現在では、一律に取締りの対象とすることは難しいと考えております。

（小泉国務大臣）

今政府委員から答弁しましたように、この問題についてはいろいろ難しい点もあると思いますが、消費者も気をつけてもらわないといけないと思うのです。電気脱毛等について、今、お医者さんでなくても被害を出さないでできるような機械なり技術なりが発達しているという点もあると思います。いわゆる性能が向上しているようでありますが、この点について、一律にこれを取締の対象にするのがなかなか難しいようであります。

② レーザー脱毛

アンケート調査にもあるように、近年エステティックサロンにおいても国産・輸入により、美容レーザー脱毛機器が導入されている。

そこで、美容レーザー脱毛に関する医師法との関係について、全日本エステティック連絡協議会「美容レーザー脱毛研究会・法務委員会」報告から、その検討結果について要約する。

ア.「取締当局の基本的な姿勢と裁判所の判断」に関する考え方

同研究会法務委員会では、『医師でない者によるレーザー脱毛施術行為によって被施術者に身体的障害が発生し、かつ医師法違反としての告発がなされた場合、取締当局は、苦情が多発しているか、被害の程度が大きいか等の事情を検討したうえ、悪質なケースについて医師法第 17 条違反として摘発に踏み切ることが予想される』としており、『被害の再発や拡大防止を図る必要があると認めた場合は、公訴提起（起訴）に踏み切る可能性が大きい』ことを示唆している。またその場合、『裁判所は当該行為を医師法違反として有罪とすることはほぼ確実である』との見解を示している。この見解は電気脱毛についても同様の考え方である。

イ．厚生省の見解に関する解釈について

厚生省の電気脱毛に対する公式見解が、レーザー脱毛についても援用されるかについて、同研究会法務委員会では、『「医療用」か「美容用」かという区別は「医行為」の解釈を左右しないと考えられるため、「美容用レーザー脱毛機」を使用しての脱毛施術行為も保健衛生上の危害を生ずる可能性がある限り、医師法第 17 条の「医行為に相当する」と解するのが相当と思われる』との見解を示している。しかしながら、「大阪府高槻シャトレーヌ事件（参考）」では「医療用レーザー脱毛施術行為」が判決の対象となったとしたうえで、『サロンで行われている美容目的のレーザー脱毛行為が直ちに「医行為」と判断されたわけではない』とも述べている。

以上から、研究会法務委員会の解釈では、美容サロンにおけるレーザー脱毛機を使用しての施術行為は『電気脱毛施術行為に対する医師法第 17 条の当てはめと同様、「一律に医師法違反と判断することはできない」行為と取扱われる可能性があり、厚生省（当時）医事課としての、医師法第 17 条に抵触するおそれのある医行為とする公式見解は撤回されないが、美容レーザー脱毛機器の開発が進み、施術の安全性が確保されることにより、事実上可罰的違法性がなく、取締りの対象とならない事態になることも十分予想される』と述べている。

＜参考＞　大阪府高槻シャトレーヌ医療法違反、医師法違反事件について

平成12年９月19日大阪地方裁判所は、「大阪府高槻シャトレーヌ」で懲役１年６ヶ月、執行猶予３年の有罪判決を言い渡した。有罪とされた行為は、

イ．医師または歯科医師でない者が知事の許可を得ないで診療所を開設した行為（医療法違反）
ロ．患者に対し医療用焼灼器によってレーザー光線を皮膚に照射して体毛の除去を行う医療レーザー脱毛をした行為（医師法違反）
ハ．針を使用して皮膚に色素を注入するアートメイクをした行為（医師法違反）の３点であった。

ウ．高槻シャトレーヌ事件を通じた見解

同研究会法務委員会では、高槻シャトレーヌ事件に対し、『とくに検討を要するのは〝患者に対し医療用レーザー機器によって医療レーザー脱毛行為をした行為〟』としており、この判決では『あくまで医療機関である診療所において、医師または歯科医師の資格を有しない者が、医療用の機器である医療用焼灼器を用いて、レーザー脱毛行為を行ったことが有罪とされた』ことを指摘している。

「美容用レーザー脱毛機」を用いた場合のレーザー脱毛行為は、『未だ検挙された事例がなく、従って起訴の対象とはなっておらず、これに対する裁判所の判断もなされていないのが現状』としている。

他方、『この判決にあたり、裁判所が「巷間には他にも極めて疑わしい形態で医業を行っているエステティックサロンが存し」としている』ことにも触れ、『裁判所として「エステティックサロンにおける美容レーザー脱毛行為が全て合法的で医師法違反にはならない」とするものではない』ということも述べている。

5　国における行政指導・取り組みの状況

これまで行われた国における行政指導やエステティックに対する取り組みについてついて整理する。

（1）厚生労働省

厚生労働省では、1992 年に日本エステティック研究財団を設置し、研究財団でのエステティックに関する調査研究や各種基準の策定などを通し、エステティックの業務の適正化や公衆衛生の向上、消費者保護を推進してきた。

研究財団が発行した基準・調査報告書の主要なものとしては、「エステティックサービス標準契約書」（1993 年)、「エステティックの事業に関する基礎調査」（1994 年)、「エステティシャン養成施設における実態調査」（1995 年)、「エステティック営業施設における自主衛生基準」（1996 年)、「美容電気脱毛技術者認定皮膚科学・脱毛概論テキスト(※)」（1997 年）などが挙げられる。

（※）1997 年から予定されていた日本エステティック研究財団による美容電気技術者認定試験は中止となった。

また 2000 年には厚生労働省の委託により、研究委員会ケミカルピーリング小委員会等がケミカルピーリングの安全基準についての検討を行った。

以下に、厚生労働省（旧厚生省）のエステティックサービスに関連する通達等を引用する。また、研究財団のケミカルピーリングの安全基準を引用する。

①　厚生労働省（旧厚生省）の通達

○いわゆる「永久脱毛」行為について
（昭和 59 年 11 月 13 日医事第 69 号厚生省健康政策局医事課長から各都道府県知事宛通知）

標記について、別紙１の警察庁保安部公害課長照会（要旨）に対し、別紙２のとおり回答したので貴職においてご了知ありたい。

（別紙１）（昭和 59 年１月 26 日警察庁丁公害発第７号警察庁保安部公害課長から厚生省健康政策局医事課長宛照会）
京都市に本店を置くW株式会社が、不特定多数の女性を対象に、電気分解法および電気分解法と高周波法の混合による手法により永久脱毛行為を行っている。
このような永久脱毛行為を業として行った場合は、医師法第 17 条の医業に該当すると解してよいか。
毛のうへ長さ 15㎜、厚さ 0.2㎜ の針を５㎜ 程度挿入し、
①直流を通電して、水酸化ナトリウムを発生させて毛根部を破壊する。（電気分解法）
②高周波電流を通電して、抵抗熱により毛根部を破壊する。（高周波法）

（別紙２）毛のうへ針を挿入し電気を通し毛乳頭部を破壊する方法による脱毛行為に関する疑義について（昭和 59 年３月 22 日医事第 21 号厚生省医務局医事課長から警察庁保安部公害課長宛回答）
昭和 59 年１月 26 日付けで照会のあった標記について、左記の通り回答する。

記

御意見のとおりである。

○医師法上の疑義について（平成元年６月７日医事第 35 号）
〔照会〕
顔面にあるシミ・ホクロ・あざなどの部分の皮膚に肌色等の色素を注入するに際して、
（１）問診等を行い、その結果をカルテに記入し、
（２）シミ部分に麻酔薬（製品名キシロカイン）により塗布または注射の方法で局部麻酔したあと
（３）シミ等の部分の皮膚に針（縫針等をスティック棒に差し込んで、接着剤で固定して作ったもの又は電気紋眉器）によって相当時間反復して刺すことにより色素を注入し（その際血を抜き取りながら行う）、又は直接、注射器で液体色素を注入するなどの行為をなすことは医師法第 17 条の医行為に該当するか。

〔回答〕

御意見のとおりである。

○医師法上の疑義について（平成 12 年７月 13 日医事第 68 号厚生省健康政策局医事課長から各都道府県知事宛通知）

見出しのことについて、別紙１の警察庁生活安全局生活環境課長からの照会に対し、別紙２のとおり回答したので貴職において御了知ありたい。

（別紙１）
（平成 12 年５月 18 日警察庁丁生環発第 110 号　警察庁生活安全局生活環境課長から厚生省健康政策局医事課長宛照会）
〔照会〕
１．事案の概要
（１）医師免許のないエステサロン従業員が、医療用レーザー脱毛機器を使用して、両腕、両足、両脇、ビキニライン等身体のムダ毛を脱毛するにあたり、来店した患者を問診する等して体質をチェックした後、施術台に寝かせ脱毛箇所を消毒用エタノールで消毒してカミソリで体毛を剃り落としてから、患者の目を保護するためにレーザー専用の紫外線防止眼鏡またはレーザー用ゴーグルをかけてレーザー熱を毛根部分に照射し、毛乳頭、皮脂腺開口部等を破壊して脱毛した後、脱毛部分にアイスゲルを当てて冷やしてから脱毛部分に鎮静効果のあるキシロカイン等の薬剤や化膿止めの薬剤を患部に塗布する行為を行っている。
（２）医師免許のないエステサロン従業員が、来店した患者に問診する等して眉、アイラインの形をしたアイブロウペンシルで整えた後、患者を施術台に寝かせ、電動式のアートマシンに縫い針用の針を取り付けたアートメイク器具を使用して、針先に色素をつけながら、皮膚の鎮静効果のあるキシロカイン等の薬剤、化膿止め薬剤を患部に塗布している。
（３）医師免許のないエステサロン従業員が、来店した患者に問診する等して施術台に寝かせて、しみ、そばかす、ほくろ、あざ、しわ等の表皮剥離（ケミカルピーリング）を行うに際し、受け皿に入れたＡＨＡピーリング溶剤（フルーツ酸またはグリコール酸）の化学薬品を刷毛で顔全体の皮膚に塗布した後、５～10 分位放置して皮膚の酸化状態を見ながらＡＨＡピーリング中和剤を塗布し、クレンジングクリームを塗って剥離した皮膚をふき取る行為を行っている。
　なお痛がる患者に対しては、ＡＨＡピーリング中和剤を塗り、参加反応を止めて中止しているものがある。
２．質疑事項
（１）事案概要１の（１）について
　非医師である従業員が、医療用レーザー脱毛機器を操作して脱毛する行為は医師法に規定する医業行為と抵触すると解してよいか。
（２）事案概要１の（２）について
　非医師である従業員が、電動式アートメイク器具を使用して皮膚の表面に墨等の色素を入れる行為は医師法に規定する医業行為に抵触すると解してよいか。

（３）事案概要１の（３）について
　非医師である従業員が、患者の皮膚に発生したしみ、そばかす、ほくろ、あざ、しわ等を除去するためにフルーツ酸等の化学薬品を皮膚に塗布して患部の表皮剥離（ケミカルピーリング）を行う行為は医師法に規定する医業行為に抵触すると解してよいか。

(別紙２）医師法上の疑義について（回答）
平成12年5月18日付け警察庁丁生環発第110号をもって貴職から照会のあった標記について下記の通り回答する。

〔回答〕
（１）～（３）のいずれも、御照会の行為を業として行えば医業に該当する。

②　日本エステティック研究財団研究委員会ケミカルピーリング小委員会

ケミカルピーリングがエステティックサロンで急速に広まってきており、被害が急増していることを受け、厚生労働省が財団法人エステティック研究財団に対し、ケミカルピーリングの実態把握及び安全性の確保について研究を要請、財団では研究委員会の中に小委員会を設置し、検討を行った。

「エステティックサロンにおけるケミカルピーリングの消費者被害防止に関する研究報告書」では、エステティックサロンにおけるケミカルピーリングの目的、及び、使用するケミカルピーリング剤の考え方が提言されているので、その部分について引用を行う。

（１）ケミカルピーリングの目的

①　医療としてのケミカルピーリング
　ケミカルピーリングは、シワとりなど“若返り”のひとつの方法として幅広く用いられ、さまざまな研究を経て進歩してきました。
　現在では、ニキビ、ニキビ後の瘢痕、乾燥肌、シミ、ソバカス、小ジワ、色素沈着など、皮膚疾患の治療や改善目的で行われています。また、顔面のみならず、四肢や体幹に用いられることもあります。

②エステティックサロンで行うケミカルピーリング
　エステティックサロンでは、肌表面の状態を整える、化粧のりを良くする、肌に透明感をもたせる、肌をしっとりと整える等の目的でケミカルピーリング剤を用いますが、いずれにせよ安全性を確保しなければなりません。

（２）使用するケミカルピーリング剤について

　ＡＨＡピーリング剤の輸入許可が厚生省から認められたのが1994年ですから、日本におけるケミカルピーリングの歴史は浅く、ＡＨＡ濃度等に関する規制等は現在のところありません。しかし、高濃度（30%以上）低pH（２以下）では、リスクが激増します。また、先進国であるアメリカにおいては、消費者向けの製品の自主規制値として、(あくまでも化粧品業界（CIR）の自主規制ではありますが）既に以下のように規制されています。

★AHA（アルファハイドロキシ酸（グリコール酸、乳酸、リンゴ酸）の溶液を皮膚に塗布する場合、米国のケミカルピーリング剤使用基準は、AHA 濃度を化粧品の場合は【10.0%未満、ｐH3.5以上】、訓練された技術者（エステなど）は【30.0未満、ｐH3.0以上】、医師は【30.0%以上、ｐH3.0以下】。(米国化粧品業界団体、化粧品成分調査委員会CIR報告）

★TCA（トリクロール酢酸）ピーリング、フェノールピーリング等は医療のみで実施される。

万一ピーリング剤で炎症などを来した場合、日本人の皮膚は白人に較べて、色素沈着が残りやすいといわれているので、米国の AHA 基準をそのまま提供することは危険と考えられます。
したがって、作用が緩和であり安全性が高いという観点からも、米国化粧品業界の自主規制値を準用した AHA 濃度【10.0%（W／W）以下、ｐH3.0 以上】が妥当と考えます。

また、ピーリング剤導入に関しては、安全性を確保した上で最大限の効果をあげるためにも、十分な事前教育の徹底が望まれます。

（2）経済産業省（旧通商産業省）

経済産業省では、「訪問販売等の法律」の推進を通して取引ルールの適正化を図っており、また業の育成の視点から調査研究等も実施している。そこで、経済産業省の取り組みとして、「訪問販売等の法律」（2000 年６月から「特定商取引に関する法律」）の概要と、1999 年度に委託調査で実施した「わが国エステティック業における経営環境整備に関する基礎調査」（報告書）の一部を要約する。

① 訪問販売法

1999 年 11 月の訪問販売法および割賦販売法の改正では、特定継続的役務としてエステティックをはじめとする４役務の取引について、初めて一律に基本ルールが導入され、業界の健全化とイメージアップ、今後の拡大発展に役立つと期待されている。

ここでは、契約以前に「概要書面」の公布、契約時に「契約書面」の公布を義務づけている。「概要書面」には提供される役務の内容を表示事項の一つにしているが、省令によれば、「契約書面」では(1)役務の提供、(2)役務提供の形態または方法、(3)役務を提供する時間数の総計、(4)施術を行う者、役務を直接提供する者の資格、能力等に関して特約があるときはその内容、を定めることとなっている。エステティックサービスにおいても、この具体的項目を定め、サービス内容を明確化していくことが必要になっている。以下に改正訪問販売法の概要を示す。

ア．契約期間と金額
・エステティックサロンでは期間１ケ月、金額５万円を超える契約を行う場合が規制の対象となる。５万円には関連商品の販売も含まれる。

イ．契約締結まで及び契約締結時の書面交付の義務づけ
・契約に至るまでの間に消費者に対し、契約を締結するにあたって、その判断材料となる十分な情報の提供を行わなければならない。
・契約締結時に、当事者の権利義務（クーリング・オフ及び中途解約に関する事項など）を明確にしなければならない。

ウ．誇大広告の禁止、不実告知、威迫、困惑等の行為の禁止
・著しく事実に相違する表示をしたり、実際のものより優良、有利であると誤認させるような広告表示が禁止されている。
・勧誘又は契約の解除を妨げるために、消費者の判断に影響を及ぼすような重要な内容について、不実のことを告げたり、威迫・困惑させるような行為が禁じられている。

エ．中途解約制度、損害賠償額の制限
・エステティックサロンの具体的な損害賠償等の上限は、契約の解除が役務提供開始前の場合が２万円。役務提供開始後の場合が２万円又は契約残額の百分の十に相当する額のいずれか低い額とされている。

オ．罰則の強化
・禁止行為、業務停止命令違反の場合：懲役１年以下（改正前）→懲役２年以下（改正後）。
・書面の交付義務違反、誇大広告、経営情報開示書面の不設置違反の場合：罰金５０万円以下（改正前）→罰金１００万円以下（改正後）。
・法人の業務停止命令違反の場合：罰金１００万円以下（改正前）→罰金３億円以下（改正後）。

②　わが国エステティック業における経営環境整備に関する基礎調査

経済産業省では、訪問販売法の改正により、エステティック業に初めてルールが定められたことを受け、これを業界発展の絶好の機会ととらえ、委託調査「わが国エステティック業における経営環境整備に関する基礎調査（1999 年度)」(調査研究委員会委員長：慶應義塾大学教授井原哲夫氏）を実施した。

これは、エステティック業界が主体的に発展していくための課題を整理し、取り組むべき方向を経済産業省として初めて総論的に検討したものであり、経済産業省ではこの検討成果を 21 世紀に向けたエステティック・ビジョン策定の第一歩として位置づけている。

報告書のなかから、「エステティック業の確立」に向けた取り組みの方向性（第Ⅴ章）を要約・引用する。

１．エステティック業の確立に向けた取組みの方向性

（1）適正競争の実現
適正競争の実現に向けて、サービスの質の向上、顧客満足、市場拡大につながる競争の実現を視点に、特色あるサービスを提供できるようになることが求められる。

（2）取引契約の適正化
①　「訪問販売法」の遵守の体制整備、業界内の自主ルールの整備検討及び体制整備
②　広告･販売方法の適正化
③　適正な情報開示
④　取引契約適正化のためのチェック機能整備　など

（3）施術技術の向上
①　施術レベルの維持･向上、欧米技術の導入
②　人材育成システムの構築、学校との連携
③　雇用制度・資格制度のあり方
④　安全性の確保

（4）経営者の意識向上
①　エステティックの理念の体現の取り組み（例えば、ＩＳＯ9000 の取得等)
②　人材育成システムの構築
③　経営の健全化・業界の発展への取り組み

（5)「顧客信頼」の醸成・獲得への対応
①　社内の推進体制の整備
②　業界の推進体制の整備
③　「サービス業」評価への対応方策
④　多様なツール（ポータルサイト）の活用等による顧客信頼の獲得
⑤　イメージアップキャンペーンの実施　など

２．業の確立に向けた「経営基盤整備」のあり方

（1）業基盤の確立（組織化）
業界全体を視野に入れた組織化による発展への基盤整備が求められ、団体の特性を生かしたカバー率の向上と、未組織者への対応方法の検討が必要である。

（２）業界における標準化の推進

エステティックという言葉で表現される事項・内容に非常に幅にあることが現在のわが国のエステティック業の特徴であり、用語を始めとするサービス内容の統一の検討が必要である。

（３）業に関わる実態調査の実施

業の実態把握と組織化、施術技術の向上、技術開発に向けて、エステティック業に関わるつぎのような実態調査等の実施が必要である。

①業界の実態調査
②海外の動向調査
③先進技術の調査等

（４）多様な情報ツールを活用した社会への発信

各団体が独自に進めるホームページを一本化したポータルサイト的なものの構築や、ＴＶ・新聞・雑誌等の既存媒体の積極的活用などの検討も必要である。

（５）行政における支援策の検討

行政支援としては、金融面・税制面などの支援策の検討実施に加え、日本標準産業分類におけるいちづけを独立したひとつの産業としていくことなどが重要である。行政における中小企業の支援策としては例えば次のようなものがある。

－高度化融資制度（創造的中小企業創出支援事業　等）
－設備投資関連税制（中小企業新技術体化投資促進税制、中小企業等基盤教化税制　等）
－組織化（中小企業等協同組合制度　等）
－小規模企業対策（小企業等経営改善資金制度、経営改善普及事業　等）

資料編

1　電気脱毛及びレーザー脱毛の海外における取扱い

わが国においても業界団体による電気脱毛資格制度が創設されたばかりであるが、アメリカにおいては現在３分の２の州が電気脱毛に関する法制度をもっており、規制している。またレーザー脱毛については、先進国アメリカにおいても臨床データや教育制度が実験の段階にあるが、フロリダ州、オハイオ州など法令で規定されているところもあり、州により取り組みが異なる。さらに欧州ではフランスではエステティシャンが電気・レーザー脱毛機器を使用することは厳しい状況だが、イタリア、イギリス、ドイツ、スペイン・ギリシャ・オーストラリア・スカンジナビア諸国では使用が認められるなど状況が異なっている。

以上のような情報について、文献をもとに整理する。

（1）電気脱毛に関する海外動向

まず、アメリカにおける美容電気脱毛の資格制度の状況について、クレアボー№７ オレゴン大学国際学部教授　牧野三佐男氏の論文「米国における美容電気脱毛の動向」から抄録する。

①　アメリカの三大電気脱毛団体

アメリカでは、電気脱毛業界を代表する３つの団体が活動を行っている。

ＡＥＡ（アメリカ電気脱毛協会：American Electrrology Association）	ＩＧＰＥ（Inneternational Guild of Professional Electologysis）	ＳＣＭＥ（Society of Climical & Medical Eloctorolysis）
1958年設立 コネティカット州 会員数：2351名 CPE：1640名 （うち日本人451名）	1978年設立 ノースカロライナ州 会員数：約千名以上	1985年設立 マサチューセッツ州 電気脱毛学校 会員数:698人(日本人239名) CCE取得者：249名（日本人不明）

②　米国電気脱毛協会の活動

論文では米国最大の電気脱毛団体で連邦政府との関連の強いＡＥＡの活動が紹介されている。

ア．設立目的

・最高水準の電気脱毛教育を促進し
・最高水準の技術的業務を顧客に提供することにより、公共の人々を守り
・全米共通の免許制度の確立と規則の制定をはかること

イ．活動実績

米国連邦政府（米国食品医薬品局：ＦＤＡ）及び各州の免許委員会部門と協力しながら、医療関連職業としての電気脱毛の制度確立へ向けて努力している。すでに30州の電気脱毛協会と提携し、電気脱毛に関する全国的教育プログラム、基準を制定する機関として政府当局の指導

のもとでの開発にあたっている。

しかし現在、免許制度がある州は 30 州、免許制度がない州は 20 州である。それぞれの州では独自に電気脱毛業の規制と制度づけを行なっており、開業免許の条件も異なっている。電気脱毛学校への入学資格、技術施行者も各州まちまちであり、デルウェア州やアラバマ州では 16 歳以上、オクラホマ州では 21 歳以上である。さらに大学卒業資格が必要条件となっている。

各州にはそれぞれ自治権があるため、また立法手続も厳密に同じではない。

③　ＣＰＥについて

ＡＥＡの運営する「ＣＰＥ」試験の内容は次の 6 分野にわたり出題される。

①皮膚科学、毛の解剖、生理学　30%
②滅菌消毒と衛生　20%
③施術　15%
④機器の操作　20%
⑤備品（プローブ、ツィーザー、コットンその他）　10%
⑥職業倫理、法律諸問題　5%

合格点は 70 点以上である。

CPE 制度は、ほかの医療関係業務と同等のものとして認識されている。多くの州で免許試験の筆記部分として採用認定する傾向にあり、最終的には、この試験が全米各州の電気脱毛士試験の基準となり統一されることになるとされている。

④　継続教育（CEU=Continuing Education Unit）

CPE 認定資格の最も大きな特色は、更新のための継続教育とされている。有効期間の 5 年間のうちに、AEA 継続教育センターが公認したセミナー講習会、通信教育などを受講して 75 時間分（7.5CEU）の継続教育ポイント（単位）を取得しなければ資格を失う。

電気脱毛士資格に継続教育が必要なのは、新しい知識は 3 年しかもたないからであり、そのため 5 年後の更新まで毎年継続して勉強しなおすことを求めている。

⑤　医師と電気脱毛士の関係

アメリカでは電気脱毛技術者と医師が密接な連絡をとりあい、多くの場合、同じメディカルビルのなかにクリニックがあり、協力し合って仕事をしている。医師による電気脱毛が行われたとしても、ほとんどの医師は時間のかかる電気脱毛に時間を割くよりも、信頼できる CPE 取得した熟練技術者に任せるべきだと考えている医師が多い。

（2）レーザー脱毛に関する動向

美容レーザー脱毛の最新情報については、「美容レーザー脱毛研究会・法務委員会」の報告を抄録する（報告から、若干要約している）。

① アメリカ

ア．美容レーザー脱毛機器の許可状況

レーザー脱毛機器の販売についてはＦＤＡ（Food and Drugs Administration 米国食品医薬局）の許可を受けて行われている。

ＦＤＡは、食品･医薬品・化粧品に関する連邦法（Federal Food、Drug、and Cosmetic Act）に基づき次の通り医療機器、美容機器に関して管理規制のためのクラス分類を決めている。

クラスⅠ	**安全性と有効性が合理的に十分保証できるもので生命維持や支持に直接的に関与せず、障害や病気等を引き起こす危険性のないもの**	**電気脱毛器 日焼け用紫外線ランプ**
クラスⅡ	**安全性と有効性を十分保証できるデータが不足しているもので、別途規定する臨床データ、安全性や有効性を証明するデータや医師の証明等を必要とする生命維持、支持にかかわる装置**	**レーザー脱毛器 電気メス 心電計**
クラスⅢ	**生命維持、支持、人の健康の害を防ぐために使用し、障害や病気を引き起こす危険性が存在するもの**	**ー**

ＦＤＡによる販売許可とは、製品としての安全性が認められ市販品として市場に出すことが許されたことを意味している。

その製品の効能･効果を認めているものではないので、十分なデータがあると確定するまでは、無痛であるとか、永久であると宣伝してはならないとされている。また、いくつかの製品については「永久減毛（Permanent Hair Reduction）と主張することを認められている。

初めて脱毛用レーザー機器が販売許可になったのは、1995年４月である。それまでは入れ墨などを取り除くというような用途のために医師により使用されてきたが、レーザーを毛の脱毛に使うという新しい領域が開発された。以後、レーザー脱毛の人気は急激に高まり、FDA に対する許可申請や内容変更申請の件数が増え続けている。

2000 年８月現在でＦＤＡの許可を得ている 15 のレーザー脱毛機と２つのパルスライト脱毛機である。

また、すでにボディの毛専用のマイクロ波を使った脱毛機も出現しており、今後多くの医療機器が脱毛への適応ということで販売許可の申請がなされ、市場に出回ってくるものと予測される。

イ．各州における規定

Electrology World 誌によると、2000 年６月現在、アメリカ各州の州立医療委員会（State Medical Boards）に確認したところ、50 州のうち何らかの規定があるのが 27 州、何も規定がないものが６州、見解を出していないのが 17 州とされている。

何らかの規定を定めている 27 州のうち「医師のみ」に限定しているのが 14 州、その他においては多少の差異はあるが、「医師の直接的な監督のもとに行う」としているのがほとんどである。

日本に先駆けてレーザー脱毛が盛んになっているアメリカであるが、臨床データや技術者の教育制度等についても、まだまだ実験の段階にあると思われる。

ウ．フロリダ州法令

フロリダ州法令の「直接的監督要請議定書」は次のように規定している。

「電気脱毛、レーザー脱毛を使った脱毛、光脱毛または減毛が医師以外の人物により行われる場合、その人物は適切に訓練され、医師の直接的な監督のもとで行われなければならない」

また、フロリダ州電気脱毛評議会は、一定の要件が充足された場合、所定の申請があり次第、レーザー及びフラッシュライトによる脱毛に関する 30 時間のトレーニング･プログラムを承認するとしている。

エ．アメリカ医療協会

レーザー脱毛に関しては特別な規定はないが、レーザー一般に関しての規定は次の通り。

・レーザー治療は、医療と治療の免許をもった者または現在治療行為を行うことを州によって許可されている分野の専門家によってのみ行われる。

・レーザーを使った人体の組織の修正、破壊、切開、その他の組織改変は治療である、という立場を支持する。

オ．アメリカレーザー学会

・医師でない者に、レーザー使用法を委任する医師は、その医師自身もレーザー物理学、安全性、レーザー治療技術、使用前後のケアの知識をもった、レーザー使用資格保持者であり、治療によって起こりうる緊急事態にも対応できなくてはならない。

・レーザー機を扱うために医師に雇用されている、いかなる医療専門家も、それぞれのレーザーシステムの安全で効果的な使用法について、適切な訓練と教育を受けていなければならない。また医療専門職の州資格をもっていなければならない。そして適した医療過誤の保険に入っていなければならない。

・正しく訓練され、資格のある医療専門家は、限定された種類のレーザー機を、医師の監督のもと、そしてレーザー使用の手順法、規定事項に従うのみ、使用できる。

・いかなる医療行為も、最終的な責任は医師にあるため、万が一何か事故があった場合は、監督医師は５分以内に対応できなければならない。最終的な責任は、監督医師にある。

すべての医師への指導原則は、各患者が保証される利益と幸福を確保する、最高水準の倫理的医療を行うことである。ASLKS は、十分な監督下において、正しく訓練され資格のある医療専門家が、安全で効果的な一定のレーザーを使用する考え方を支持する。

カ．フロリダ州――「電気脱毛士のためのレーザー脱毛集中継続教育プログラム」

Lasertrolysis of Naples は、特に脱毛士のために、１週間集中プログラムを提供する、アメリカにおける代表的な訓練機関といわれる。現在脱毛に使用されているすべてのレーザー（Nd：YAG、ルビー、アレキサンドライト、ダイオード、フラッシュランプ）や、光脱毛の機能を教えている。

GentleLASE™ 、LightSheet™、EpiLaser™、EpiaLight™、PhotoDerm™、など、FDA より「永久減毛」の許可を得たレーザー機及び光脱毛の技術実習。

レーザー脱毛は、電気脱毛と共に使用することにより、断然早く、そして長期的な脱毛効果を生み出す。この新しい技術や仕組みについて、その情報と技術実習を提供。

（１週間、30 時間のプログラム費用：＄2,500）

キ．オハイオ州―――4731-18-03「光を基にした医療機器」使用の委任

Ａ．改定規則の4731章に従い認可された医師は、「光を基にした医療機器」を脱毛目的のみに使用する場合は次の条件を満たすことで、委任することができる。

1. 「光を基にした医療機器」は、人体の脱毛向けにＦＤＡより認可を受けた機器とする。
2. 「光を基にした医療機器」の脱毛目的での使用には、その医師の一般治療の範囲内で行う。
3. 医師は、「光を基にした医療機器」の使用が適切かどうか患者を良く診察した上で判断する。
4. 医師は、「光を基にした医療機器」を初めて使用した患者について、連続して使用する前に、使用後の患者を良く診断して、その後も継続するかどうかを判断する。
5. 委任される者は、次のいずれかとする。
   a 改定規則の4730章に従い登録された医師のアシスタントで、その医師が委員会認可の「委任をする上での実用的な手順書」を用意していること。
   b 改定規則の4731章に従い認可された美容治療専門家。
   C 登録正看護婦又は改定規則の4723章に従い認可された見習看獲婦
6. 委任される者は、一定の技術と必要なケアを提供する為の適切な教育と訓練を受けた者とする。
7. 医師は、「光を基にした医療機器」を委任された者が施術する場合は常に直接的監督の下で施術させる.
8. 医師は、この規則に従い同時に2人以上の監督はしない.

Ｂ：Ａ（７）の例外として、4731章に従い認可された美容治療専門家が次の全ての条件を満たした上で「光を基にした医療機器」の使用を施術内容の確定した患者に施術する場合は、直接的監督をしなくても構わない。

1. その美容治療専門家は脱毛目的で使用される委員会の承認をうけた「光を基にした医療機器」の使用方法についての教育を完全に終了している。
2. その教育は、最低50時間の訓練で、その内30時間は臨床経験のものとする。
3. その美容治療専門家は、医師が間接的監督の下でも安心して施術を任せることが出来るよ

うになるまで、その医師の直接的監督の下で施術をしなければならない。

美容治療専門家は、要求される訓練を満たすために、専門知識の収集を続けなければならない。

C．美容治療専門家は、医師アシスタント、登録正看護婦、認可された見習看護婦は、委任された「光を基にした医療機器」の施術後、患者に明らかに副作用が起きたり、治療が期待通りに進まない場合は、直ちにその医師に報告しなければならない。医師は副作用が起きたり治療が期待した通り進まない場合、その患者をできるだけ早く診断する。

D．この規則で意味する、直接的監督とは美容治療専門家やアシスタントと同じ管内（たとえば続きの医師の自室）での医師の存在を意味し、彼らと同じ室内を要求するのではない。

E．この規則で意味する間接的監督とは、医師が継続的に、美容治療専門家と連携がとれ、通常で60分の距離内に医師がいることである。

②　ヨーロッパにおける最新情報

ア．イタリア

「1990年1月４日付け法律第１（１）号」により、エステティシャンが「美容用レーザー」を使用することが許可されている。

その法律によると、

- エステティシャンの業務は、人間の肌に施す全ての処置およびサービスであり、その目的は人間の肌を完全な状態に保ち、美容を損なうものを希釈化または除去することによって美容を改善し、保護すること
- この法律に添付するリストに掲載する「美容用電気機械装置」および「1986年10月11日付け法律713（1）号に定義する化装品」を使用し、手作業で行う。（添付のリストに美容用レーザーが記載されている）
- 治療的性格を有するサービスはエステティシャンの美容から除外する。

と定められており、「美容用レーザー」はエステティックサロンにおいてのみ使用が許されている。このレーザー機は脱毛にのみ使用可能である。

このエステ用レーザー機器の規制についてＣＥＩ（イタリア電気技術委員会）が1992年10月、「ＣＥＩ162-39エステティック使用の電気機器・安全のための一般ガイド」を公表している。ＣＥＩは機器の構造について述べており、合法的にエステ業界向けに販売できるものかどうかを知ることができるものである。

イ．フランス

エステティシャンが脱毛用機器を使用することに関して非常に厳しい状況である。

最近、フラッシュランプタイプの脱毛機が市場に出ているが、近く厚生省がこの件に関し、安全に重点をおいてルールを定める予定である。今までは、エステティシャン、看護婦、エックス線技師がフラッシュランプを使用してきたが、立法化されればレーザー機も使用可能とな

ることが予想される。ちなみに、電気脱毛機による施術についても医師だけに限られており、エステティシャンは専らワックスとツィージングで脱毛サービスを行っている。

ウ．イギリス

レーザー脱毛の施術について特に医師である必要はない。通常は看護婦やビューティセラピストにより行われている。

British Society for Dermatological Surgry(BSDSガイドライン)の見解では、レーザーを使用できる者は、「特定の医療知識・技術のある認定されたレーザースペシャリスト」としている。それに加え、上記の認定スペシャリストの監督下において次の者にレーザーの使用を認めている。

・医療関係者

・ヘルスケアプロフェッショナル

・認定医療物理学者

エ．ドイツ

ドイツのレーザー協会（German Laser Association）の最高委員であるRaulin医師のコメントによれば、“現在ドイツにおいて、特別な規制はない。Naturopath（医師と看護婦の中間の立場の人）は、レーザーを使用しても安全と考えられる。”とのことである。

オ．スペイン、ギリシャ、オーストリア、スカンジナビア諸国

これらの国においては、エステティックサロンでの使用を認められている。

2　エステティックサービスの市場規模

エステティックサービスの市場規模は、経済産業省（通商産業省）「わが国エステティック業における経営環境整備に関する基礎調査」においては、約3,834億円（1999年、矢野経済研究所による推計）とされており、フィットネスクラブ（約3,000億円）やレンタカー（約3,200億円）よりも大きな経済規模を有する産業となり、他の産業に与える影響力もより大きなものとなりつつある。

ここで、エステティックジャーナル社（1997年及び2001年）の資料をもとに、エステティック業の市場規模をみてみる。

■市場規模は約3,500億～4,000億円（エステティックジャーナル市場推計1997年　より）

◆　エステティックジャーナルでは、1995年の創刊以来、全国にある専業エステティックサロン数の集計調査*1　を実施しており、1996年8月集計結果は、10,583店舗であった。
なお、この数値は専業のエステティックサロンの店舗数であり、美容室や理容室、化粧品店でのエステティックなど、併設店舗は含んでいない。

◆　この数値を基に、以下のように試算し、市場規模を算出した。

・大手エステティックサロンは約20社あり、サロン総数は1200店舗である。これらの年間売上合計は約1,500億円となっている。（数値出所はいずれも同編集部）
・全店舗数10,583店舗から大手1200店舗を引いた約9,383社の売上を月間225万円*2　と仮定し試算。
225万円×12ヶ月×9,383社＝約2,500億円という数値を得た。
・しかしながら、ひとりふたりの少人数で営業しているサロンにおける月間売上を225万円と仮定するのは高すぎるため、170万円*2　と仮定して試算。
その結果、170万円×12ヶ月×9,383社＝約2,000億円という数値を得た。
・よって大手20社の売上1,500億円に残る中小規模の推定売上2,500億～2,000億円を加算し、業界市場規模を3,500億～4,000億円と推定。

■市場規模詳細

エステティックジャーナル編集部では、上記を含め以下の数値*3　（1997年1月集計調査）を発表している。

・　エステティック業界専業サロン数：10,583店舗
・　大手サロン20社の合計サロン数：約1,200店舗
・　大手サロン約20社の年間売上：約1,500億円
・　大手サロン以外の年間売上：約2,000億～2,500億円
・　大手サロンを含めた1サロンあたりの年間平均売上高：3,300万～3,800万円、1日の平均売上高：約11万～13万円
・　大手サロンを除いた1サロンあたりの年間平均売上高：2,100万～2,660万円
　1日の平均売上高：約7万～9万円
大手サロン上位20社の1サロンあたりの年間平均売上高：約1億2,500万円
1日の平均売上高：約41万円

*1　＝調査方法については明記なし。
*2　＝仮定の根拠については明記なし。
*3　＝算出根拠については明記なし。

■大手＆中堅サロン店舗数（エステティックジャーナル2001年資料より）

サロン名	店舗数
モアグループ（モア・フェスタ　フランチャイズ含）	202
東京ビューティセンター（内メンズサロン24店舗）	196
スリムビューティハウス	134
ラ・セーヌ（愛知・フランチャイズ含）	130
たかの友梨ビューティクリニック	126
エステdeミロード（破産）	110
エルセーヌ	108
Missエステ・キューズ（クリーク）	100
ホリスコンフォートクラブ（フェスタ・フランチャイズ含）	96
エステティックサロン　ソシエ	95
シェイプアップハウス・ダンディハウス（内ダンディ41店舗）	80
ラ・パルレ（全店メンズエステ併設）	78
ジェットスリム（フランチャイズ含）	72
ジャパン美容研究所	65
エステアップ	49
エステサロンロイヤル（本部・東京）	43
ピュアエステ　ブリアント	42
気エステティック・イヴ	25
スタジオ・ラティア（本部・静岡）	22
エスティオ	17
ジュリア・オージェ（本部・大阪）	13
トータルエステティックサロン　アピア（本部・大阪）	12
モアビサージュ（本部・東京）	11
エスコス（本部・大阪）	9
美研テクニカルビューティ（本部・九州）	8
エスパース（本部・九州）	7
エステステーション（本部・大阪）	7
メディカルエステ美麗（本部・愛知）	6
スタイルサロン（本部・山梨）	5

（2001年現在）

■全国のエステティックサロン数（エステティックジャーナル2001年資料より）
——全国のエステティックサロン数は、10,741店舗（表参照）

2001年4月現在、全国のエステティックサロン数は10,741店舗と発表（専業のエステティックサロンに加え、美容室やフィットネスクラブなどに併設されているサロンも含む）。

2001年度の全国サロン数は、前年と比べ835店舗減少。特に静岡（86店舗減少）、大阪（75店舗減少）、神奈川（65店舗減少）、福岡（61店舗減少）、北海道（57店舗減少）、愛知（48店舗減少）、東京（41店舗減少）、千葉（30店舗減少）、での減少が目立った。

■都道府県別店舗数（単位：店舗）

区分	2000年	2001年	区分	2000年	2001年
北海道	316	259	滋賀	79	81
青森	60	55	京都府	162	156
岩手	61	64	大阪府	920	845
宮城	151	13	兵庫	443	481
秋田	65	57	奈良	95	87
山形	66	60	和歌山	110	106
福島	147	138	鳥取	39	32
新潟	156	137	島根	29	29
富山	86	80	岡山	180	168
石川	86	84	広島	236	217
福井	85	78	山口	122	106
長野	241	259	徳島	84	77
茨城	187	177	香川	89	73
栃木	169	156	愛媛	104	86
群馬	165	184	高知	87	78
埼玉	393	383	福岡	600	539
東京都	1309	1268	佐賀	103	96
千葉	317	287	長崎	133	118
神奈川	623	558	熊本	237	216
山梨	104	84	大分	127	116
静岡	526	440	宮崎	112	110
愛知	687	639	鹿児島	146	141
岐阜	229	223	沖縄	172	171
三重	163	146			

■2001年現在、全国大手エステティックサロン数は、以下のとおり

◆ 2001年度の主な大手サロン店舗数は以下の通りと発表。ただしこれらの数字は上記の全国店舗数には含まれていない。
TBC（東京ビューティセンター）　196店舗、
たかの友梨ビューティクリニック　126店舗
エステdeミロード　110店舗（破産）
エステティックサロンソシエ　95店舗
スリムビューティハウス134店舗
エルセーヌ　108店舗

3 最近のエステ年表

	国の動向				法律問題	社会的動向	団体の動向	
	厚生労働省		経済産業省					
	通達	エステティック研究財団	法律	通達			業界団体	医学界
1984	厚生省健康政策局医事課長より電気脱毛行為は医業にあたるという通達				大津事件（ワールドエステティック事件）		日本エステティシャン協会設立（1972） 日本全身美容協会設立（1979）	
1985					別府事件（青山事件）		国際エステティック連盟設立	
1986								
1987					消費者連盟告発事件（東京地検）		全日本エステティック業連絡協議会設立	日本医学脱毛協会設立
1988								
1989	皮膚に針を刺して色素を注入するアートメイクを「医業行為」とする見解を示す							
1990								
1991						東京都生活文化局「エステティックの表示及び実態に関する調査研究」		
1992		厚生省認可団体として財団設立				近畿弁護士会連合会消費者保護委員会「エステティック被害の未然防止のために」		
1993					公正取引委員会エルセーヌを不当景品類及び不当表示法違反による排除命令	国民生活センター「エステティックトラブル110番」		
1994	生活衛生課「エステティック業における継続的役務取引に係わる標準契約書及びその実施方策について ケミカルピーリング剤AHAの輸入許可下りる	エステティック業に関する基礎調査実施						AHA剤の認可を契機にわが国でもケミカルピーリングがブームに
1995		標準契約書策定	産業政策局サービス産業課より標準契約書の普及啓発			神戸市商品・役務適正化委員会研究報告書（エステティックサービスについて） 日本消費者協会「美容医療脱毛トラブル110番」 日本医学脱毛協会「脱毛トラブル110番」	日本エステティック工業会設立	アメリカで、ルビーレーザーによるレーザー脱毛の学会発表
1996		衛生基準策定						
1997	第141回国会において小泉厚生大臣が電気脱毛に関する国の公式見解を示す	美容電気脱毛技術者認定制度中止に					全日本全身美容業協同組合設立 日本エステティック連合設立	日本にレーザー脱毛導入
1998								
1999			訪問販売法及び割賦販売法改正			エステdeミロード倒産、代替サービス実施	日本美容電気脱毛協会設置	
2000	厚生省医事課長よりレーザー脱毛、アートメイク、ケミカルピーリングに関する通達	ケミカルピーリング消費者危害防止研究報告書発表	わが国エステティック業における経営環境整備に関する基礎調査報告（エステビジョン）発表		高橋クリニック事件	国民生活センターがケミカルピーリングについての適正化を行政・業界に要望	日本エステティック連合7団体へ 協議会が「美容レーザー脱毛研究会」を開催	

エステティックサービスの実情に関するおたずね

記入に際してのお願い

①この調査はサロン単位で実施しています。貴サロンが支店の場合、貴サロンの範囲内でご回答ください。
②回答には、○印をつけるものと、〔　〕のなかに具体的に書いていただくものなどがあります。設問ごとの説明に沿ってご記入ください。
③この調査表はご記入後、一般サロンは３月１２日（月）まで、団体加入サロンは３月１９日（月）までに同封の封筒に入れて投函してください。

貴サロンの概要をおたずねします

問１　①　サービスを始めてから の年数は(数字をご記入ください)　　(N=66)

（平均）９　年　９　か　月

（5 年未満 42.4%,5 年以上 10 年未満 37.9%,10 年以上 20 年未満 37.9%,20 年以上 15.2%,無回答 1.5%）

②　経営形態は（1つ○）
１．個人経営　17 件（25.8%）
２．法人経営　49 件 ▶　　貴サロンは　本店　24 件（49.0%）・支店　18 件（36.7%）無回答　7 件（14.3%）

③　営業形態は（1つ○）
１．専門店　46 件（69.7%）
２．併設　17 件 ▶　　**付問　貴サロンと併設しているのはどれですか。**(いくつでも○)
（25.8%）
　１．医療クリニック　3 件
　２．はり・きゅう治療院　１件
　３．化粧品店　７件
　４．その他〔具体的に：　　　　〕７件

④　どの業界団体に加入していますか。(いくつでも○)
１．全日本エステティック業連絡協議会　18 件（27.3%）
２．日本エステティシャン協会　30 件（45.5%）
３．全日本全身美容業協同組合　７件（10.6%）
４．日本全身美容協会　12 件（18.2%）
５．その他〔具体的に：　　　　〕　17 件（25.8%）
６．業界団体には加入していない　11 件（16.7%）
無回答　0 件（0.0%）

問２　貴サロンの、エステティシャンについておたずねします。　　(N=66)

①　人数は　（平均）6.7　人　（1 人 21.2%、2~4 人 27.3%、5~9 人 36.4%、10 人以上 13.6%、無回答 1.5%）
うち、有資格者は　（平均）3.1 人※（0 人 6.5%、1 人 21.7%、2~4 人 26.1%、5~9 人 26.1%、無回答 19.6%）
※団体加入サロンのみ（n=46）

②　貴サロンには、次の資格をもっている方はいますか。(いくつでも○)
１．ＣＩＤＥＳＣＯ　17 件　（25.8%）
２．日本エステティシャン協会認定　24 件（36.4%）
３．ＣＰＥ　７件（10.6%）
４．美容電気脱毛技能検定（日本エステティック連合）　11 件（16.7%）
５．その他〔具体的に：　　　　〕　27 件（40.9%）　無回答　20 件（30.3%）

③ エステティシャンの確保や技能向上のために、どのようなことを実施していますか。（いくつでも○）

1．研修の実施　58 件（87.9%）
2．エステ資格取得の奨励　30 件（45.5%）
3．学校等への求人案内　18 件（27.3%）
4．優秀な人材の積極的な採用　36 件（54.5%）
5．その他〔具体的に：　〕　13 件（19.7%）
無回答　7 件（10.6%）

貴サロンで行っている施術法と使用している機器をおたずねします

問３　貴サロンで行っている手法・施術及び使用機器についておたずねします。（N=66）

①　行っている手法は次のうちどれですか。（いくつでも○）
1．脱毛　44 件（66.7%）
2．美顔　63 件（95.5%）
3．痩身（ボディメイク）　45 件（68.2%）
4．その他〔具体的に：　〕　26 件（39.4%）
無回答　1 件（1.5%）

②　①で「1．脱毛」と回答した方におたずねします。どの施術法を実施していますか。
（該当する番号にいくつでも○。○をつけたものについて、具体的に機器名をご記入ください）
（n=44）

1　レーザー脱毛　※ランプ系など系統がわからない場合、「その他」欄に、機器名・型式名などをご記入ください
13 件（29.5%）
→1　ランプ系（フラッシュランプを含む）　3 件
〔機器名：　メーカー：　型式名　〕
→2　ヤグレーザー系　7 件
〔機器名：　メーカー：　型式名　〕
→3　アレキサンドライトレーザー系　2 件
〔機器名：　メーカー：　型式名　〕
→4　半導体レーザー系　1 件
〔機器名：　メーカー：　型式名　〕

2　美容電気（ニードル）脱毛　26 件（59.1%）
〔機器名：　メーカー：　型式名　〕

3　一時脱毛　38 件（86.4%）　※一時脱毛と回答した方に。具体的に行っている脱毛法にも○をつけてください。
→1　ワックス脱毛　37 件
→2　その他　0 件
〔具体的に：　〕
4．その他　3 件（6.8%）
〔機器名：　メーカー：　型式名　〕
無回答　0 件（-）

③　①で「2．美顔」と回答した方におたずねします。どの施術法を実施していますか。

（該当する番号にいくつでも○。○をつけたものについて、具体的に機器名をご記入ください）。

（n=63）

1．フェイシャル機器を使用した施術　54 件（85.7%）

〔機器名：　メーカー：　型式名〕
〔内臓機能（○印）：　スチーム・超音波・高周波・低周波・レーザー・その他〕
〔機器名：　メーカー：　型式名〕
〔内臓機能（○印）：　スチーム・超音波・高周波・低周波・レーザー・その他〕

2．マイクロピーリング　1 件（1.6%）

〔機器名：　メーカー：　型式名〕

3．ケミカルピーリング　16 件（25.4%）

〔使用溶剤（○印　）：
AHAに属する酸、ＴＣＡ、フェノール、その他〔　〕〕

4．その他の機器を使用　18 件（28.6%）

〔機器名：　メーカー：　型式名〕
〔内臓機能（○印）：　スチーム・超音波・高周波・低周波・レーザー・その他〕
〔機器名：　メーカー：　型式名〕
〔内臓機能（○印）：　スチーム・超音波・高周波・低周波・レーザー・その他〕

5．その他の溶剤を使用　5 件（7.9%）

〔使用溶剤等（具体的に）：　〕

無回答　5 件（7.9%）

④　①で「3．痩身」と回答した方におたずねします。どの施術法を実施していますか。

（該当する番号にいくつでも○。○をつけたものについて、具体的に機器名をご記入ください）

（n=45）

1．手技マッサージ　35 件（77.8%）

2．ボディケア機器使用　31 件（68.9%）

→スチームベッド　0 件
〔機器名：　メーカー：　型式名〕
→遠赤外線ベッド　7 件
〔機器名：　メーカー：　型式名〕
→ジェットバス　3 件
〔機器名：　メーカー：　型式名〕
→自動全身洗浄機器　1 件
〔機器名：　メーカー：　型式名〕
→マッサージ機器　16 件
〔機器名：　メーカー：　型式名〕
→その他のボディケア機器　23 件
〔機器名：　メーカー：　型式名〕

3．その他　18 件（40.0%）〔機器名：　メーカー：　型式名〕

無回答　3 件（6.7%）

④　「4．その他の手法」と回答したサロンにおたずねします。具体的に行っている手法をご記入ください。　14 件（21.2%）

手 法 名：
機 器 名：　メーカー：　型式名：
使用溶剤等：

手 法 名：
機 器 名：　メーカー：　型式名：
使用溶剤等：

問4　貴サロンでは、サービスの実施にあたり、つぎの点についてどのようになさっていますか。(一つずつ○)（N=66）

① 施術方法等についての事前説明
1．いつも実施している　53 件（80.3%）
3．たまに実施している　0 件（-）
2．ときどき実施している　11 件（16.7%）
4．実施していない　0 件（-）
無回答　2 件（3.0%）

② カウンセリング
1．いつも実施している　49 件（74.2%）
3．たまに実施している　1 件（1.5%）
2．ときどき実施している　14 件（21.2%）
4．実施していない　0 件（-）
無回答　2 件（3.0%）

③ カウンセリングのためのチェックシート
1．作成している　64 件（97.0%）
2．作成していない　1 件（1.5%）
無回答　1 件（1.5%）

④ 施術後のアフターケア等の説明
1．いつも実施している　53 件（80.3%）
3．たまに実施している　1 件（1.5%）
2．ときどき実施している　8 件（12.1%）
4．実施していない　1 件（1.5%）
無回答　3 件（4.5%）

⑤ サービスマニュアル
1．作成している　32 件（48.5%）
3．作成していない　12 件（18.2%）
2．一部作成している　19 件（28.8%）
無回答　3 件（4.5%）

⑥ その他、心がけていること　回答有り 33 件

具体的に：

問5　機器の維持管理はどのようにしていますか。(1つずつ○)（N=66）

① 機器の管理台帳
1．作成している　23 件（34.8%）
3．作成していない　30 件（45.5%）
2．一部作成している　5 件（7.6%）
無回答　8 件（12.1%）

②　機器のメンテナンス（複数回答有り）
１．メーカーに委託している　36 件（59.1%）　３．自主点検を行っている　29 件（43.9%）
２．代理店に委託している　9 件（13.6%）　４．その他〔具体的に：　〕3 件（4.5%）
無回答　7 件（10.6%）

③　その他、心がけていること　回答有り 21 件
〔具体的に：　〕

問６　衛生管理についておたずねします。（N=66）

①　自主的に行っていることはありますか。（いくつでも○）

１．消毒済みと未消毒の機器・備品の区別保管している　55 件（83.3%）
２．客ごとに皮膚に接する器具・備品について交換している　47 件（71.2%）
３．客ひとりごとの手指を洗浄している　54 件（81.8%）
４．その他〔具体的に：　〕　12 件（18.2%）
無回答　1 件（1.5%）

②　財団法人エステティック研究財団で作成している「エステティックサロン衛生基準」についてはご存知でしたか。（1つ○）

１．知っており遵守している　33 件（50.0%）　３．知らなかった　12 件（18.2%）
２．知っているがとくに準じていない　19 件（28.8%）
無回答　2 件（3.0%）

問７　貴サロンで販売している化粧品・機器等がありましたら、主なものを記入してください。（該当するものにすべて○。○をつけたものについて具体的にご記入ください）（N=66）

１．化粧品　60 件（90.9%）　４．美顔器　20 件（30.3%）
２．健康食品　45 件（68.2%）　５．脱毛器　2 件（3.0%）
３．補正下着　21 件（31.8%）　６．その他〔具体的に：　〕13 件（19.7%）
無回答　4 件（6.1%）

付問　化粧品・機器等の製造元はつぎのうちどれですか。
（該当するものにすべて○。○をつけたものについて具体的にご記入ください）

１．自社開発　20 件（30.3%）　３．代理店仕入れ　32 件（48.5%）
２．メーカー仕入れ　45 件（68.2%）　４．その他〔具体的に：　〕1 件（1.5%）
無回答　3 件（4.5%）

問８　顧客からどのような苦情やクレームをうけたことがありますか。(いくつでも○)
（N=66）

１．契約上の苦情　17 件（25.8%）
２．身体的障害があったことに対する苦情　15 件（22.7%）
３．サービス面での苦情　25 件（37.9%）
４．その他　3 件（4.5%）
無回答 31 件（47.0%）

付問　「２．身体的障害があったことに対する苦情」と回答した方におたずねします。

①　どのような障害に対する苦情でしたか（具体的にご記入ください)。回答有り 15 件

②　貴サロンではどのように対応されましたか（具体的にご記入ください)。回答有り 14 件

貴サロンが今後力を入れたいことや行政への意向についておたずねします

問９　貴サロンでは今後、どのような点に力を入れたいとお考えですか（自由にご記入ください)。（N=66）　回答有り 46 件

次ページ参照

問 10　日頃からエステティックサービスを実施していてお考えのこと、行政、業界団体に取り組んでほしいことなどを自由にご記入ください。（N=66）回答有り 40 件

次ページ参照

――ご協力ありがとうございました―

平成１３年度　都内におけるエステ危害の実態に関する調査報告書

平成１４年３月

登録番号　(13) 195

編集・発行　東京都生活文化局消費生活部安全表示課
〒163-8001　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
電　話　03(5388)3055（ダイヤルイン）

印　刷　（有）進英プリント
〒151-0053　東京都渋谷区代々木一丁目38番19号
電　話　03(3379)5525